令和３年第３回定例会

上士幌町議会会議録

令和３年　５月11日　開会
令和３年　６月４日　閉会

上士幌町議会

令 和 ３ 年 第 ３ 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第１号（令和３年５月１１日）

出欠席議員……１
職務のため出席した者の職氏名……１
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１
議事日程……２
開会の宣告……３
開議の宣告……３
議会運営委員会の報告……３
副町長の就任挨拶……３
会議録署名議員の指名……４
会期の決定について……５
諸般の報告……５
行政報告……５
常任委員及び議会運営委員の選任について……６
常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について……６
議長の常任委員辞任について……７
町政執行方針・教育行政執行方針……８
会議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……２４
報告第１号の上程、説明、質疑……２６
議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７
議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２９
議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決……３０
議案第３４号から議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４
散会の宣告……５９
署名議員……６１

第２号（令和３年５月３１日）

出欠席議員……６３
職務のため出席した者の職氏名……６３
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……６３

議事日程……６４
開議の宣告……６５
議会運営委員会の報告……６５
一般質問……６５
馬　場　敏　美　議員……６５
伊　東　久　子　議員……７３
早　坂　清　光　議員……８１
小　椋　茂　明　議員……９２
山　本　和　子　議員……１００
延会の宣告……１１６
署名議員……１１９

第３号（令和３年６月１日）
出欠席議員……１２１
職務のため出席した者の職氏名……１２１
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１２１
議事日程……１２２
開議の宣告……１２３
一般質問……１２３
江波戸　　明　議員……１２３
中　村　哲　郎　議員……１４２
散会の宣告……１５４
署名議員……１５５

第４号（令和３年６月４日）
出欠席議員……１５７
職務のため出席した者の職氏名……１５７
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１５７
議事日程……１５８
開議の宣告……１５９
議会運営委員会の報告……１５９
意見書案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１５９

意見書案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６２
意見書案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６４
報告第２号及び報告第３号の上程、説明、質疑……１６６
議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決……１６９
議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７１
議案第４０号から議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決……１７２
監報告第３号の上程、報告……１８５
閉会中の継続調査の申出について……１８６
閉会の宣告……１８６
署名議員……１８９

５　　月　　１１日

令和３年　第３回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和３年５月１１日				
招集の場所	上士幌町議会議場				
開会・閉会日時及び宣告	開会	令和　3年　5月11日　午前10時00分	議長	杉山幸昭	
	散会	令和　3年　5月11日　午後　2時55分	議長	杉山幸昭	

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　　０名
欠員　　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸　明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	10	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	11	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	6番　小椋茂明　議員		7番　中村哲郎　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	杉本　章	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中　貢	建設課長	渡部　洋
	副町長	杉原祐二	教育委員会教育長	小堀雄二
	会計管理者	青木弘彦	教育委員会教育推進課長	木下由季子
	総務課長	船戸竜一	教育委員会生涯学習課長	須田　修
	企画財政課長	佐藤泰将	教育委員会幼児教育課長	有賀孝行
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶　達	農業委員会事務局長	渡辺純一郎
	町民課長	（会計管理者兼務）	消防課長	西垣隆泰
	保健福祉課長	新井英次郎	消防課参事	杉山知宏
	農林課長	林　峰之	代表監査委員	根本広実
	商工観光課長	名波　透		

令 和 3 年 第 3 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第１号）

令和３年５月１１日（火曜日）

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定について
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告
日程第　５　常任委員及び議会運営委員の選任について
日程第　６　常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について
日程第　７　議長の常任委員辞任について
日程第　８　町政執行方針・教育行政執行方針
日程第　９　会議案第６号　上士幌町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第１０　報告第　１号　令和２年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第１１　議案第３１号　上士幌町税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１２　議案第３２号　上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３　議案第３３号　上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４　議案第３４号　令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）
日程第１５　議案第３５号　令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議案第３６号　令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１７　議案第３７号　令和３年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　ただいまより、令和３年第３回上士幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めております。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員会委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告を申し上げます。

議会運営委員会は、５月６日午前９時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されたことについてご報告申し上げます。

１点目は、副町長からの就任の挨拶を行いたい旨の申出がありますので、日程第１の前に議長発議をもって許可することにいたします。

２点目は、日程第14、議案第34号から日程第17、議案第37号までの令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）並びに３特別会計補正予算は関連がありますので、４会計を一括提案を受け、一般会計は款ごと、３特別会計は会計ごとに一括し質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって議会運営員会の議事運営報告を終わります。

◎副町長の就任挨拶

○議長（杉山幸昭議長）　ここで、４月21日付をもって就任されました杉原祐二副町長か

ら就任挨拶の申出がございますので、発言を許します。

副町長、杉原祐二君。

○杉原祐二副町長　貴重な時間にもかかわらず発言の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

副町長の就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

まずもって４月７日開催の第２回臨時町議会におきまして、町長のご推薦並びに議員各位のご同意を賜りまして、改めて厚くお礼申し上げます。

４月21日付で副町長に就任いたしましたが、職責の重さを痛感しているところでございます。

上士幌町の振興発展のため、もとより微力ではありますが、誠心誠意全力を尽くしてまいる所存であります。

私は、36年間役場職員として奉職させていただき、様々な業務に携わってまいりました。今後は、これまで培ってきた経験を生かし、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいりたいと存じます。

さて、本町の地方創生では、竹中町長のリーダーシップの下、様々な取組により、昨年度も人口増を達成し、全国的にもまれな事例として注目されております。これもひとえに議員各位はじめ、町民の皆様のご支援、ご協力をいただいた賜物と考えております。

本年、開町90周年を迎え、令和４年度からの10年間の計画でございます第６期上士幌町総合計画を策定する年でもございます。将来にわたって社会、経済、環境の好循環により、持続可能な町の発展を図るための重要な時期と認識しているところでございます。

竹中町長が６選出馬に当たり、町民の皆様にお示しいたしましたまちづくり10のテーマ実現に向けて、微力ではございますが、精いっぱい仕事をさせていただく所存でございます。

これまで同様、議員各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、町民の皆様にも併せてご支援、ご協力をお願い申し上げまして、副町長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、６番、小椋茂明議員、７番、中村哲郎議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月４日までの25日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月４日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承知願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第３、諸般の報告を行います。

お手元に、令和３年２月１日から令和３年４月30日までの議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の１第１項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第４、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中　貢町長　人事発令についての報告をいたします。

令和３年４月１日付及び５月１日付で皆様方のお手元に配付のとおり、上士幌町事務分掌一覧表のとおり人事発令を行いましたので、ご報告を申し上げます。

新規採用職員につきましては、４月１日付で一般事務職員５名、技術職員４名の計９名を採用し、総務課、企画財政課、町民課、農林課、商工観光課、幼児教育課に配属しております。

一般の人事異動については、４月１日付で全体で18名の発令を行っております。内訳

としましては、町長部局が14名、議会事務局が１名、教育委員会事務局が３名となっております。異動職員の内訳としましては、課長職６名、主幹職２名、主査職６名、担当スタッフが４名であります。昇格につきましては、課長職に４名、主幹職に１名、主査職に２名の昇格発令を行っております。

また、５月１日付で町長部局３名の人事異動を発令しております。異動職員の内訳としましては、課長職３名であります。昇格につきましては、課長職に１名の昇格発令を行っております。

以上、人事発令についてご報告申し上げました。

○議長（杉山幸昭議長）　報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で行政報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第５、常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第３条第１項の規定により、常任委員及び議会運営委員の任期が５月９日をもって２年の任期が満了となりました。

お諮りいたします。

各常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長においてお手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員及び議会運営員は、お手元にお配りしております名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◎常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第６、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の任期は、委員会条例第８条第４項の規定により、５月９日をもって２年の任期が満了となりました。

常任委員会及び議会運営員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第８条第２項の規定に基づき、議会においてそれぞれの委員会の委員の中から選任することになっております。

お諮りいたします。

常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、先ほどの委員の選任の方法と同様、議長が指名し、会議に諮って選任することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長が指名し、会議に諮って選任することに決定いたしました。

それでは、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を指名いたします。

総務文教厚生常任委員長に伊東久子議員、同じく副委員長に斉藤明宏議員、産業経済建設常任委員長に江波戸明議員、同じく副委員長に小椋茂明議員、議会運営委員長に山本和子議員、同じく副委員長に早坂清光議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名したとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

（午前１０時１３分）

○副議長（渡部信一副議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１４分）

◎議長の常任委員辞任について

○副議長（渡部信一副議長）　議長を交代しておりますので、議事運営に協力願います。

日程第７、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

ただいま総務文教常任委員に選任されました議長から、休憩中に常任委員を辞任したい旨の辞任願が提出されました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当でないとし、議会運用例第108条の規定に基づき、総務文教厚生常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任について、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○副議長（渡部信一副議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任については、これを許可することに決定いたしました。

ここで議長を交代いたしますが、議事運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時１６分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時１７分）

◎町政執行方針・教育行政執行方針

○議長（杉山幸昭議長）　日程第８、町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を願います。

町長及び教育長から、令和３年度の町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を行いたい旨の申出がありますので、順次これを許します。

初めに、町長から町政執行方針の説明を願います。

町長、竹中貢君。

○竹中　貢町長　令和３年第３回上士幌町議会定例会に当たり、町政執行の基本的な方針と、主要な施策につきまして所信を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

このたびの任期満了に伴う上士幌町長選挙におきまして、町民の皆様のご支持を賜り、引き続き上士幌町政を担わせていただくことになりました。光栄であると同時に、責任の重さを改めて感じております。微力ではありますが、上士幌町のたゆまぬ発展のため、

誠心誠意職務を務めさせていただきます。

このたびの選挙では、未来に生きる子や孫たちが、誇りを持って笑顔で暮らせるまちを目指し、元気まち上士幌「つなごう　子や孫へ」をスローガンに、次の10のテーマを掲げました。

１つ、コロナ禍から町民の命と暮らしを守る。１つ、ＳＤＧｓの取組でまちの価値を高める。１つ、農林業のさらなる成長。１つ、商工観光の振興で活力にあふれたまち。１つ、生涯活躍のまち。１つ、子育て・教育の充実したまち。１つ、ユニバーサルデザインで優しいまち。１つ、災害に強いまち。１つ、行財政の健全化などであります。特に、コロナ禍への対応は、喫緊の課題であります。また、国連が定めた持続可能な開発目標、ＳＤＧｓでは、内閣府のアワードで高い評価をいただいており、今後の各施策においてＳＤＧｓの視点を取り入れ、さらに深化させることで「まちの価値」を高めてまいります。また、各施策の事業効果を高めることや、コロナ後の社会の変化を見据え、ＩＣＴの活用を図ってまいります。

また、本町は、今年、開町90周年という記念すべき年を迎えております。コロナ禍での記念事業は限られますが、令和４年度からスタートする第６期総合計画（10か年）の策定中であり、開町100周年に向け、持続可能なまちを目指した計画を策定してまいります。

町民の皆様から町政執行の負託を受けた任期４年間は、選挙での公約をはじめ、総合計画や総合戦略との整合性を図りながら、「生きがい」や「幸せ」を実感できるよう、まちづくりに全力を尽くしてまいりますので、町民の皆様、議員各位にはさらなるご支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、今年度の主要な政策課題と施策につきまして述べさせていただきます。

地場産業で地域の活力を生み出すまち。

農業。

農業を取り巻く情勢は、新型コロナウイルス感染症拡大による国内消費の減退、経済連携協定によるグローバル化、スマート農業の進展など、急速に変化しております。これらの変化に柔軟に対応すべく、ＪＡ上士幌町や関係団体との連携を密にしながら、適切に対策を講じてまいります。

昨年の本町の農業は、畑作においてはおおむね平年並みの作況、酪農部門においては、規模拡大により生乳の増産が見込まれ、肉用牛についてはいまだ不透明でありますが、農業総生産額は昨年を上回る見込みと伺っております。

農業振興策につきましては、今年度４月から居辺地区集中バイオガスプラントが稼働

しており、家畜ふん尿を核とした資源・エネルギーのリサイクルシステムの構築による地域農業の持続的な発展と環境保全を進めてまいります。

また、デントコーンの受託栽培及び町内で生産される消化液の利用を支援していくとともに、農作業のコスト削減や生産性の向上を図るため、ＩＣＴ・ＩｏＴを活用した農業版エネルギーマネジメントシステムの構築など、スマート農業を推進してまいります。

改修が完了した食品加工センターにつきましては、地元の農畜産物を活用した新たな特産品の開発、製造、販売等６次産業化の拠点施設として運営面の充実を図ってまいります。

基盤整備につきましては、国営事業の萩ヶ岡排水路の整備、道営事業による農地や農道の整備を進めてまいります。

家畜伝染病対策につきましては、規模拡大により予防の重要性が増していることから、防疫体制の強化に努めるとともに、発生時には迅速な対応により、被害の拡大を防止してまいります。

ナイタイ高原牧場につきましては、指定管理者であるＪＡ上士幌町と連携を密にし、適正な管理運営を図ってまいります。

農業委員会につきましては、農地法等に基づき法令業務を厳正・的確に執行するとともに、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地の利用集積や農地の流動化を促進してまいります。

林業。

本町の約４分の３を占める森林は、木材の生産はもとより水源のかん養、土砂災害の防止など多面的機能を有し、さらに大気中の二酸化炭素を吸収し、温暖化を防止する大切な役割を担っております。しかし現状は、採算性の低下などにより、森林所有者が森林づくりへの意欲を失い、山離れが進んでおりますので、こうした状況の改善として、伐採後の着実な植林や担い手対策に対する支援、また、森林への愛着を育む活動に対し、森林環境譲与税等を有効に活用し、推進してまいります。

木を育てるには長い年月が必要であります。森林整備計画に基づき、計画的かつ長期的な整備を実施することにより、循環型の森林経営を目指し、環境と経済が調和したカーボン・ニュートラルな社会の実現に寄与してまいります。

商工業。

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に飲食業をはじめ大きな影響を受けたのが商工業であります。いまだ収束の見通しが立たない状況にありますことから、事業者の皆様が経営の持続化を図れるよう、プレミアム商品券発行事業などの経済対策を講じて

まいります。

また、「ナイタイテラス」と「道の駅」など、観光拠点と商店街の連携により街なかのにぎわいを創出し、消費を促すイベントやバルーンスタンプ子育て支援カード事業、歳末大売出しなどの商店街活性化事業を支援してまいります。

創業支援事業につきましては、利用者が多く、しかも業種も多様で空き店舗対策や商工業の活性化にもつながっていることから、引き続き意欲ある起業者を支援してまいります。

雇用・求人につきましては、町独自の「無料職業紹介事業」において、町内求人企業と求職者とのマッチング等、雇用成立に向け取り組んでまいります。

また、建設業の技術者等の担い手不足に対し、人材の確保に向けて必要な支援を講じてまいります。

企業誘致。

企業の地方移転につきましては、国においても税制の優遇など各種政策を講じておりますが、今なお東京圏への集中は解消されず、厳しい現実にあります。

企業誘致に至るには、地域資源や地域特性など様々な形で情報発信を続けることが重要で、そのため、ゆかりのある企業やウィーワーク参加企業等との関係を深めるとともに、「かみしほろシェアオフィス」を活用し、企業や人材の誘致を図ってまいります。

また、ドローンを活用した夜間遭難救助サービスやドローン配送の実証、タブレットを活用した各種取組など、ＩＣＴやイノベーションに積極的な町であることや、ＳＤＧｓで高い評価を得ているまちとして内外に発信してまいります。

さらに、宿泊施設との連携やＭａａＳプロジェクトによる移動の充実によって、テレワークやワーケーションの受入れを拡大し、「ポストコロナの新たな働き方」の先進地を目指してまいります。

観光。

商工業とともに新型コロナウイルス感染症拡大に大きな打撃を受けたのが、宿泊・観光業であります。ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、新たな観光スタイルの実践を進めるとともに、事業者が経営の持続化を図れるよう支援してまいります。

また、本町の豊富で恵まれた観光資源を生かし、「観光地域づくり」を進めるため、観光地域商社、「株式会社ｋａｒｃｈ」を基軸にDMOの形成・確立のための事業展開を行っているところであります。

本年度につきましては、DMOネットワークの構築やＳＤＧｓツアーの商品開発など、新たな観光スタイルに合わせた体験型商品の造成、商店街やぬかびら源泉郷と連携した

ビジネスモデルの検討を中心とした事業推進など、令和４年度のＤＭＯ法人登録に向けた取組を支援してまいります。

初年度の営業を終えた「道の駅かみしほろ」は、コロナ禍の影響を受けつつも約44万人の入り込みとなっており、旅行情報誌による北海道における「道の駅ランキング2021」で総合第１位を獲得することもできました。ゲートウェイ機能を有した道の駅を中核に、「ナイタイテラス」「商店街」「ぬかびら源泉郷」などにも人の流れを誘導し、包括的な観光の取組を支援してまいります。

近年、サイクリング人口が増加傾向にあり、自転車を活用した観光が注目されております。そのような中、国土交通省が進める優れたサイクルルートを指定する「ナショナルサイクルルート」に、三国峠から大樹町までを結ぶ「トカプチ400」が候補に選定されたことから、新たな観光資源としての「サイクルツーリズム」の取組を進めてまいります。

全国で最も歴史がある北海道バルーンフェスティバルは、２年後の夏に第50回の記念すべき大会を迎えます。今年度から準備検討委員会を立ち上げ、記念事業等の検討を進めてまいります。

また、熱気球の担い手につきましては、パイロットやクラブ育成のための「人材育成事業」により成果を上げており、今後につきましては、熱気球のビジネス化に向けた起業支援など、これからも「熱気球のまち」として、持続的かつ発展できるよう取組を進めてまいります。

健康で安心して暮らせるまち。

保健・医療。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束がいまだに見通せない中、町民の皆様には感染拡大防止にご理解とご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

感染症への対応といたしましては、５月の連休明けから順次始めているワクチンの接種が、町民の安全・安心に寄与し、感染拡大の抑制につながると期待されることから、円滑に接種できるよう万全を期してまいります。

また、感染拡大を未然に防ぐため町民へのＰＣＲ検査の支援拡充を行い、新型コロナウイルス感染症への対策・支援を講じてまいります。

健康寿命の延伸を目指した取組といたしましては、「予防」を理念とした普及啓発事業の推進を図るとともに、訪問等による個別の受診勧奨を強化して、生活習慣病の発症予防や重症化予防の充実や、健康ポイント事業による町民の運動量増加を図ってまいります。

地域医療につきましては、町民が安心して町内で受診できるよう、第一次医療圏としての機能と安定した地域医療体制確保のため、引き続き支援をしてまいります。

地域包括ケアシステムの充実。

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが中心となり、医療機関と介護事業所との連携強化により、地域の実情に応じた多様なサービスの充実や支え合いの体制づくりを進めてまいります。

介護予防として、「地域まるごと元気アッププログラム」や、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期予防活動により、「認知症になりにくいまちづくり」を引き続き進めてまいります。

また、ＩＣＴの活用による高齢者向けのタブレットを利用した遠隔健康相談、緊急通報システムや一斉情報配信システムなどを活用し、独り暮らしの不安軽減に努めるとともに、加齢に伴う聴力低下により、閉じこもりや認知症低下に至らないよう、補聴器購入費用の支援を行ってまいります。

福祉。

高齢者、障害のある人だけではなく、全ての人に配慮したユニバーサル社会の実現に向けたハードの整備の調査・検討を進めるとともに、町民の皆様の理解と協力に向けたソフト面の推進を行ってまいります。

また、低所得の高齢者等世帯に対して新型コロナウイルス感染症拡大の対応として、商品券の支給を行うとともに、厳しい冬の生活支援として福祉灯油の支給を実施してまいります。

子育て支援。

第２期上士幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、こども園保育料の無料化や、高校生までの医療費無料化のほか、未入園児の子育てを支援するファミリーサポート事業の拡充を図ってまいります。

また、親の不安や孤独感の解消ができるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、親同士やボランティア等が共に子育てを楽しむ「ママのＨＯＴステーション」事業の支援や、子育て支援ネットワークづくりを広げ、子育てを支えるための施策を講じてまいります。

安全で快適に生活できるまち。

防災・情報インフラ。

防災対策につきましては、自然災害はもとより、新型コロナウイルス感染症拡大など様々な災害に対応できるよう、役場庁舎の耐震化をはじめ、災害時における避難施設の

整備など、国土強靭化計画に基づく公共施設の改善を図ってまいります。

さらに、いつ発生するか分からない災害に備え、災害情報の一斉配信を多様な媒体を用いて周知する環境を整備するとともに、地域自主防災の組織化と、防災訓練を通して「自助」・「共助」・「公助」の連携による防災体制の確立に努めてまいります。

消防・救急。

消防広域化は６年目を迎え、職階級及び勤務形態が統一され、組織内の活性化と効率的な組織運用が図られております。今後も諸課題を精査しながら、組合全体の統一性を持った体制を図ってまいります。

非常備消防の消防団は、「自らの地域は自ら守る」の郷土愛護の精神の下で日夜活動しており、体制整備など防災力の向上に向けて努めてまいります。

地域防災力の拠点施設としての新消防庁舎は、４月から運用を開始しており、より充実した環境で町民の安全や安心を守ってまいります。

交通安全・防犯・消費者保護。

社会問題化している高齢ドライバーによる交通事故防止と被害軽減を目的として、ペダル踏み間違い加速制御装置の整備を支援してまいります。

高齢者運転免許自主返納につきましては、返納への啓発を進めるとともに、自家用車を手放しても安心して移動できる環境の整備を検討してまいります。

安全・安心のための防犯カメラにつきましては、交通量が増加している道の駅周辺の交差点に新たに整備してまいります。

消費者保護につきましては、悪質かつ巧妙化している詐欺等の被害に遭わないよう、啓発活動や相談体制を整えてまいります。

住宅・上下水道・道路の整備・土地利用。

町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、快適な住環境の確保に努めるとともに、まちなか住宅の整備や北団地の改修整備を進めてまいります。

一般住宅につきましては、民間賃貸住宅の建設や持家住宅の新築・リフォーム、子育て世代の住宅取得を支援してまいります。

水道につきましては、施設・設備の適切な管理により、安全・安心な給水体制の確立を図ってまいります。

下水道につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、管理センターの設備機器の計画的な更新・改修を進めるとともに、適切な管理による公共用水域の保全に努めてまいります。

また、水道・下水道、両特別会計につきましては、公営企業会計の適用化を進め、経

営基盤の強化を図ってまいります。

道路・橋梁につきましては、災害対策として道路排水整備や劣化道路の維持補修、橋梁の長寿命化に向けた修繕を実施するとともに、福祉とも連携し、ユニバーサルデザインの視点に立った生活道路や歩行空間について検討してまいります。

地籍調査につきましては、計画的な土地利用や適正な土地取引、税の公平負担などを図るなど、土地政策の基礎となるものであり、引き続き調査を進めてまいります。

公共交通網の形成。

地域公共交通計画は、昨年、法定協議会を中心に関係機関、専門家、町民の皆様のご意見を伺いながら策定いたしました。

今年度は、市街地を循環している高齢者等福祉バスのコミュニティバス化に向けた検討や、農村部の福祉バスを全てデマンド化する実証実験などを実施してまいります。また、地域交通計画を基に、農山村における新たな交通システムを構築してまいります。

自然の豊かさと美しさが実感できるまち。

環境保全・環境美化・公園。

家畜排せつ物を資源とする再生可能エネルギーの地産地消につきましては、官民共同の「株式会社ｋａｒｃｈ」が電力を販売し、公共施設やＪＡ施設、農業事業者や一般家庭にも供給しておりますが、地産地消や省エネのより一層の普及に向けた啓発と利用者の拡大に向け支援してまいります。

また、環境への負荷を軽減する「循環型社会」を形成するため、ごみの分別・減量化に向けた取組を進めるとともに、住環境の整備に向け、老朽施設の解体撤去に対する助成を引き続き行ってまいります。

要望の高い総合公園や、地域の小公園等の整備につきましては、各公園の利用状況や周辺施設との整合性など総合的な視点に立ち、今後のあるべき公園の全体像を明確にするための検討を早期に進めてまいります。

人づくりを大切にするまち。

生涯学習は、日々の生活の土台となるものであり、生涯学習センター「わっか」は、町民の学びの場、交流・憩いの場として定着してきております。今後も誰もが生涯を通じて学び、支え合うことのできる拠点施設となるよう環境整備を進めるとともに、郷土への理解と誇りを持ち、将来の上士幌町を担う人材の育成に向けた学習環境の整備を図ってまいります。

自覚を持ち心が通い合うまち。

交流・移住・定住。

東京の一極集中の是正は、コロナ禍の教訓からも緊急度が増しており、地方への新しい流れをつくる「関係人口」の創出がキーワードとなっております。

昨年度開設したシェアオフィスは、コロナ収束後には、テレワークやワーケーションの需要が高まることが見込まれており、働き方改革と連動した企業との連携を深め、サテライトオフィスの誘致も視野に、戦略的な取組が必要となっております。

そのため、今年度は、宿泊機能を持つ「企業滞在型交流施設」を整備し、より濃密な関係を通してテレワーク等の実効性を高めてまいります。

移住・定住につながるお試し暮らしにつきましては、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえるとともに、オンライン面談などの手法を用いるなど、臨機応変に対応してまいります。

ふるさと納税寄附者を対象に実施している「ふるさと納税見本市」は、寄附者と上士幌町との絆を強め、関係人口創出のために重要なものでありますが、コロナ禍のため、ＩＣＴを活用した目的に沿ったイベントとして充実を図ってまいります。

また、若い世代の結婚を希望する方々を応援し、定住の促進を図るため、「結婚新生活支援事業」を今年度から実施いたします。

生涯活躍のまち。

「生涯活躍のまち」の取組については、健康寿命の延伸や、生きがい・働きがいなどをコンセプトに官民共同の「株式会社生涯活躍のまち　かみしほろ」が、行政と連携の下、人材センター、健康ポイント、マイミチプロジェクト、起業塾など、従来から要望のあった課題について、民間の視点を取り入れながら多角的に事業を行っております。

また、町民の困り事の解決に真摯に向き合うなど公共性の高い活動を行っており、引き続きまちづくり会社と連携しながら、生涯活躍のまちを進めてまいります。

まちづくり活動・開かれた行政。

ボランティアをはじめ様々な非営利団体とは、協働するまちづくりの担い手として連携を図るとともに、活動の活発化に向けた協力・支援を行ってまいります。行政情報の開示や出前講座等により、住民参加の促進を図ってまいります。

以上、令和３年度の町政執行の基本的な方針と主要な施策について述べさせていただきました。これを具現化するための予算総額は、一般会計で83億6,385万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると８億1,024万5,000円、8.8％の減額となりました。また、５特別会計を加えた６会計の総予算は、103億3,493万7,000円となり、同じく前年度予算額と比較して７億791万6,000円、6.4％の減額となりました。

歳入のうち、最大の財源である地方交付税につきましては、前年度予算額と比較して

１億2,673万4,000円、4.4％の増額となる30億3,965万3,000円を見込んでおります。

歳出におきましては、時代の潮流と町民のニーズを踏まえるとともに、「第５期総合計画」における６つの目標を実現するための施策はもとより、「第２期上士幌町人口ビジョン・総合戦略」における主要課題に対する政策に重点的に財源を配分するなど、積極的な予算編成といたしました。

今後の財政運営に当たりましては、健全性を確保しながら、効率的かつ効果的な財政運営に一層努めてまいります。

町議会議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩いたします。

（午前１０時５０分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５１分）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、教育長から教育行政執行方針の説明を願います。

教育長、小堀雄二君。

○小堀雄二教育委員会教育長　教育行政執行方針。

Ⅰ、はじめに。

令和３年第３回定例会の開催に当たり、上士幌町教育委員会所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見えない中ではありますが、Society5.0の到来、グローバル化の進展、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生など、新しい未来への扉は既に開かれております。

未来に生きる子や孫たちに伝え、笑顔で暮らせる「持続可能なまちづくり」を実現するためには、質の高い教育を提供することが重要であり、子供も大人も「学び」を通して自分を輝かせることができる生涯活躍の教育環境を一層充実させることが不可欠と考えております。

以下、上士幌町教育大綱に基づき、令和３年度の主な施策について申し上げます。

Ⅱ、主要施策の展開。

１、地域ぐるみの子育て支援。

第２期上士幌町子ども・子育て支援事業計画が昨年度策定され、「子どもの笑顔あふれるふれあいの元気まち」を基本理念に、安心して出産・育児ができるよう、また、様々な状況に応じて柔軟にサークル活動ができるよう、切れ目のない支援を提供してまいります。

認定こども園における保育料と給食費を引き続き無料化するとともに、小中学生には補助教材費や修学旅行経費、漢字・英語など各種検定料の助成を通して、子育て・教育に係る保護者負担の軽減に努めてまいります。

また、就学援助世帯に対しては、ＩＣＴを活用した家庭での学びを保障するため、「モバイルルーター」の無償貸出しを行ってまいります。

（１）保育と幼児教育の充実。

保育と幼児教育は、子供たちの生涯にわたる学びと人間力育成の向上に寄与するものであり、幼児の自発的な活動である遊びや、生活の中で感性を育むことが重要です。このため、認定こども園では、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿の取組や36の基本動作による体幹強化と体力向上を図るとともに、指導要録等を用いた引継ぎの徹底による小学校へのスムーズな流れと連携強化を促進してまいります。

また、家庭や地域が保育と幼児教育の重要性について一層理解を深め、未入園児の子育て環境充実のため、子育て支援センターを中核として地域の中でも子供を託児できるようファミリーサポート事業を公共施設でも活用できるようにするなど、保健福祉部局とも連携して支援の拡充を図ってまいります。

外国の文化への関心と世界に開かれた心を育み、グローバル社会の担い手となる子供たちの国際理解を促進するため、国際交流推進員を継続して配置し、国際交流につながるコミュニケーション力の向上に努めます。さらに、異世代交流や地域とのつながりが深められるよう、地域サロンなどを活用して子供たちと触れ合う機会が得られるよう計画してまいります。

（２）子ども発達支援センターの充実。

ゼロ歳から18歳までの発達段階や特性に応じた子供たちの健やかな育ちを促すとともに、発達に不安を抱える保護者への支援を充実してまいります。また、乳幼児の発達状況を認定こども園や子育て支援センター等と情報共有し、早期からの適切な発達を促す取組を推進してまいります。

障害のある、なしにかかわらず、子供たちの自立と将来を見据えた社会参加への実現に向け、センター内の療育機器を定期的に地域開放するなど、一人一人のニーズに応えられるよう努めてまいります。

（３）学童保育所の充実。

学童保育所では、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、子供たちの健全な育成を目的としています。そのため、学童保育所における子供の遊びや生活の場としての機能が果たされるよう、安全で安心できる施設運営や施設環境の充実を図ってまいります。

２、教育環境の基盤整備。

（１）かみしほろ学園の推進。

「かみしほろ学園」は、上士幌町子ども教育ビジョンに定められた５つの「目指す子ども像」の具現化を図るため、さらに学校、地域、行政の連携を深め、組織的に進めてまいります。

この中において、こども園から高校までに体験するふるさと学習を「かみしほろ学」として体系化し、持続可能な開発のための教育や2030年までの国際目標であるＳＤＧｓについて校種間連携を重点的に進めてまいります。

（２）子どもの読書活動の推進。

今年３月に「いつも身近に本がある環境づくり」、「子どもの意識啓発促進」、「乳幼児の保護者への意識啓発の促進」の３点を基本施策とし、令和３年度から５年間を計画期間とする上士幌町第２期子どもの読書推進計画を策定いたしました。

町内の学校に読書コーディネーターを派遣し、司書教諭や図書担当教諭と連携し、図書室等の整備や読書ボランティアなどの地域人材の活用を進めるとともに、図書館と連携しながら子供の読書環境の充実を図ってまいります。

また、計画策定に携わった各関係機関が、事業の現状把握やニーズの共有、調整ができる機会を創設し、毎年度、評価・検証を行いながら子ども読書の定着を進めてまいります。

（３）教育環境の整備等。

コロナ禍の収束が見通せない状況下で、学校内の換気対策・環境整備は大変重要と考えております。このため、小学校体育館網戸設置工事を行うとともに、小学校及び中学校の普通教室等に冷房設備の設置に向けた準備を進めてまいります。

また、スクールバスの安全運行、車両維持費の削減、さらに将来的に安定した路線を確保するため、スクールバスを新規購入いたします。

新型コロナウイルス感染症防止のため、安全・安心な教育環境が求められていることから、学習指導員やスクールサポートスタッフ等の人材についても引き続き任用し、「学校における新しい生活様式」の実践を支援してまいります。

（４）教職員の働き方改革。

平成30年度より、教職員が本来の業務に専念できるような働き方を推進するため、学校における働き方改革、「上士幌アクション・プラン」を策定し、学校閉庁日や定時退勤日の設定をはじめ、タイムカード導入による勤務時間の見える化や、留守番電話を設置し、教職員の負担軽減を図ってまいりました。また、コロナ禍での働き方としては、「在宅勤務」の奨励をはじめ、消毒作業を実施する場合は、極力教職員ではなくスクールサポートスタッフなど外部人材を活用してまいりました。

令和３年度からの「第２期上士幌アクション・プラン」では、新たに「上士幌町働き方改革推進会議」を開催し、時間外在校時間の要因や背景の分析を行うとともに、働き方改革の手引、「Ｒｏｒｄ」を活用した業務の平準化や効率化を進めてまいります。

また、１年単位の変形労働時間制については、学校における働き方改革を推進する一つの選択肢として引き続き検討してまいります。

３、義務教育の充実。

今年度から中学校の「新学習指導要領」が全面実施となります。主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善、社会に開かれた教育課程の編成・実施など、上士幌ならではの学びが展開されるように、学校と地域との連携を深めてまいります。

また、国は、今後５年間で小学校の35人学級を導入することを決定しましたが、本町では既に実施しているため、今後は、密を避け、さらに学習効果を高めるためにも、令和４年度から「小学校全学年30人学級」実現に向け準備してまいります。

今年度は、国の「教育基本計画」、北海道の「教育推進計画」を踏まえた「上士幌町教育推進計画」を策定いたしますが、本町の「第６期上士幌町総合計画」で掲げる教育施策との整合性を図りながら、町長が定める「教育に関する大綱」に沿う計画として策定作業を進めてまいります。

（１）確かな学力の向上。

令和２年度の「全国学力・学習状況調査」は、新型コロナウイルスの影響により全国統一での実施はありませんでした。十勝管内では、独自に全学校の自校採点のデータを集計し、結果が報告されましたが、小学校、中学校共に国語科での改善が見られる一方、算数・数学では依然として課題が見られる領域がありました。さらに、小・中学校共に国語、算数（数学）における記述式問題の正答率が低いことも分かりました。このため、教育課程全体を通じて「書く」活動を取り入れるなど、児童・生徒の言語活動が十分に保障される授業改善に努めてまいります。

授業づくりは、不断の研修が欠かせないことから、教師の指導力向上を目指し、北海

道教育大学釧路校や附属小中学校との連携した研修を実施してまいります。

家庭学習は、学校の組織的・計画的な指導が重要であり、かみしほろ学園で取り入れているｉＢノート等を有効に活用するなど、統一した取組をさらに継続してまいります。

また、学校と家庭とで活用できるデジタルドリルを購入し、児童・生徒１人に１台整備したＩＣＴ機器等を活用した家庭学習を推進してまいります。

（２）豊かな心と健やかでたくましい心身を育む教育の推進。

全国学力・学習状況調査の「児童・生徒質問紙」の回答では、「ゲームを毎日２時間以上している」と答えた小学６年生が56.1%、「ゲームを毎日４時間以上している」と答えた中学３年生が27.0%でした。さらに、「家でテレビやゲームの時間に関するルールを決めている」と回答した割合が、小学６年生で51.2%、中学３年生では32.4%と、家庭における生活習慣等の見直しも必要であり、様々な手段を講じて小中学校からの通信等の資料提供や「生活リズムチェック」などの活用・啓蒙の取組を通して生活習慣に対する関心や意欲を高め、改善を図ってまいります。

体力の向上は、日常的に運動に親しむ姿勢や基本的な生活習慣の確立が重要です。このため、小・中学校では、全学年で新体力テストを実施するなど、客観的なデータを基に計画的・継続的に子供たちの体力や運動能力を高める取組を進めてまいります。

（３）情報活用能力の育成と国際理解教育の推進。

国におけるＧＩＧＡスクール構想の推進により、学校のＩＣＴ環境整備が進められ、本町では、児童・生徒１人１台の端末整備が完了しました。また、昨年度配置のＩＣＴ推進担当教諭を中心に、小・中学校の教職員に対する研修も行われ、校内のネットワーク環境も整備されたことから、学校内での端末活用が進められています。

十勝ＥｄＴｅｃｈコンソーシアム（帯広コア専門学校）との連携に加えて、今年度は北海道情報大学とも連携してＩＣＴを活用した教育を推進してまいります。

なお、上士幌小学校は、十勝教育局のＩＣＴ活用実践事業協力校の指定を受け、「Ｇｏｏｇｌｅ　Ｍｅｅｔ」を活用した学級活動や集会活動、デジタルドリルを活用した学力向上の取組などを積極的に進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学級閉鎖や学校臨時休業等に備え、児童・生徒が自宅でも端末を活用して学習できるよう環境整備に努めてまいります。

国際理解教育については、外国人英語指導助手及び国際交流推進員を中心に、認定こども園と上士幌小学校の接続を考慮した取組を継続いたします。また、社会教育と連携して、町内に在住する外国人を対象に、スポーツ交流をはじめ、日本文化の体験や外国文化に触れ合う機会を拡充してまいります。

（４）食を育む学校給食。

本町の小学生は、全道・全国に比べ、朝食を毎日食べている割合が低く、望ましい食習慣の定着に課題があります。このため、栄養教諭を小学校に配置し、学校給食を「生きた教材」として食育が推進されるよう、地場産品を利活用したふるさと給食や、生徒自らが考案したメニューの提供を実施するなど、指導の充実に努めてまいります。

なお、学校給食センターは、現施設となってから22年目を迎えることから、調理機器等の計画的更新を行っており、今年度についてはプレハブ冷蔵庫・冷凍庫を更新し、今後も徹底した衛生管理の下、安心・安全な学校給食を提供してまいります。

４、高等学校の振興。

十勝学区全体の中学校卒業生は、前年度と比較して約100名減少しましたが、上士幌高校の令和３年度入学者は昨年より10名増の55名となりました。少子化による管内の中学校卒業生の減少傾向に加えて、スポーツ・部活動分野、職業科、通信制など選択肢の多様化もあり、これまで以上に地域に根差した魅力ある高校づくりを進めていかなければなりません。

昨年度は、有識者やＰＴＡ、卒業生、現役高校生、地域コーディネーターをメンバーとした「上士幌町教育魅力化ワーキンググループ」を立ち上げ、上士幌高校振興会への提言を行ってまいりました。

今年度は、新たに「（仮称）地域学校協働推進班」を設置し、上士幌高校や振興会との連携を強めた魅力化に努めてまいります。

地元を学ぶ「上士幌学」への支援、地元企業と連携した説明会の開催など、生徒や保護者だけでなく、地域にとっても魅力ある高校づくりを進めてまいります。

５、生涯学習の振興。

地域住民同士が共に学び合い、教え合う相互学習を通じ、教養の向上、健康の増進、人と人とのつながりを生み、地域づくりの実践に結びつくことができるよう、生涯学習を推進してまいります。

生涯学習センター「わっか」は、町民の活動拠点として、幼児から高齢者まで多くの利用があり、今後も引き続き町民にとっての居心地のよい学びの場、世代間交流の場、まちづくりの中核の場となるよう努めてまいります。

（１）社会教育の推進。

誰もが豊かな人生を送ることができるよう、学びのきっかけづくりを進めるとともに、仲間とつながり楽しく学び、学んだことを活かせる学習機会を提供してまいります。

人生100年時代が到来し、生涯にわたって学び、それを活かせる場の確保が生きがい

へとつながります。今年度からは、生涯学習フェスティバル実行委員会において、かみしほろ塾を開催し、現代社会の動きや抱える課題を地方創生やＳＤＧｓの視点を持ちながら町民の皆様と共に学び、地域づくりにつなげていきたいと考えています。

また、引き続き町民の皆様に「学ぶ機会」を分かりやすく情報提供する「まなびの森講座ガイド」の発行と、事業への参加奨励、自らの学びを応援する「みんなの学び応援事業」への呼びかけを行ってまいります。

60歳以上が対象のシルバー学級は、シニア世代が生きがいや目標を見つけることができ、学んだことを社会生活の中で生かせるような機会の提供を行うとともに、学習意欲や活動意欲を高められる「生涯活躍」を目指した取組を推進してまいります。

青少年のびのび育成事業では、学校教育との連携接続を意識し、放課後及び休日を含めた子供の居場所づくりと、本町の豊かな自然や産業などに触れ、学ぶ体験活動を提供してまいります。

（２）社会体育の推進。

少子高齢化の進行や健康体力づくりへの関心の高まりに伴い、スポーツに対するニーズが多様化しています。同時に、生活様式や価値観の変化に伴い、子供や成人の体力低下やスポーツ離れが進んでおり、その対策が必要です。

身近な生活の場にスポーツを取り入れることにより、子供から大人まで生涯を通してスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、参加機会の充実、スポーツ人口の拡大や指導者の養成強化、施設整備の充実に努めてまいります。

特に学校と接続する子供の身体づくりとして、プレゴールデンエイジ期からゴールデンエイジ期における身体能力を高める運動の機会の創出を重点的に取り組んでまいります。

健康福祉政策の一環として行っている健康づくりポイント事業は、体組成データを活用し、主観的健康観を主とした精神衛生の評価について高等教育機関と連携しながら進めてまいります。

（３）芸術文化活動の振興。

芸術文化の振興は、地域社会に豊かさと潤いをもたらし、創造性ある地域の基盤となります。文化活動を通じて創造性を培い、豊かな心が育まれるよう、優れた芸術文化に触れることができる機会の提供に努めてまいります。

また、地域の歴史とともに育まれてきた文化や芸術をより身近に感じられるよう、町文化協会や各サークルの活動、町民文芸誌「火群」編集委員会などの自主的な活動を引き続き支援してまいります。

（４）文化財の保護、保存・活用。

上士幌町の持つ豊かな自然との触れ合いを深め、埋蔵文化財や郷土資料等、地域に残された貴重な歴史資料の保護・保存を町民の協力を得て進めるとともに、町民が文化財に触れる機会を提供し、自らが生まれ育つ郷土への理解と誇りを育んでまいります。

特に今年度は、萩ヶ岡７遺跡の発掘調査を実施し、本町の大昔の生活の痕跡となる貴重な考古資料の記録保存を行ってまいります。

（５）図書館活動の充実。

町民の主体的な学びや学習活動は、活力ある地域社会を支える基盤となります。今年度は、豊富で新鮮な蔵書整備による持続可能な図書館運営を進めるため、図書館情報システムの更新と蔵書点検を行います。これにより、ご自宅等からのインターネットを介した蔵書検索の利用が可能となるなど、充実した図書館サービスの提供を進めてまいります。

また、図書館が子供や親子の安心・安全な居場所となり、立ち寄りたくなるような環境づくりを進めるため、「お話の部屋」周辺の改修等の施設整備を進めてまいります。

さらに、子供の読書活動を推進するため、読書の楽しさを実感できる事業として、「子ども司書」事業等を実施いたします。

Ⅲ、むすびに。

以上、令和３年度の教育行政の推進方針と主要な施策について申し上げました。

町議会議員並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　以上をもって町政執行方針及び教育行政執行方針の説明を終わります。

ここで休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前１１時２０分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時３２分）

◎会議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第９、会議案第６号上士幌町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに議会運営委員長、山本和子議員から提案理由の説明を求めます。

山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　ただいま上程されました会議案第６号の提案理由の説明を申し上げ、議員各位の賛同を賜りたいと思います。

この会議案は、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員の賛同を得まして提案申し上げる次第であります。

今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母子保護の観点から、産前産後の欠席期間を規定するもの及び請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名、または記名、押印に改めるものであります。

改正条文をご説明いたします。

第２条第１項の「、事故」を「、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第３項中「議員」の前に「第１項の規定にかかわらず、」を加え、「、日数を定めて」を「、出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」とするものであります。

第89条第１項の「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）」に、「押印」を「、請願者（法人の場合はその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改めるものであります。

なお、附則として、この規則は公布の日から施行するものであります。

議員各位の賛同を賜り、この会議案をご可決いただきますようお願いを申し上げ、会議案第６号の提案理由の説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより会議案第６号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって会議案第６号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより会議案第６号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、会議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎報告第１号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長）　日程第10、令和２年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長　ただいま上程されました報告第１号令和２年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

当該繰越明許費につきましては、令和２年度の一般会計予算でご可決をいただきました事業の繰越明許費繰越計算書を調整し、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき報告するものであります。

具体的内容につきましては、令和２年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧願います。

計算書は、左欄から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に全12事業について記載しております。

続いて、主な繰越事業につきましてご説明申し上げます。

まず、２款総務費、１項総務管理費の企業滞在型交流施設整備事業につきましては、本年２月の第１回町議会、第10号補正でご可決いただいているものでございます。当該交流施設の設計費や工事費など１億2,684万3,000円を繰り越すものであります。財源内訳は記載のとおりでございます。

次に、４款衛生費、１項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、本年２月の第１回町議会第10号及び第11号補正でご可決いただいているものであり、補正後予算のうち、ワクチン接種に係る委託料や会計年度任用職員の人件費など2,187万5,962円を繰り越すものであります。財源内訳は記載のとおりでございます。

最後でありますが、９款消防費、１項消防費の消防庁舎建設事業につきましては、当初予算及び第10号補正でご可決いただいているものであり、消防庁舎の外構工事費用1,938万2,000円を繰り越すものであります。財源内訳は記載のとおりでございます。

そのほか９件につきましては、計算書に記載のとおりでございます。

以上、12件を合計しました翌年度繰越額は２億1,687万8,962円となっております。

なお、本12件につきましては、本年３月の第１回町議会最終日におきまして、第11号補正により繰越明許費としてご可決いただいているものであります。

以上、報告第１号についてのご説明、ご報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより報告第１号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって報告第１号に対する質疑を終結いたします。

以上で報告第１号については報告済みといたします。

◎議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第11、議案第31号上士幌町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議案といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

青木町民課長。

○青木弘彦町民課長　ただいま上程されました議案第31号上士幌町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

例規集は、第６編財務、第３章町税となります。

資料は、議案第31号関係１、上士幌町税条例等の一部改正の概要及び議案第31号関係２の上士幌町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表をご参照ください。

それでは、一部改正の概要資料を基にご説明させていただきます。

１、改正の理由であります。

今回の改正は、令和３年度税制改正に基づき、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月31日に公布されたことに伴い、上士幌町税条例等の一部を改正するものであります。

２、改正する条例につきましては、上士幌町税条例昭和29年条例第１号及び上士幌町税条例等の一部を改正する条例令和２年条例第15号であります。

３、改正の内容について。

まず、（１）個人町民税についてです。

個人町民税につきましては、住宅ローン控除の特例が延長となります。これは、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を通常の10年間から13年間とする特例の延長等の対象者について、適用年の各年において所得税額から控除し切れない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人町民税から控除するものであります。

この規定は、令和３年４月１日から適用することとなります。

次に、（２）固定資産税につきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置が延長になります。これは、現行の負担調整措置制度の仕組みを令和３年度から令和５年度までの３年間延長するものです。

その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から３年に一度の評価替えに伴い課税標準額が増加する土地について、令和３年度に限り前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものであります。

この規定は、令和３年４月１日から適用することとなります。

次に、（３）軽自動車税であります。

環境性能割に係る改正としまして、１点目は税率区分の見直しであります。これは、軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな令和12年度燃費基準の下で税率区分を見直すものであります。

２ページ上の現行と改正後の表をご覧ください。

現行では、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車は非課税です。また、ガソリン車、ハイブリッド車、ＬＰＧ車のうち、令和２年度燃費基準に対する達成の程度がプラス10％以上であるものは非課税となり、令和２年度燃費基準を達成しているものは税率１％、それ以外のものは税率２％となっております。

改正後においては、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車は変わらず非課税です。ガソリン車、ハイブリッド車、ＬＰＧ車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75％以上であるものは非課税となり、同じく達成の程度が60％以上であるものは税率１％、それ以外のもの及び令和２年度燃費基準未達成車は税率２％となります。

この規定は、令和３年度及び４年度の課税分について適用することとなります。

環境性能割に係る改正の２点目は、臨時的軽減の延長であります。令和元年10月１日から令和３年３月31日までの間に取得した自家用乗用車を対象とする環境性能割の臨時的軽減措置について、適用期限を９か月延長し、令和３年12月31日までに取得したものを対象とするものであります。

次に、種別割に係る改正であります。種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例について、重点化等を行った上で２年間延長するものであります。

現行の対象区分のうち、令和２年度基準の達成度に対しての軽減部分が削除になっております。

この規定は、令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に取得したものの翌年度の課税分について適用することとなります。

最後に、（４）その他、引用条項及び文言の整理としまして、法等の改正に伴い引用条項及び文言の整理を行うものであります。

以上、提案理由と内容をご説明申し上げました。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第31号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第31号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第12、議案第32号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　ただいま上程されました議案第32号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第７編民生、第３章国民健康保険をご参照願います。

提案理由でありますが、令和元年度及び令和２年度の国民健康保険税に係る新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免につきまして、令和３年度につきましても引き続き財政支援が行われることから、本町においても引き続き継続するため、所要の改正を行うものであります。

議案第32号関係、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

附則第14項の新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少が見込まれる世帯において、対象をこれまでの令和２年度分までを令和３年度分までの保険税とし、令和２年２月１日から令和４年３月31日までの納期限の保険料について、保険税の減免を延長するためのものであります。

なお、施行日は公布の日からとし、令和３年４月１日から適用するものであります。

以上、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第32号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第32号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第13、議案第33号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　ただいま上程されました議案第33号上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は、第７編民生、第４章介護保険をご参照願います。

提案の理由でありますが、別紙議案第33号関係の１、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第33号関係２、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により改正概要のご説明をいたします。

１、改正の趣旨でございますが、令和３年度から令和５年度までの第８期介護保険事業計画における保険料基準額の変更により保険料の改定が必要となりました。また、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、令和元年度及び令和２年度保険料における感染症の影響により収入減少となる世帯に対する減免の規定について、令和３年度においても引き続き国から財政支援が行われることとなり、本町においても継続するため、上士幌町介護保険条例の一部の改正を行うものであります。

２、改正の概要ですが、（１）の保険料の改定では、第２条におきまして、令和３年度から令和５年度までの介護保険料について、第１号被保険者の９区分の保険料を定めるものであります。こちらは、上士幌町三愛計画策定委員会により、令和３年２月10日に答申をいただいているところでございます。

議案第33号関係の１の裏面の表をご覧ください。

所得段階における第１段階は、第５段階を基準額とする額の0.5倍で年額３万1,800円でありますが、消費税を財源とする公費投入により減額となり、１万9,000円となります。また、第２段階及び第３段階は基準額の0.72倍で、年額４万5,700円でありますが、同様に減額となり、第２段階は２万9,800円、第３段階は４万2,600円となります。第４段階は基準額の0.9倍で年額５万7,200円、第５段階は基準額であり、年額６万3,600円で月額では5,300円となります。第６段階は基準額の1.1倍で、年額６万9,900円、第７段階は基準額の1.25倍で年額７万9,500円、第８段階は基準額の1.5倍で年額９万5,400円、第９段階は基準額の1.7倍で年額10万8,100円に改定するものであります。

また、第７段階から第９段階の所得段階の所得基準が国において変更となることから同様に改定いたします。

資料は戻りまして、議案第33号関係１の表をご覧ください。

２の改定の概要の（２）新型コロナウイルス感染症の影響による減免規定の継続についてでございます。

これまで令和元年度分及び令和２年度分につきまして対象としておりました感染症の

影響により収入が減少したこと等による第１号保険料の減免について、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの納期限が存在する令和２年度分及び令和３年度分の保険料につきましても対象とするものであります。

次に、議案第33号関係の２、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

第２条におきまして、保険料を当該各号に定める額とするものであります。また、附則の第６条に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第１号保険料の減免として、対象を令和３年度分までの保険料とし、令和４年３月31日までの納期限のものについて減免を延長するものであります。

なお、施行日は公布の日からとし、令和３年４月１日から適用とするものであります。

以上、上士幌町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容について説明いたしました。

ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　以前にも何回か相談があったときには委員会等でも質問させてもらったんですが、今回、（１）におきまして保険税の料金が月額基準額にしても300円上がるということであります。それで、前にも質問させてもらったんですが、制度上の問題もあり、大変厳しいことも分かるんですが、基準額を全額入れれば引上げにならないこともあり得るという説明を受けたところです。管内では、基金を全部入れて据え置いたというところもあります。その辺について再度確認して、今回条例改正、議場での提案ですので、確認させてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　まず、例えば今回、基金を3,600万円繰り入れております。これをもし繰り入れなかったら、月額の金額は5,900円程度となります。今回、これを抑えるために3,600万円入れたものでございます。

例えば、月額を5,000円今と同額にするとなると、またさらに1,700万円の繰入れが必要となっておりまして、今の基金の残高が7,000万円あります。かなりここ３年間でその繰入れを行いましたら、残高がかなり減ることになります。例えば管内でもある町村は、３年前にかなり大幅に基金を繰り入れまして３年間をしのいだんですけれども、今

回基金が底をついてしまったということで1,000円近く上がってしまった自治体もあります。そのようなことから、うちの町は、中長期的に見て安定的な保険料を維持するためにこの金額としております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか質疑ありませんね。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第33号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に本案に対する反対の討論を行います。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　議案第33号上士幌町介護保険条例改正について、反対討論いたします。

改定の概要は１と２あるわけですが、私は、今回の１の介護保険料引上げについて反対するものです。

月額基準額を今までの5,000円を300円引き上げ、5,300円にするものであり、町民負担が増えるため反対いたします。

介護保険制度は、平成12年度にスタートいたしまして、それまで施設入所等高齢者福祉は国の措置費だったものですが、40歳以上の保険料で賄う保険制度に変わりました。国と、道、市町村の公的負担が２分の１、そのほかは40歳以上の保険料で賄う保険制度に変わりました。

国・道・市町村の公的負担が２分の１、残り２分の１は40歳以上の方の負担になります。ですから、高齢者が増え、またサービス料が増えたりいいサービスをしようとすると、保険料に跳ね返ってきます。高くなってしまうのが現状です。

実際、上士幌町の保険税を見ますと、平成12年度の開始時には、月額保険料3,906円、当時は国の補助金もありまして、多分3,400程度だったと把握していますが、今後の保険料が幾らになるのか、とても払えるような限界ではないと感じます。

ではサービスはといいますと、特別養護老人ホームの入所は、今は要介護３以上、また、要支援１、２は度重なる改正の中で介護保険ではなく町の総合事業に移されました。介護保険で受けることができるサービスが減少傾向にあります。介護保険料を払ってもサービスなしの状況がこれからも続いていくと考えます。

このような中、上士幌町町独自では、介護保険外の町独自の三愛サービスや各種のサ

ービスを通じて要介護にならないようにと、いつまでも元気にと努力され、成果も出ています。しかし、介護保険料は上がる一方です。

根本的な解決には、国の負担割合を増やすことが重要であります。管内では、基金繰入れで引上げをしない自治体もあります。町の努力を認めながらも、制度上の問題も指摘し、引上げで町民の負担が増えるため、反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　次に、本案に対する賛成の討論を行います。ありませんか。

次に、本案に対する反対の討論を行います。ありませんか。

次に、本案に対する賛成の討論を行います。

ほか討論ありませんか。

（「ありません」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ほかに討論がありませんので、これをもって議案第33号に対する討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長）　起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

再開は午後１時といたします。

（午後　０時０３分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◎議案第３４号から議案第３７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第14、議案第34号令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）、日程第15、議案第35号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、日程第16、議案第36号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、日程第17、議案第37号令和３年度上士幌町介護保険特別会計補正予算

（第１号）、以上４件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長　ただいま上程されました議案第34号から第37号の令和３年度一般会計並びに３特別会計補正予算の内容を申し上げます。

なお、令和３年度当初予算は、骨格予算として編成されておりましたが、このたびご提案させていただく補正予算は、竹中町長６期目の初年度執行方針に基づく政策予算を含めた補正予算となります。

補正総額は、２億7,190万7,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに５特別会計の総額で103億3,493万7,000円となります。

それでは、各会計の補正予算の内容を申し上げます。

議案第34号一般会計補正予算（第１号）でございます。

１ページをご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億7,148万円を追加し、総額を83億6,385万1,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページから４ページの第１表のとおりであります。

第２条では、地方債補正といたしまして、５ページの第２表にありますとおり過疎対策事業債の限度額を３億9,750万円から４億4,180万円に変更補正するものです。

歳出のうち、増額補正の主なものといたしましては、11ページの総務費、ふるさと納税・地方創生基金積立金550万円、旧糠平小学校解体事業2,143万7,000円、結婚新生活支援事業150万円、12ページのジャパンイノベーションチャレンジ開催支援事業549万3,000円、13ページの民生費、福祉灯油等支給事業500万円、新型コロナウイルス対応高齢者等生活支援事業536万円、高齢者等在宅介護支援事業111万円、16ページの衛生費、健康増進センター管理運営事業1,683万円、17ページの農林水産業費、牧場牛舎等解体事業651万2,000円、同じく商工費、産業振興対策経費600万円、18ページの商店街活性化対策事業2,864万8,000円、道の駅整備事業2,199万3,000円、19ページの土木費、市街地歩道補修事業3,104万2,000円、20ページの本町西仲通北線道路改良舗装事業2,902万9,000円、21ページの知国42号道路整備事業1,794万1,000円、23ページ及び24ページの教育費、学校空調設備設置事業203万5,000円及び207万9,000円、25ページの図書館管理経費637万1,000円を追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、32ページをご覧ください。

議案第35号国民健康保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ26万9,000円を追加し、総額を７億823万2,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、33ページ第１表のとおりです。

歳出の補正内容につきましては、本町のそれぞれの納付金額が確定したことから、36ページの医療給付費分で89万9,000円を追加補正し、後期高齢者支援金分としまして165万8,000円を減額し、介護納付金分102万8,000円を追加補正するものであります。

事項別明細書以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、38ページをご覧ください。

議案第36号後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ７万9,000円を追加し、総額を１億691万3,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、39ページ第１表のとおりであります。

歳出の補正内容につきましては、41ページの後期高齢者医療システム改修費７万9,000円を追加補正するものであります。

事項別明細書以下につきましては説明を省略いたします。

次に、42ページをご覧ください。

議案第37号介護保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ７万9,000円を追加し、総額を６億3,572万8,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、43ページ第１表のとおりであります。

歳出の補正内容につきましては、45ページの介護保険システム改修費７万9,000円を追加補正するものであります。

事項別明細書以下につきましては説明を省略いたします。

以上、一般会計並びに３特別会計の補正内容につきましてご提案申し上げました。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださりますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第34号令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）から質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は11ページから款ごとに一括して質疑を行います。

それでは、総務費について質疑を行います。11ページから12ページまで。

４番、野村恵子議員。

○４番（野村恵子議員）　糠平小学校解体事業とありますが、これは国立公園内だから早急に壊すということなんでしょうか。お伺いします。

○議長（杉山幸昭議長）　船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長　ただいまの質問にお答えしたいと思います。

旧糠平小学校につきましては、建物が校舎が昭和28年、それから体育館も昭和38年ととても古くて、まず耐震の基準に達していないということが一つ、それから糠平の観光地ということもありまして、地域から非常に強い解体の要望が上がっているというようなことで解体をさせていただきたいということで提案させていただいております。

○議長（杉山幸昭議長）　４番、野村恵子議員。

○４番（野村恵子議員）　古いといえば清水谷小学校もかなり古くて、全然解体するという意向があるのか、今後清水谷小学校を壊す意向があるのかどうなのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長　まず、清水谷小学校なんですけれども、実は清水谷小学校の校舎の一部については、現在も地域の自治会館の役割を持たせていただいていますので、まだその分が残っているという状況です。

ほかの部分については、確かに老朽化が進んでいるんですけれども、こちらについても、基本的にはそこの施設全体の土地利用が決まった段階で解体等を進めていくという考えは持っているんですけれども、当然維持管理で危険度が増しているとか、そういう部分があれば対応していかなければいけないというふうに考えておりますので、その辺については検討を進めながら逐一考えていきたいというふうな考えを持っております。

○議長（杉山幸昭議長）　野村委員、終わりましたけれども、起立して質問してください。予算委員会ではありませんので。

ほか総務費、11ページから12ページまでありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、財産管理費の糠平小学校の解体関係で質問したいと思い

ますけれども、さきの協議、説明の中では、地域との協議をしながら土地利用という部分を考えているのかなというふうに認識していますけれども、僕はあそこは本当に国立公園という一つの恵まれた条件、それから周りには小鳥の村とか温泉地とか、いろんな意味で非常に上士幌の中でもあれだけの面積を持っている糠平の地区の中では非常にまれな部分があるかと思います。その意味で、僕は今答弁があったように、地域から要望があったというのは確かに古いものをスクラップしたいという部分はきっとあると思いますけれども、この次ビルドする部分、これはすごく大事だと思っています。ましてや糠平の地区については環境省が指定していますけれども、集団施設地区という、大雪山関係だとなかなかない場所だというふうに僕は認識していますから、そこについては地域との協議じゃなくて、町全体でどう使うか。例えばあそこに企業の一つの保養的な施設もあってもいいんではないかとか、僕はそういう大きな目で見てかんならんと思いますので、地域との協議ばかりじゃなくて、町民を巻き込んだ利活用というのもあの場においては必要ではないかと思っています。

そんなことを含めて、ぜひここら辺の考え方について説明をしていただきたいなと思いますし、もう一つは、あそこについては、職員住宅については民間に貸しているというふうに認識しています。ただ、ほかの学校について、北門とか萩ヶ岡とか、そこについては学校の職員住宅等については利活用に対応してかないと、ただ、一括して賃貸したいという一つの難しさがあるかと思いますけれども、そこを含めて、やはり利用できるものはやっぱり町としても稼ぐという一つのカテゴリーもあると思いますから、頂くものは頂いて、管理するものは管理していくという、そこを明確にする必要もあると思いますから、そこら辺の２点について今回質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長　江波戸議員が言われたとおり、まず、糠平地域については観光地ということで、また、大変まとまった地域ということで、戦略的にいろいろ考えていかなければいけない場所ではあるかなというふうに町のほうも考えているかと思います。

その中で、糠平小学校の土地だけではなく、糠平全体としてはどのような構想を持つのか、それから地域はどのようなものを望んでいるのかというようなところも十分に協議し、当然町も考えていかなければいけないのかなというふうに考えていますので、こちらについては土地利用というか、そちらの部分で検討がされていくのかなというふうに考えております。

それから、職員住宅についても、まず、糠平小学校の職員住宅については、今、実際に民間の方にお貸ししております。こちらも糠平地区の公営住宅の問題がありまして、

こちらをどこにどのように建てるのか、その辺についても地域と今協議をしておりますので、この辺がしっかりと決まっていく中で、この職員住宅の使い方が出てくるのかなというふうに考えております。

また、ほかの小学校についても、基本的には今、全体で貸出しというふうにはなっているんですけれども、そうしていない部分については、地域で貸出しの要望があったら一部貸出しをしているというような状況がありますので、使える施設については賃貸等で貸し出すということは考えてはいますけれども、基本的には全体の土地利用というか、計画を持ってどこかの方に貸し出すのがベストというふうに考えておりますので、その辺までは有効な利用はしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　糠平小学校の跡地を含めて本当に我が町にとっては非常に大切な地域だという部分がありますし、環境省の先ほど言ったように集団施設地区の指定地域という部分で何か面白いヒントといいますか、まちづくりに絡まっていったり、国立公園の自然保養を含めて使える部分はかなりあると、市街地と違ってそういう立場だという、そういう場所だということで今課長のほうからも説明があったように、町ぐるみで利活用できるものについては検討してほしいと思いますし、ただ、もう一つは閉校跡地の職員住宅について、地域になかなかここら辺についてきちんと浸透していなかったかなと思っています。僕はちょっと北門地区の方々に聞いても、全然使っていないんだよという部分で、一括して対応したいんだろうなという認識があったものですから、もしそういう部分で分離して使えるような状況があれば、やっぱりそのインフォメーションも必要ではないかと思いますけれども、この点について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長　その辺の周知については、大変地域の方ももしご理解いただけていなければ周知していかなければいけないと考えております。ただ、基本的には、校舎、それから体育館、それから土地全体を一括として今後どうやって使っていくかというのがすごく大切な部分ですので、長期間住民の方に貸し出すというのもなかなか難しい部分がありますので、どうしても条件付にはなってしまうのかなということも含めながら周知等をしていきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかどなたでした。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　何点かあるので、まず初めにふるさと納税地方創生基金なんですが、これは今年で２年目で、積んだ金額２年目なんですが、これを今後どんなふうに

活用していくのか。取りあえずためておくのか、まだまだ目標には至らない金額だと思うんで、その辺についてまず質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長　ただいまのふるさと納税の地方創生基金の関係でございますけれども、これにつきましては、企業版ふるさと納税ということでご寄附いただいたものを積まさせていただいていると、使用目的についてはSociety5.0であったり、今後の50回記念大会を見据えたバルーンの大会等々で今使う予定をしておりますが、まだその辺の使い方については、まだ具体的には今後詰めていく必要があると思っております。その辺が固まり次第、こういった基金を充当して使っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　確認なんですが、これ寄附金ですので幾ら集まるという保証は全くないお金ですので、その金額に合わせた事業、今例えばバルーンのことを言いましたが、それについては基金と事業の関係を見てどれぐらい充当するかということをこれから検討することになるのかどうか。ちょっと逆転すると、お金がこれだけ欲しいといってまた無理に集めることも、それは大変危険なことになると思う。その辺について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長　当然企業様からのご厚意ということで、企業様の使途というのが当然出てくるのかなというところで、それぞれ目的に位置づけた形での基金の積み方をしていくと、今おっしゃったとおり、基金の目標額等については、当然事業をやっていく上で必要な事業費というのは出てくるかと思いますけれども、それに見合った分がふるさと納税でそのとおりいただけるかどうかというところは不透明なところもありますけれども、企業のご理解をいただいて寄附をいただいていくというところの町としての事業ＰＲも重要かなというように考えておりますので、その辺を含めて検討して使っていきたいというように考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　次の質問なんですが、おでかけ対策事業の中の質問なんですが、協議会で今回補助金を出すわけですが、この協議会の在り方について、この間委員会で確認しなかったものですから、この協議会の在り方がこれからどうなっていくのかと、いろいろ決めるのも協議会で最終的に決めて、見直しするとしても協議会でやると、ずっと資料を見ますと、５年後ぐらいまで必要に応じて開催すると、その協議会の在り方

がどういうふうに今後なっていくのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩いたします。

（午後　１時２３分）

○議長（杉山幸昭議長）　再開いたします。

（午後　１時２３分）

○議長（杉山幸昭議長）　杉原副町長。

○杉原祐二副町長　おでかけ確保対策の関係で、協議会、地域公共交通計画の部分で、この協議会の中で協議して策定をしてきたということでございますが、今後の位置づけでございますけれども、この計画の期間において、協議会においていわゆる検証といいますか、そういう活動もいたしますし、この中には陸運支局であったり北海道さんであったり国土交通省さんであったり警察の方も入っていただいているんですけれども、そういった中で交通の在り方を変えるときにそういう場で協議をしていくというものでございますので、これは計画期間は、この協議会の中で活用しながら関係機関ともいろいろとそういった調整をしていくということで考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　検証そのものは、多分毎年毎年いろいろ小さいものについては必要になってくるんだと思うんです。実際には今年度から具体的な事業に入っていくかと思うんですが、その辺について私自身、協議会でやればいいというわけじゃなくて、協議会そのものがあって、国から補助金をもらって協議会をつくった以上は、この協議会に拘束されていくのかなという気がいたします。資料を見ましたら、必要に応じて開催、ずっとあれば必要に応じなかったら開催しなくてもいいという結論になって、最終的には５年後見直しするときには必ず協議会にかけなきゃいけないというふうになっていますが、その辺が、この計画そのものが町がつくるというのを協議会で確認してつくったものなので、その辺がこれからどうなっていくのかなと先がちょっと見えて、町が単独でやっていて見直してやっていくんだったらそれはそれでやりやすいと思う。協議会そのものというのはさっきみたいに警察からいろいろな方があるときにきちんとかけていくのかどうかについて確認しておかないと、これからどっちが先導、どっちが誘導となった場合に、これを確認したいなと思って質問させてもらいました。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原副町長。

○杉原祐二副町長　この計画については、今議員のほうからありましたとおり、これは町

の計画でございますので、その協議会がつくる過程にはありましたけれども、この計画自体は町の計画でございます。したがいまして、それらを今後計画の中身を変えるですとか、もっと効率的な交通の在り方があるという場合には、またこういう協議会の中で話し合いながらこの計画を変更していくというものでございますので、これは少なくとも町の計画ということで、またそれを変えるという場合については、もちろん議員の皆様にもご協議をしていくという形になります。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　協議会の在り方はなかなか先のお話ですぐには見えないこともあるんですが、今回補正しました金額については、協議会への補助金というか支援金ですか、それは国の臨時交付金を充てるということで今回分かるんですが、過去２年間は国の補助金をもらいながらやりました。今後について、ずっと協議会はありますので、４年、５年、６年というふうに、もし支援する場合の金額というのは、国からの補助金そのものは現時点では多分ないんだろうと思うんですけれども、毎年毎年臨時交付金を、コロナ対策、それを使うということにならないと思うんですが、その辺の財政的な負担についてと、それから、この事業が協議会に基づいた事業をつくった場合にいろんなメリットがあって、国からの補助金等についてメリットがあるということがあったんで、その点について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　杉原副町長。

○杉原祐二副町長　昨年、計画を策定するという部分に関して、国のほうから、これは制度的に助成をいただけるということで、計画策定についての補助をいただいたというものでございます。

今回補正で上げさせていただいている部分につきましては、この委託料の部分でございますけれども、市街地の高齢者等福祉バスをコミュニティバス化するというようなことで、それの検討を進めるための委託費でございまして、これを協議会に出すとかというものではないものでございます。これをコミュニティバス化することによって、その運行費がまた国の助成制度に乗れるということで、そういった形での検討を進めていきたいという事業でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　山本議員、この件は３問終わりましたのでいいですね。

ほか、総務費で。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　12ページのジャパンイノベーションチャレンジ開催支援事業についてお伺いしたいと思います。

まず、この企画として、このチャレンジの開催支援事業ですけれども、この実行委員会についての総額予算をちょっと確認したいと思います。その中に、本町においては使用料及び賃借料、住宅借上料という形で27万円ほど積算されていますけれども、なぜ我が町にはこのような住宅まで借り上げて対応するのか、これをまず１点併せて確認したいと思います。

そんなことを含めてここらの辺の今までの検証、それからこのチャレンジ事業に本町はいつまで関わっていくか、ここら辺の見通しがあれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　まず、ジャパンイノベーションチャレンジ、こちらの事業は、夜間の遭難救助のロボットコンテストの開催の支援をするものでございますけれども、こちらのジャパンイノベーションチャレンジ実行委員会の総事業費に関しては3,000万円程度というふうに確認をしております。

また、今年度につきましては、ジャパンイノベーションチャレンジと連携してドローンの遭難山岳救助コンテストに併せて農村地域の個宅へのドローンによる配送の実証、そういったものも事業内容として予定はされております。

また、２点目の住宅の借上料についてですが、このロボットコンテストに参加していただくチーム、これまで平均すると十何チームという参加が毎回ありますが、毎回この十何チームの方々、総勢100名、年によって100名を超えるような方々が参加いただいておりますが、この方々は皆さん町内の宿泊施設のほうにお泊まりいただいておりますので、それに対応する運営側のスタッフ、50名程度のスタッフが入るための住宅の借上料、事務局側の借上料の部分を支援しているという形になります。

また、３点目の今後の部分でございますが、ロボットコンテストがいつまで継続的に開催されるかというのはまた実行委員会との話があるかと思うんですが、今年度、これをきっかけに、サービスが実装化される形で社団法人が立ち上がりました。こちらの社団法人のほうの今後の運営、これは今年度、町からの負担というのはございませんけれども、このサービスが実装化していく上で、そこへの人材育成だとか、こういったところのさらに技術の革新というのをこのコンテストを通じて図っていきたいというふうに実行委員会のほうから話を聞いておりますので、この部分に関しましては、引き続き町としても支援、また、このサービスが実装化する過程において、ほか自治体の働きかけですとか、そういった部分で町が支援を行っていきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　状況だけは確認できましたけれども、これからあわせまして

ドローンの夜間捜索、あわせまして配送サービスという部分もありますけれども、配送サービスというのは今後は何らかの形でいろんな意味で、これは高齢化社会なり含めて必要になってくることだと思いますけれども、今回のおおむね3,000万円という大づかみの話で今、おおむねという話、室長のほうからあったと思うんですけれども、実行委員会の今の段階ではもっと具体的な数字で対応していかないと、手づかみでなかなかこういうことは我々については認知できないかなというふうに認識します。まして本町においても補助金等含めて災害の予算を組み入れていますので、これについて、もし具体的に町民に説明できるような実行委員会であるべきだというふうに認識しているところであります。

そこで配送サービスについて、どのぐらいの予算をあそこの中に組み入れているのか、この確認をちょっとしたいと思います。

それから、やっぱりこの検証、いつ、どの時期に、このチャレンジ事業の実行委員会の検証をいつ、どこがやるか、実行委員会がやるのか、町は町としてのまた支出した責任でやるのか、そこら辺も確認させていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　先ほどの事業費の想定においてですけれども、個宅への配送サービスの実証については約1,000万円というふうに想定がされております。また、この開催時期につきましては、10月のロボットコンテストの開催時期に合わせて10月上旬に上士幌町が進めております高齢者のタブレットの配備、こちらから例えば買物をするようなアプリケーションを作成して、それに応じて個別に配送する。こちらの内容については今の実行委員会と協議を進めておりますので、内容が固まり次第、また皆さんに協議をさせていただきたいと思っております。

検証につきましては、このロボットコンテストの開催については、毎年実行委員会のほうから報告書をいただいておりますし、また、今回のドローンを活用した配送に関しては、町のほうと連携をして実証を行っていくこととなっておりますので、これに関しましては実証が終わり次第、町のほうもまた実証の結果、報告、皆さん個宅配送した先の高齢者の方々のヒアリング等々で検証を進めたいと思いますので、こちらも実績報告あり次第、皆さんにもまた報告のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　状況について、何となくしか、ちょっと僕、理解できなかったんですけれども、本当この実証実験をやるとしたら、やはりきちんと町民の方含めて町の財政も入っていますから、きちんと検証結果を町のほうにいただいているんではな

くて、何らかの形で明確に公表していくというのは一般的な筋かなと思います。ただ、実行委員会はなかなか金銭のやり取りが難しいところがありますから、見えづらいところがありますから、これは明確にして、こういう事業というものを進めていただきたいと思いますし、まして今回全国に拠点３か所つくるという部分で、我が町が一つの拠点の大きな場所になるかと思います。そんな部分で、先ほどあったように人材をきちんと育成するという部分についても明確にしながら、やはりまちづくりの関係人口も含めた中でこういう事業というのは進んでいくかなと思いますから、そういうことも含めて町民に分かる説明とか、ドローンの配送については本当にいろんな課題があるかと思いますけれども、慎重を期して対応していただきたいと思います。その点について、考え方について説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　梶ＩＣＴ推進室長。

○梶　　達企画財政課ＩＣＴ推進室長　私が先ほど申し上げたのは、今回のジャパンイノベーションチャレンジの実行委員会、ロボットコンテストと、それと町と連携して行うドローンによる配送の実証に関しての予算でございますので、社団法人が全国各地に配備して、上士幌町にも拠点を設けていただいた部分の総事業費といいますか、運営費に関しては社団法人のほうで行いますので私は現時点では把握をしておりません。あくまで先ほど申し上げた部分は、夜間遭難救助のロボットコンテストを実施する部分と、町と連携して行う農村地域の高齢者宅へのドローンによる配送の部分ということをご認識いただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　総務費12ページまで、ほかありませんか。

よろしいですね。

それでは、次、民生費に入ります。

13ページから14ページ。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　13ページの補聴器購入制度について質問いたします。

大きく本議会ですので３回しか質問できないので、２点絞って質問したいと思っているんですが、まず１つ目なんですが、対象者が非課税世帯と、回数は１回ということで、この件についてはこれから課題になると思うんですが、ぜひ所得制限等を設けない形、それから回数についても、今回要綱はできていますので、始めるに当たっては１回でそれは当面は仕方ないと思うんですが、回数についてぜひ検討できるかどうか質問します。

それから２点目の問題、聞こえの状況の確認をどんなふうに町民にお知らせし、該当するかどうかを把握するかということが今後の課題になると思うんですが、例えば今回

の要綱では、40デシベルから70デシベル、これは結構管内、全国的にもかなりいい補助対象かなと思っているんですが、それ以上の障害に該当する70以上の方については、障害の級があれば公費の負担ができますので、その辺の自分がどこに該当するかということをやっぱり相談窓口があって、きちんと把握できたらいいのかなと思っています。

そう言いますのも、つい昨日、高齢者の方は耳の聞こえは意外とさっと悪くなったりするものだなというふうに私も感じました。１年もたたないうちに行ったんですが、本当聞こえないんだという話をしていました。保健師さんに聞いたら、障害の該当になるんでないのというようなことを言われたと言っていました。その点について、どこか窓口になる、必ずしも耳鼻科に行って検査しなさいというわけじゃなくて、どこに行けば、もしくは障害になる、どっちにしろ検査しなきゃいけないと思うんで、その辺について、ぜひ窓口として保健福祉課のほうでぜひ相談窓口になって、対象者を振り分けといいますか、該当するのか、障害になるのかということをやっぱりすべきと思います。その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　まず、ご質問の１点目の部分ですけれども、まず、非課税世帯が対象ということになっておりますけれども、今回、あくまでも世帯の非課税ではなくて、個人が非課税というふうにちょっと条件を緩くはしているつもりでございます。

また、その部分につきましては、所得がある人というのは幾らでもちょっと高価なものを買えるのかなと思うんですけれども、今回につきましては、５万円ぐらいだったら出せるけれども、補聴器が欲しいといった人を対象と考えてきております。

また、２点目の部分の相談窓口につきましては、ご質問にありましたとおり70デシベル以上になりますと手帳の交付対象となりますので、ほぼ負担ゼロから１割負担という国の制度がありますので、そちらのほうに乗っていただきたいと考えております。それから、漏れてしまった日常会話でちょっと不具合が出るような40デシベルから70というのを対象にしておりまして、また、相談窓口につきましては、ふれあいプラザの増進センターのほうの包括支援センターのほうで相談いただければ、いろいろご指導させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　ぜひ、機会あるごとに耳の聞こえについては検査項目にありませんので、そういう把握をしながらいったらいいかなと思っています。自分が聞こえている、聞こえていない、どのくらいの聞こえなのか分からないのと、結構急に進み過ぎ

というか、そういう方もいたりするものですから、機会あるごとにこっちから働きかけて聞こえている、聞こえないとかということも含めていろんな機会に高齢者に向けては門戸を広げていくという形で取り組んでほしいなと思っていますが、その点について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　その点につきましては、様々な相談とか健診とか来たときには、そういうような、例えば話をしても通じにくかったという場合には、そういうふうなご案内とかも含めて対応していきたいと思います。

また、１点目の質問で回答漏れがありまして、今回１回限りという制度になっております。こちらのほうは、今後運用していく中で要望とか課題とか明らかになりましたら、その都度検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですね。

ほかありますか。

民生費よろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、次、衛生費に入ります。

14ページから16ページまで。

９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　ここにコロナのワクチン接種確保事業ということで、ワクチンの接種に関する費用が計上されております。それで、ワクチンを接種するに当たって、医療従事者の方については既にワクチンの投与が終わっているというふうに思います。ただ、職員の皆さんについては、これからまだ先が３か月、４か月というふうに期間がかかっていくと思うんですけれども、その間、ワクチンを打たれるのが皆さんまだ若いので後回しになってしまうんではないかなという危惧を私は持っています。ですので、この際、受付事務とか事務作業に当たる職員の方々にも早期にワクチンを投与すべきと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　医療従事者の部分につきましては、士幌の国保病院におきまして、実際接種が進んでいる状況でございます。ただ、まだ消防職員、それから歯科医師、それから薬剤師、あと役場の関係とかでも直接従事するような者につきましては５月17日から、こちらのほうも士幌の国保病院のほうで順次接種していくというスケジュ

ールになっております。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　それでは確認ですが、職員の方もそういうことで士幌の病院で事前にワクチン投与がされるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　全員ではありません。例えば各課から毎回５名ずつ応援要請をしまして、様々な人が接種の窓口受付とか、そういうところでお手伝いいただくことになっていますけれども、そちらのほうの方につきましては、今回特に医療従事者という区分には入っておりません。

○議長（杉山幸昭議長）　９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　それと、先般、町内においても濃厚接触者ということでコロナに感染された方が出たというふうに聞いておりますが、もし町内でそういった感染者の方が出たときに、周知、住民の皆さんにそういう事例が発生したということを当然お知らせしないと、いろいろな風評被害が出てくると困るというふうに私は認識をしています。なので、そういった場合に町民の皆さんに周知するようなマニュアルを町のほうで準備されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　暫時休憩します。

（午後　１時４６分）

○議長（杉山幸昭議長）　再開します。

（午後　１時４６分）

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　先ほどおっしゃられたように、町内で濃厚接触者が出たということで、学校の保護者の方々には通知はしております。ただ、こちらのほうにつきましては、ご本人の意向で居住地が非公表というふうなことになっておりましたので、町としては今の段階で公式には発表できない状況でございます。

　また、今後、そのような対応マニュアルということですけれども、必要に応じてちょっとその辺は確認していきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか。

　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　同じくコロナワクチン接種事業関連なんですけれども、85歳以

上が23日から受付開始したということで、予約券発送が10日ということで昨日終わっている状況なんですけれども、この辺の申込状況をお知らせお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　現在、確かに年齢順に予約の案内であるクーポンの発送を順次進めているところでございます。その中で85歳以上につきましては、お話しあったとおり４月22日から発送して、翌日から受付しているところでございます。今、昨日現在の状況ですけれども、発送件数が358件、こちらのうち申込みが264件ということで74％の方の申込みが現在あります。また、これに施設入所者を加えますと79％の予約率ということになっております。

また、同じように75歳以上につきましても５月７日発送しておりまして、件数が562件となっております。このうち今現在申込みがあるのが367件ということで63％になっております。こちらのほうも施設入所者を加えますと67％の予約率ということになっております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　いいですか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　今、小椋議員の質問の中で分かった点もあるんですが、結構私が質問したいのは、85歳以上はもう既に開始している、75歳以上も開始しているんですが、65歳以上を含めてこれからどうなるのかというのがなかなか町民に見えてこないということで、テレビで見ましたら、申込みしたけれども全然つながらないということが報道されています。この間確認したら、町内的にはきちんと人数分は確保できているから、そんなに慌てなくても申込みできるんですよという話を聞きました。今確認したら、結構申込みされているのかなというふうに把握いたしました。

順次できると思うんですが、65歳以上の方、私も入るんですけれども、含めて７月の末ぐらいには終わるだろうという見込みでいたと思うんですが、今テレビ報道でもそれはちょっと厳しいんではないかといろんな情報が出てくるんで、その辺についてどのように役場としては、保健福祉課としては把握できているのかどうかと、医療従事者が足りないからできないんだとテレビでは言ってますけれども、ワクチンそのものは確保できるのかとか、そういうことも含めてどの程度情報が町のほうに来ているのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　その点につきましては、国のほうから今ご質問の中であった

とおり、65歳以上の２回目の接種を７月末までに接種することという要請が来ております。こちらのほうも、町としてももちろんワクチンの配分で変わってきてしまうんですけれども、国のほうの考え方の基本配分計画におきましては、６月の最終週までには65歳以上のワクチンを配付するというふうに明言しておりますので、上士幌町の事務的には、ワクチンがきちんと配分されましたら、一応７月の最終週に65歳以上の２回目の接種が終わる計画に今現在なっております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　計画としては委員会で示された、これは町民にはまだ知らされていない資料なんですが、委員会で説明された７月の末までにはワクチンの薬も来るだろうし、それから医療体制も町としては説明受けたとおり何とかできるだろうという確認でよろしいのかどうか。これは国からのワクチンも本当にワクチンがあるのかといったらちょっと微妙な新聞報道もありますので、その辺について確認いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　ワクチンが予定どおり配分されましたら、うちのほうの接種のスケジュールにおきましては、今のところ７月24日をめどに終わる見込みでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　16ページの健康増進センター管理運営事業ということで、これはボイラー等の改修が先般の委員会でも説明されたんですけれども、これに係る入浴施設の使用についての影響というのはどういうふうになりますでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　こちらのほうは、工期は３か月程度を見込んでおります。ただ、工事によります休業というのは、３日から４日程度を想定しております。こちらのほうもなるべく定休日に合わせたり、利用者のご迷惑がかからないような日程調整をしていきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　同じく健康増進センターの管理関係なんですけれども、ボイラーの入替えについては、かなり使われてきて入れ替える時期という部分では適切な時期か、もしくは遅いぐらいかなというふうに認識しています。本当に僕もサウナ含めて浴場の利用をさせてもらっているほうですけれども、本当に冬の間はかなり寒いなと、洗い場でもちょっと寒過ぎるなという部分があったり、そういう状況があったものです

から何回か確認したんですけれども、床の状況があまりよくないと、床暖がよくないという部分ですから、これでかなり改善されるのかなと思います。

ただ、もう一つ、今でもそうだと思いますけれども、サウナもかなり老朽化してきて、今、休んでいるんじゃないかと認識するぐらいの状況なんです。やっぱりあそこ、せっかく浴場含めて風呂と、それからサウナという、うまく使い勝手のいい施設なものですけれども、一番大事なサウナも一つの目玉が動いていないとなると、やっぱり行く必要性がちょっと欠けてくるなとか、そんな部分も最近見受けられるんです。再三再四ですから、併せてこの辺についても対策を今考えているのかどうか、予算としてももし上げるとしたら、会期中に上がってくるのかどうかを含めて確認したいと思います。

それとあわせまして、70歳以上は本当に我々ありがたいなと思いますから、100円で入浴、サウナ、利用ができるという環境にあるんですけれども、なかなか町民に行き渡っていないという声もちょっと聞くところがあるんです。これについてもどのようなインフォメーションをしていて、どういうふうにそういう声を聞いているか、この２点ほど確認させていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　まず、サウナの部分につきましては、ご指摘のとおり２つある和風と洋風、このうちの和風のほうが４月上旬ぐらいから何度も故障を繰り返している状態でございます。その都度業者のほうに点検と、また部品の交換とかを依頼しまして、これまで３回部品交換をしまして直しているんですけれども、またその部分、直したらしばらくは実は使えたりとかしているんですけれども、また何日かたったらスイッチが入っていないという状態が続いている状態でございます。こちらのほうも健康増進センターが平成９年に建ててから、当時からまだ更新はしていなくて、確かに古い部分もあるんですけれども、ただ、原因がまだちょっと解明されておりませんで、電気系統なのか本体なのかということで絞ってはおりまして、その中でスイッチが入ったり切れたりというのを繰り返すことから、業者としても電気系統ではないのかなということで調査を進めている段階でおりまして、今段階でちょっと更新というふうにまではちょっと今検討はしてない状況でございます。

また、２点目の70歳以上の部分につきましては、ちょっと私もその辺まだ把握、実はしておりませんので、戻りましてからその辺把握しまして、その辺きちんと行き渡るような周知方法を今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　状況等については、喫緊にサウナの改善という部分については更新はちょっと様子を見るという部分だと思いますけれども、家庭風呂を持っている方もやっぱり増進センターの浴場を使わせてもらうということは、サウナがあると、これはすごく大きな魅力の一つだと思いますし、見た感じ、やっぱり町民の健康のためにもああいう場所というのは充実してほしいなと思いますので、早急の検討を含めて点検を含めて対応してほしいと思いますし、70歳以上の割引対応の入浴券等の配布についても、本当に分かりやすい形で再点検して対応していただければと思います。

何か考え方がありましたら回答をお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　サウナのほうには多くの利用者、また、愛好者がいると認識しておりますので、原因が分かり次第早急に対応していきたいと考えております。

また、70歳以上の部分につきましても、皆様に配布できるように検討していきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですか。

ほか衛生費ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後　１時５７分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０９分）

○議長（杉山幸昭議長）　ここで暫時休憩いたします。

（午後　２時０９分）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時３７分）

○議長（杉山幸昭議長）　衛生費のところで今休憩いたしましたので、衛生費の質問の中で、斉藤議員の質問に対して副町長からも答弁をしたいという申出がありましたので、これを許したいと思います。よろしいですね。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、杉原副町長。

○杉原祐二副町長　先ほどの斉藤議員のほうから、コロナの感染の関係で濃厚接触者が出て、仮にコロナ感染というようになった場合に、町民の不安をなくすためにそういうマニュアルがあるのかという趣旨のご質問だったんですが、町のほうの回答といたしまして適切な答弁となっておりませんでしたので、改めて私のほうから回答させていただきます。

現状、このコロナの関係で感染と、いわゆる陽性が出た場合、これは帯広保健所さんがご本人に公表してもいいかどうかというような形で確認をするという形になっております。その場合、やっぱり非公表ですと十勝管内、それと性別、それと年齢、何十代というのが公表されるわけでございますけれども、仮に非公表の場合については正式に町のほうには情報としては来ないという形になっております。それが逆に公表してもいいという形になったといたしましても、行政側としてそれを積極的に公表するという形ではなく、注意喚起を、啓発を引き続きしていくという形になりますので、マニュアルという形では特にないという形になります。

○議長（杉山幸昭議長）　斉藤議員、いいですか、質問に対して。

じゃ、衛生費についてほかありませんね。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　なければ次に入ります。

農林水産業費及び商工費に入ります。

17ページから18ページまで質疑を行います。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　商工費の18ページ、道の駅整備事業なんですが、整備事業そのものは委託ですのでいいんですが、６月１周年たつんですが、あまりどういうふうに形で表すのかなというので、こういう時期ですのでそういう準備をされているのかどうかだけ確認したいと思います。あまり記念式典とか、始めるときにもかなり質素に行ったような気がいたします。その辺について今どのように進んでいるのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　名波商工観光課長。

○名波　透商工観光課長　６月11日で１周年を迎えるということでございますけれども、こういったコロナの状況もございますので、特段１周年で記念してという行事等は今のところ考えてございません。

○議長（杉山幸昭議長）　ほかありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　同じく商工観光費の道の駅の整備ですけれども、発進して本当に間もなく１年という部分ですけれども、この間、やはり運営してみた中で何点かの滑り台とか遊具の関係とか、それから施設的にはスクリーンとか、またお金がかかってしまうと、その他財源という部分がありますから、このその他財源というのは何かなと、僕もちょっと十分でなかったんですけれども、ふるさと創生の基金の繰入金という部分でありますから、一般的に町の財政、それから一般財政という部分で、やはり道の駅の運営についても町の財政をまた投入してかんならないという状況かと思っています。

そんな中で、今後道の駅の整備に係っては、前にあったように第２、第３駐車場の整備とかあるんですけれども、そのほか考えられる整備というのはあるのかどうか、ここだけ確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長）　名波商工観光課長。

○名波　透商工観光課長　今、江波戸議員言われたとおり、駐車場の整備は予定としては考えられるところでございますけれども、それ以外の部分については、現在のところ予定はございません。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか。

農林水産業費、商工費までいいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、次に移ります。

次、土木費及び消防費に入ります。19ページから22ページまで。

いませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、教育費に入ります。23ページから26ページまで。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　小中学校にわたるんですが、デジタルドリルの、今回購入する予定でいますが、どのように活用されていくのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　小学校及び中学校のデジタルドリル使用料という形で予算のほう上げさせていただきました。今回、ＧＩＧＡスクールの対応で児童・生徒に１人１台の端末が貸与されました。今現在、小学校・中学校の中でそれぞれ子供たちにまず触っていただいて慣れていただくというところの取っかかりから始まって、具体的に授業の中で取り入れていったり、また、家庭学習等につなげていける取組として、

デジタルドリルの使用について、学校の先生方からもご要望がありました。その中で小学校の児童向け、また、中学校の生徒向けという形でそれぞれお試しのような形の取組もしていただきまして、小学校向けのドリルと中学校向けのドリルという形でちょっと種類は違うんですけれども、導入をさせていただくような形で考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　ここで詳しくやり取りをする、そこまでしないですが、そのドリルの関係と、これから教育長の執行方針の中でＩＣＴ実践協力校の指定を受けてＧｏｏｇｌｅ　Ｍｅｅｔも含めた学級活動や集会等もやると、デジタルドリルは直接は関係ないかと思うんですが、そういう学校全体の活動の中でデジタルドリルだとか、そういうＩＴ関係の授業について、かなり令和３年度は前に進むといいますか、活用されていくようになるんで、その点について先生方の負担とか学級経営とか、そういうことについて、子供たちの負担も含めてどのようにお考えなのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　木下教育推進課長。

○木下由季子教育委員会教育推進課長　議員のほうからご心配なのは、やっぱりタブレット等を使われてＩＣＴを推進するという形で、機械に頼った授業になったり、子供たちの負担だとか先生方の負担ということのご心配かなというふうに思っております。ただ、今回ＩＣＴ推進という形で、先生方も結構若い年代の方から上の年代の方までいらっしゃいますが、やっぱりその取組の中でそれぞれ工夫して学びの場を持っていただいて、導入に向けて前向きに取組をしていただいているのかなというふうに思っております。

その中で、例えばＧｏｏｇｌｅ　Ｍｅｅｔのような会議システムみたいなものを使えば、このコロナ禍で集まって何かをやるということじゃなくて、例えば教職員室は密になるので、そこがそれぞれの部屋に分かれて会議に参加ができたりだとか、そういうことも今取り組んでいただいているというふうに伺っていますし、子供たちの学習のサポートも、例えばＡさんがどこでつまずいているのかだとか、Ｂさんがちょっと進めているのであれば、また新しい教材の提供ができたりとか、そういうことが工夫して取り組まれるようなドリルとかも先生方のほうでご意見をいただいてという形での今回予算要求をさせていただいております。

できるだけ子供たちの学習に合わせたものということと、あとやっぱり先生方の負担が少しでも軽減されればというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　これで３回で深く質問すると、また改めて一般質問等でも議論したいなと思ってはいるんですが。あくまでも子供中心に、それから研究していく実践

教育校も受ければかなり研究授業なり等も出てくるのかなと思うときに、先生方の負担とか子供の負担とか、それからタブレットを持ったにしろ、多分３、４年生なのかな、１、２年生はＡＢＣも分からないときに押すことだって無理だろうと、そのときにそれありきでドリルを使ったりとか、それありきでＧｏｏｇｌｅ　Ｍｅｅｔをやるとかじゃなくて、基本的に子供たちの発達に合った形でこれを活用すべきだと思って質問させてもらいました。答弁をお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　答弁、小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　まず１点、教育局の指定を受ける部分につきましては、情報提供という部分が主になります。したがって、この協力校になったからといって研究授業をやるだとかということではありません。

それから、あくまでもこれは子供たちの学びを保障するというのが第一義的でありますので、まず子供たち、そして一方で先生方の働き方、これが随分このＩＣＴを効果的に活用することで緩和されるという部分が期待できることから、２点目としては教職員、あくまで子供たちの学びを保障するという一つの手段、方法というふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、教育費ありますか。

よろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、次に移ります。

次に、給与費明細書及び地方債に関する調書は27ページから31ページまで。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、歳入の事項別明細書は８ページから10ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、事項別明細書の総括表は６ページから７ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　一般会計補正予算書の１ページから５ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第34号令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第１

号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに、議案第35号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、32ページから37ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

よろしいですか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　以上で議案第35号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の質疑を終わります。

次に、議案第36号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、38ページから41ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　41ページの後期高齢者医療システム改修業務、これは税制改正と書いてあるんですけれども、どういう業務の改正を行うのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　こちらのほうは、記載してあるとおり税制改正に対応するものでございますけれども、こちらのほうは個人住民税との連携の部分のシステム改修の経費となっております。

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですか。

ほか質疑ありますか。

よろしいですね。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは次に、質疑がないようですので、以上で議案第36号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の質疑を終わります。

次に、議案第37号令和３年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、42ページから45ページまで一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですか。

以上で議案第37号令和３年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思いますが、これにご異議ありませんね。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上をもって議案第34号から議案第37号までの令和３年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第34号令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第１号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第35号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号令和３年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第37号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は５月31日月曜日午前10時でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後　２時５５分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

副　議　長

署　名　議　員

署　名　議　員

５　　月　　３１日

令和３年　第３回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和３年５月１１日			
招集の場所	上士幌町議会議場			
開会・閉会日時及び宣告	開議	令和　3年　5月31日　午前10時00分	議長	杉山幸昭
	延会	令和　3年　5月31日　午後　2時35分	議長	杉山幸昭

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　　０名
欠員　　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸　明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	１０	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	１１	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	6番　小椋茂明　議員		7番　中村哲郎　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	杉本　章	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中　貢	教育委員会教育長	小堀雄二
	副町長	杉原祐二	教育委員会教育推進課長	木下由季子
	総務課長	船戸竜一	教育委員会生涯学習課長	須田　修
	企画財政課長	佐藤泰将	代表監査委員	根本広実
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶　達		
	保健福祉課長	新井英次郎		
	建設課長	渡部　洋		

令 和 3 年 第 3 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第2号）

令和3年5月31日（月曜日）

日程第　1　一般質問

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前１０時００分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、５月17日午後１時半より、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの議事運営報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで暫時休憩いたします。

（午前１０時０１分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０１分）

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問は７名の議員から、お手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については、既にご承知のことと思いますので省略いたします。

◇　馬　場　敏　美　議員

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、順次発言を許します。

10番、馬場敏美議員。

○１０番（馬場敏美議員）　おはようございます。

私は、ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりについてお伺いいたします。

私たちのまち上士幌町は、農林業を基盤として発展し、子供も大人も高齢者も障害者も、全ての人が様々な夢を持ち暮らしています。上士幌町が将来にわたって活力ある地域社会の形成をし続けるためには、全ての人が能力を発揮することができ、様々な活動に参画し自己実現できるよう、そして、全ての人にとって利用しやすい生活環境を整備していくユニバーサルデザインの考え方が重要であると考えます。

年齢、性別、能力、障害等に関わらず、できるだけ多くの人が利用しやすい公共的施設及び住宅の構造、設備、情報、サービス等における生活環境の整備は、まちづくりにおいて必要不可欠であります。

ふだん何げなく利用している自動ドアは、ユニバーサルデザインの代表的なものです。子供からお年寄り、さらには車椅子やベビーカーを使っている人など、多くの人が無理なく使えるデザインです。今ではユニバーサルデザインであることを意識しなくてもいいほど普及しています。

本町の公共的施設においては、どこでも、誰でも、自由に、使いやすくという生活環境の整備の推進として、多目的トイレの設置、子供や障害のある人も利用できる自動販売機の設置、点字ブロックの設置、立体横断施設へのエレベーターの設置、案内板等は見やすい色調、位置、高さに設置、スロープの設置など、自動ドアのように当たり前の生活環境の整備として取り組んでいく必要があると思います。

また、ユニバーサルデザインの考え方は、近年まちづくりの柱に据えることが多くなってきているＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の考え方とも共通します。ＳＤＧｓでは、私たちとその子孫が将来にわたって豊かに暮らし続けられる社会の実現が大きなテーマになっています。誰一人取り残さないまちづくりです。

本町も、人口ビジョン・第Ⅱ期総合戦略の「ＳＤＧｓ・次の時代を見据えた視点と上士幌町の現状と取組」の中で、行政にとって最も基礎となる考え方であり、目標と言えるとしています。

多様化が進む社会において、障害のある人もない人も子供もお年寄りも、全ての人が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

だからこそ、今、本町のまちづくりにユニバーサルデザインの考え方をしっかり反映できる仕組みとその推進が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりについて、馬場議員のご質問にお答えいたします。

ユニバーサルデザインにつきましては、誰もが安全・安心・快適に過ごすことのできる優しいまちを目指す取組として公約に掲げている施策の一つであります。

本町におきましては、これまで北団地のバリアフリー改修やまちなか住宅の建設におきましてもユニバーサルデザインの視点に立った整備を行ってきているほか、「わっか」や「道の駅」をはじめ近年建設された公共施設におきましても、各所にその手法が取り入れられております。

また、ソフト面におきましても、観光に訪れる様々な方が必要な情報を得るために利用できる各施設のＷｉ―Ｆｉ環境の整備や現在進めている地域公共交通計画に基づく地域交通ネットワークの構築、各種生活支援サービスの提供、ボランティア活動の充実、支援が必要な方へのヘルプマークの普及、ＩＣＴを活用した高齢者向けタブレットや一斉情報配信システムの端末配付、緊急通報システムの整備など、ユニバーサルデザインに配慮した施策であります。

一方で、古くからある施設の中には、一定程度のバリアフリー化は進んでいるものの、多様な人全てに安心してご利用いただくには不十分なものもあり、再整備や改善が必要と感じられるところであります。

これまでも、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりに向け、公共施設の再編を進めてきているところでありますが、特定の施設だけにユニバーサルデザインを取り入れるのではなく、それらの施設や交通結節点をつなぐ動線を考慮した歩行空間、さらにはその移動方法にも配慮する必要があります。特に街なかにおける歩道の段差や舗装表面の凹凸の解消についてはニーズが高く、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を進める上で重要な課題であると認識しております。

既に整備されている施設を完全なユニバーサルデザインにすることは難しいことではありますが、今後ユニバーサルデザインを実現していくためには整備する側といたしましても、バリアフリー法や北海道福祉のまちづくり条例などを踏まえて理解を深めるとともに、利用される様々な方のご意見を十分に取り入れ、施設の点検や検証を行っていく必要があります。

さらには、町民一人一人が高齢者や障害を持つ方などお互いの違いに気づき、理解し合うことが重要で、そこからお互いを思いやる気持ちが育まれ一人一人の行動へとつながることから、町民がユニバーサルデザインを理解する機会やまちづくりへの参加の場を整えていくことも必要であると考えております。

ご質問の中にもありますとおり、ユニバーサルデザインの考え方は、第Ⅱ期総合戦略や町政執行方針に掲げるＳＤＧｓの取組にもつながるものであり、ハード、ソフトの両

面から考えると、その開発目標は多岐にわたります。

このようなことからも、全ての町民はもとより未来に生きる子や孫たちの生活環境や来訪者を迎え入れるおもてなしの在り方を考えると、ユニバーサルデザインは大きな意味を持つ重要な取組の一つであり、地域住民をはじめ各部門がしっかりと連携し検討を重ねることによって、誰もが安心して利用できる、よりよいデザインをつくり上げていきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　10番、馬場敏美議員。

○１０番（馬場敏美議員）　ただいま答弁がありましたけれども、ユニバーサルデザインの視点に立ってハード面の整備、そしてＩＣＴ等を活用した情報通信等ソフト面の整備については、上士幌町としても取り組んできているところだと理解しております。

最近、ハード面において、新築また改修した部分において、残念ながら段差の解消や誰でも利用できるようなトイレの設置等、ユニバーサルデザインの視点に立って一部配慮されていないものが見受けられます。また、ソフト面では、このコロナ禍の中で急速に整備されてきていると感じております。

その中で町民への情報の発信、提供について、今後はユニバーサルデザインの視点に立って様々な工夫を凝らして、誰にでも分かりやすい情報の提供に心がけ、そのためには様々な伝達手段を活用することが大事でないかと思っています。そして、最終的には、日常生活に役立つ情報の提供に努めていくということも今後考えていかなければならないのかなと思っております。

また、日常の暮らしと切り離すことができない食の部分です。買物についてでありますけれども、障害のある方や高齢者に対してのサービスの提供や、近年増えてきている外国人も、気軽に利用できる視点で整備していくことが必要ではないかと思っております。

例えば、町が助成を行う新築や改修工事については、事業者の協力の下、多機能トイレの設置、分かりやすい看板等案内情報としてサインの多言語化、振り仮名表記等、ユニバーサルデザインの視点に立った整備をすることも今後は求められてくるのではないかと思っております。

以上について、再度見解を伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　ユニバーサルデザインという文言といいますか、このことについて、今までなかなか町政の中で具体的に発信するというようなことはこれまでなかったと、そんなふうに思っております。ですから、新しい概念のようでありますけれども、実はこ

れまでやってきていることをもう一度整理をした結果といいますか、取り組んでいることを町民に知ってもらうという意味で大切だというふうに思います。

特にユニバーサルデザイン、障害者も、それからお年寄りも子供も、もう全ての人方にとって利用しやすい、便利だというようなことでありますけれども、どちらかというと政策の中心は生活弱者、特に障害者だとか高齢者だとか、そういったところの施策がメインに出ていたというふうに、これは必要な行政のセーフティネットという意味では非常に大切なことでありまして、させていただいてきているところであります。ただ、町内には様々な人、もっと幅広な人方が生活しているわけですから、そういった方々にも満足できるような、そういった施策をさらに見える形でこれから進めていく必要があるだろうというふうに思います。

そういった意味で、例えば健常者、意外と健康だからそのことについて余り触れることは少なかったのでありますけれども、今取り組んでいる健康ポイントなんかというのは、これは健康な人方も積極的に参加していただくと。健康だから、別にそれは今のままでいいのではないだろうかというふうに思いがちなんですけれども、ひょっとすると生活習慣病につながっていく可能性があるから、事前に自ら改めて健康を意識して歩いてもらいながら健康増進を図っていただこうというような取組、健康である人方にとっても必要な施策をこれからはとっていく必要があるという意味では、全ての人方にとって必要なサービスを改めて今後、やってきたことを含めて整理をして、町民に伝えるところは伝えながら、新たに必要なことについては施策を講じていくということでございます。

今回、私の公約の中で、ユニバーサルデザインということを推進していくという公約を掲げさせていただきました。特に３点ほどありますけれども、１つには、街なかの歩行空間が果たしてみんなにとって優しいのかのかどうかということ。これ、障害者あるいは生活弱者の意見を聞くということも必要でありますし、加えて健常者にとっても非常に行き届いたサービスがそこで行なわれているのかというようなことをやっていくと。こういったことが一つの事例でありますけれども、そこのところの今まで着目していなかった部分について、これからそこも含めて行政サービスの在り方として質の高い生活環境なりインフラ整備、そしてまた、全ての人方がお互いに認め合うような、そういった意味でのソフトの面の内容の充実、これを改めて今までやってきたことを確認をし、さらに足りないものを提供していくということになるかと思います。

そういった意味で、まず、お話ありました、こういったユニバーサルデザインという考え方について、まだ町民にもなじみがないということでもございますので、非常に内

容については分かりやすい話でございますから、しかも、今まで大方は取り組んでいるということでありますけれども、さらに全ての人方にとって、あるいは外国人も含めて、あるいは観光客にとっても優しい、こういったことの総合的な環境の整備に取り組んでいくと。ですから、今まで行ってきた行政サービスに加えて、さらに多くの人方にとっても納得、満足していただけるような環境整備を図っていこうという取組をこれから試していこうということで、まだなじみのない言葉でありますけれども、こういった考え方と、それから具体的な実践活動をしていきたいというふうに思っていますが、公約の中では３点ほど具体的に大きく掲げております。

公共交通も、当初はお年寄りが足がなくて困った人方に何とかしなければならないというようなことでのサービスの始まりだったわけでありますけれども、町外から来る人方にとっても、それから健常者であっても、これから免許証を返納するというような人方に対しても、交通のネットワークがしっかりなされているのかどうかというようなことを点検していこうと。

それから、公園についても、子供の公園だとか、それから単なる憩いの公園だとか、そういった色分けにどちらかというと特化されていた節があるところでありますけれども、子供からお年寄りまで全ての人方が楽しめるような公園、こういったことを通しながらバリアフリー、ユニバーサルデザインという視点、実践的な取組と同時に、この情報の提供を発信をしながら、ユニバーサルの視点についてのご理解を賜っていきながら、取組をこれからしていく必要があるだろうなというふうに思います。

お話がありましたように、外国人が来ても安心してこのまちの中で観光が楽しめるような、そういった意味の多言語表記、これまでも課題になっておりますけれども、これからもそういったことは当然出てくるだろうというふうに思います。サインでやるということもありますし、それから、今は翻訳の関係、機能だとか様々なそういうアプリも出てきておりますから、そのようなことも非常に国際化の流れの中でも必要になってくるというふうに思います。外国人もたくさん就労で来ている方々もいますから、その方々にとってもこのまちが快適で過ごしやすいというようなこと、あるいは不便していることがあるのかどうかというようなことも、この後取り組んでいく大事なポイントになってくるだろうと。これが、ある意味では成熟していくと、まちがまた非常に魅力的なまちになっていくだろうと、そんなふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　10番、馬場敏美議員。

○１０番（馬場敏美議員）　ただいま答弁聞いて、先ほどの答弁の中にもありましたんですけれども、今まで特に第５期総合計画の中でのユニバーサルデザインというのは、ど

ちらかというとハード面、施設整備に重きを置いてきた計画だったかなと、そんなふうに思っております。

今の答弁も含めて、町長はこのように言っています。町民一人一人が高齢者や障害を持つ方などのお互いの違いに気づき理解し合うことが重要であり、そこからお互いを思いやる気持ちが育まれ一人一人の行動へつながることから、町民がユニバーサルデザインを理解する機会やまちづくりへの参加の場を整えていくことが必要であるというふうに答弁しております。私も今言いましたように、ソフトの面も含めて総合的に進めていくという上では、大変大事な考え方なのかなと、そんなふうに思っています。さらに、町長は、バリアフリー法や北海道まちづくり条例などを踏まえてということでいろいろ施策を推進すると言っております。

私は、その上で、例えば上士幌町ユニバーサルデザインによる優しいまちづくり条例のような、そのような誰にでも分かる、そして見える、そのような指針なるものが必要じゃないかなと、そんなふうに思っております。それは、１つは、今申しましたけれども、今年で最終年になります第５期総合計画の中に健康で安心して暮らせるまちにユニバーサルデザインと明記されております。利用しやすい施設づくりに努めるとなっております。しかし、冒頭も申し上げましたけれども、現状十分推進されていないように思います。そして、また、今も言いましたように、町長は、お互いの違いに気づき理解し合うことが重要であると答弁していますけれども、これは町民のまさしく気持ちに寄り添うソフト面に触れております。今も言いましたように、第５期計画の中にはなかったものであります。

私は、第６期の総合計画には、ぜひこのような趣旨でユニバーサルデザインが含まれることを期待しております。ユニバーサルデザインのまちづくりを町全体で推進していくためには、町民や各種団体等様々な立場の人が参画し、みんなの意見が反映できる仕組みづくりの体制を整え、ユニバーサルデザインの計画づくりやその実施、評価にも町民が参加し、継続的に取り組んでいくことでユニバーサルデザインのまちというのは育っていくのではないかと、そんなふうに思っています。

また、各施設の施策の取組においては、ユニバーサルデザインの視点に立って町が率先して実践していく上でも、条例等はっきり見えるような、そういう指針をしっかり町民に示した上で、これからのまちづくりに進んでいくことが必要ではないかと思っております。

この点について、再度お伺いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　ユニバーサルデザインの考え方、基本的には多様性を認め合う社会ということだろうと思っております。健常者もそれからそうでない方々も同じように社会の一員として尊厳を持ってお互いに認め合うと。

具体的に実践しているのが、あるいは実践的な条例等には、たくさんございます。三愛計画だとか、あるいはバリアフリー関係のいわゆる施策だとか、実践的な施策については個別条例がかなり生きているというふうに考えております。それを包括的な意味でのユニバーサルデザインという、それの上位に位置するというふうな形でありますので、極めて理念的な意味合いを持ってきているというふうに思っております。

そういう意味では、北海道もユニバーサルデザインという視点は入っていますけれども、なかなかそれをもって具体的に各条例化をしていく内容については、検討がまだ必要でないだろうかなと、まだ私のところでそこのところのイメージというのは湧いてきていないところであります。後々どんなことが必要になってくるのかということでありますけれども、理念的な意味合いでのユニバーサルデザインというのは、具体的な実践は実践、それぞれの条例によって行われておりますから、今後の検討課題にさせていただきたいなと、そんなふうに思うところでございます。

いずれにしても、全ての人方が存在感、尊厳を持って生きていくと。健常者もそれからそうでない人も、どちらかというと今まではいわゆる弱者というところの視点というのが多かったわけでありますけれども、そうでない全ての人方がまちづくりに参画をし、そしてそれぞれがまた住みよいまちをつくっていくという大きな考え方については変わるものではありませんけれども、それをあえてまたどのような形での条例をつくるかどうかについては、まだ整理のついていない検討段階だというふうに思っています。

北海道の中でも条例としてユニバーサルデザインという命題での条例というのはなく、その中において福祉サイドの中でユニバーサルデザインという視点は入ってきてはいますけれども、それ単独で条例をつくっているというような状況ではありませんから、その辺のところの取組といいますか、北海道、建設関係、むしろ建築のほうにはかなりユニバーサルデザインという視点が入って公営住宅なんかについてもありますけれども、道の全体として福祉的なサイドだとかそういったものではないのかも分かりませんけれども、まだ検討の余地があるのかなと、そう思っております。

ただ、いずれにしても全ての人方が自分らしく、そしてまた尊厳を持って生きていくために、大きな枠組みの視点としてのユニバーサルデザインというのは必要なものだろうということは、今後ともその理念を失うことなく施策の中に反映していくというふうに考えたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　10番、馬場敏美議員。

○１０番（馬場敏美議員）　本当に視点としては、非常に幅広い視点でまちづくりをしていく考え方の中心になっていくのかなと、私はそんなふうに思っています。一番分かりやすいのは、ユニバーサルデザインの考え方によって整備された施設というのは、最近非常に自然災害なんか多くなってきているんですけれども、それがいとも直さず避難場所に提供できる、ユニバーサルデザインの考え方で整備した施設は、障害のある方もない方も関わらず、その避難場所として提供できるというような、そういう利点があるかなというふうに思っています。

そういう意味では、ぜひ今後検討という町長の答弁もありましたけれども、町と町民が一体になって協働のまちづくりをしていく上でも、そういうものがあれば、より町民が分かりやすいかな、見えるかな、そして、みんながそこに一つになって知恵を絞ってまちづくりに取り組んでいけるかな、そんなふうに思っておりますので、ぜひ検討をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、10番、馬場敏美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

（午前１０時２９分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３０分）

◇　伊　東　久　子　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、３番、伊東久子議員。

○３番（伊東久子議員）　私は、竹中町長第６期目のまちづくり方針について質問をいたします。

竹中町長は、第６期目における今後４年間の上士幌町政のかじ取りを担うことになり、10項目の公約を示されました。町はコンパクトシティのまちづくりとして、西団地の解体、北団地改修、まちなか住宅の建設などを行っており、多くの町民の理解を得て進められてきたと理解はいたしますが、現状では、町の事業（建物）提案から決定までが短期間に進み、町民に対する説明の機会が少なく、決定後、広報などで知る方が多くなっているのではないでしょうか。

行政や議会の町民アンケートにもまちづくりに関心のある方が増えており、現在策定中の第６期総合計画、これは令和４年度から10年間について町民の各階層に対しアンケ

ートを取り進めていることには理解をいたしますし評価もいたしますが、多様な意見を取り入れるためには、現在の行政の審議委員に女性が少ないと思います。

新型コロナウイルスまん延防止、現在は緊急事態宣言になっておりますが、今後も新しい生活様式への対応へと余儀なくされますが、町長は元気まち上士幌町「つなごう子や孫へ」とするスローガンを掲げており、下記の２点についての課題解決の対応の所見を伺います。

１点目、町内には賃貸住宅、新築住宅、公共施設が新たに建てられてきましたが、旧公共施設として現在は普通財産となっている閉校した小学校、また青少年会館、生きがいセンター、西保育所、中部開発等がそのままになっています。今後の活用方法について、上士幌町全体の都市計画または土地利用計画を作成することにより、ゾーンごとのまちづくりができると考えます。提案として、築40年を経過している老人アパートを、今後検討される障害者のグループホームと併設し、お互いに見守りができるような福祉ゾーンの考え方もあるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

２点目といたしまして、町民が安心・安全に生活するため日常的に使用する道路の管理は大切です。団地内外の道路舗装、縁石の上昇が多く見られます。町道に面した車庫等は、段差が生じて苦労している方もおります。特に古い団地にある道路の破損が多く見られます。

第Ⅰ期総合戦略、平成27年から令和元年度に施策検証において、町道管理の達成度を100％と評価していますが、今後の計画について伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　竹中町政第６期目のまちづくり方針について、伊東議員のご質問にお答えいたします。

１点目のゾーンごとのまちづくりについてであります。

旧公共施設の今後の活用方法につきましては、現在策定中であります第６期上士幌町総合計画、そして今年度は上士幌町公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととしておりますので、これらの計画と整合性を図りながら土地利用方針を見直ししていく必要があると考えております。

議員よりご提案のありましたゾーンごとのまちづくりの視点は、大変重要であると認識しております。平成24年度の上士幌町公共施設再編に向けての計画要点・計画指針では、少子高齢化や人口減少時代を見据えた公共施設の再編の必要性と、全ての人が快適に暮らすことができるゾーン的な視点が明記されております。地域の形として、旧上士幌駅を起点とする商店街かいわい、生涯学習センターかいわい、国道273号線沿道かい

わい、役場・保育所・旧高校跡地かいわい、高齢者生きがいセンターかいわいなどゾーン的な考え方が示され、その後の公共施設等配置計画に反映されてきております。

高齢者福祉施設に隣接する北団地のバリアフリー化の改修につきましては、将来の見守り事業にも対応できるものであり、また、老朽化している老人アパートや障害者向け住宅の改修も課題となっており、障害者グループホーム（検討中）も一体的に整備されると、実態として議員ご提案の福祉ゾーンとしての意味を持つことになると考えております。

なお、グループホームにつきましては、現在検討段階であり、関係団体と協議を行っているところであります。引き続き、具体的に運営主体、規模、場所等について慎重に検討を進めてまいります。

２点目の道路に関することについてであります。

道路の状態は、整備された年代や整備目的によっても構造自体が異なり、また、周辺の環境やその年の気候、交通量等によっても受ける影響は様々であります。古くからある住宅地における当時の道路整備は、ほこりを抑えることを目的とした砂利道に舗装を敷いたもののみのものもあり、特に老朽化や路盤厚不足による凍上の影響を受けやすく、耐久性の低い構造となっているものが多いと認識しております。

点在する不具合など維持補修の範囲内で対応可能な場合を除いて路線全体で改良等が必要と判断される場合におきましては、凍上対策として十分な深さの路盤を造り、これまでのような影響を受けにくい構造としているところであります。

第Ⅰ期総合戦略の施策検証におきましては、道路維持の達成度を100％としておりますが、検証期間に予算の範囲の中で優先的に実施された維持作業の達成度として評価しているところであります。

町内全体において補修等が必要とされる箇所が多い状況であり、今後も日常的に点検を繰り返し、的確に優先度を判断しながら、継続して改善に努めてまいりたいと考えております。

また、日々の点検だけでは気づかない点も多々あるかと思いますので、町民の皆様からのご指摘等をいただきながら、適切な管理を行ってまいります。

○議長（杉山幸昭議長）　３番、伊東久子議員。

○３番（伊東久子議員）　今後、第６期総合計画、公共施設等総合管理計画の策定中であると答弁をいただきました。閉校している小学校３校についても、この計画の中に組み込まれているのかどうか、お聞きいたします。

また、地域の声をどのように反映させているのかもお聞きいたします。

女性委員の数が少ないために、女性の声が届いているのか心配になっています。第６期総合計画でも策定審議委員20名中、女性が２名、また、まちづくり委員会に女性を増やすべきとの声に25名中、６名になりました。令和３年度の町政の現況を調べましたら、各課審議委員には、教育委員会を除いてですが、100名に対して女性が約10名前後、まだまだ女性の活躍の場が少ないと思います。町長の考え方をお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　まず、閉校した学校の跡地でありますけれども、利活用、特に企業誘致という視点で学校の利活用として、まず第一弾発信しているということであります。これまでも、もう既に３件ですか、使われているということでありまして、広く情報を発信をしていくということになろうかというふうに思います。なかなか現実的に厳しいと。特に企業誘致の関係で言うと、情報網の整備がやっぱりこれは課題になると。インターネットのインフラがないということになるとなかなか難しいということがあって、これが農村地帯のほうにも整備されたということでありますので、少し新たな企業、あるいはそれ以外でもそうなんですけれども、まちづくりに共有するというような視点でこれからも進めていきたいというふうに考えております。

それから、町民の声、特に女性のお話がございました。女性の参画については、私としても非常に大切な課題であるというふうに思っておりますが、なかなか就労だとか、あるいは子育てだとか、いろんなところで参画していくのに、あるいはもらうのに苦慮しているところもございます。実際、最近の委員の選考あるいは募集に当たって、なかなか積極的にまちづくりに参加してもらう、その辺が難しいところもあるなというふうに思います。

いずれにしても、半分が女性でございますから、女性の声というのは非常に大切だという視点は全く変わるものではございません。本当は実は職場なんかでも相当今活躍されているんだろうというふうに思います。子育て期間中はその余力がないということもあったりして、なかなかまちづくりに積極的にと言いながらも、家庭の事情等々があるのかなと、こんなふうに思っていますが、これからは多様性が特に求められてくるということでもありますし、女性の声というのは非常に必要だという認識は持っておりますから、その辺についても今後、ぜひ多くの方々に参加していただくような、そういう情報の発信に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　３番、伊東久子議員。

○３番（伊東久子議員）　例えば役場なんかにしても、管理職はたくさんいるということですが、課長職が少ないということで、これもぜひ役場のほうからも発信していただき

たいと思います。

次に、私は、上士幌町というところは基幹産業が農林業でありますから、それを守るという意味でも閉校小学校も例えば新規就農支援だとか酪農研修塾、または今来町している外国の人たちとの交流の場とか、または、上士幌町の歴史を知る資料等が、これは例えば教育委員会なんですけれども、資料等がたくさん物置とかに保管してあると思いますが、これを活用しながら、例えば歴史資料館だとか、そういうものをつくると。例えば空き家になっていると、本当にあっという間に朽ちていくのではないかと思います。

その点、町長は公約のスローガンに子供や孫につなげるまちづくりが大切だということで考えているようですから、現在ある建物の活用も私は考えるべきではないかと思います。

また、教員住宅で使えるところについては、住みたいと思っている人もいるので、それも利活用すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　学校の利活用について、とりあえずこれまでは地域経済を活性化、そしてまた人口減少と、大きな地域的な課題というのがございました。それに対して、この町が元気で生き抜いていくというために企業誘致的な、それを行うことによって雇用が生まれ、地域の経済が活性化していくとようなことに主眼を置いての学校の利活用を優先的に、そういう情報の発信をしてきたという背景がございます。

そういった意味では、人口のほうについては、一時期からの減少状況が歯止めがかかって、逆に少し上向いている。現状は増減がほとんどないような状況でありますけれども、ただ今、この人口減少の中において、それもかなりいい成果が上がっているというふうに思っております。そういう閉校の後の利活用については、地域経済の活性化にどうつなげていくかということを最優先課題として、これまでやってきたということであります。

そういった意味では、２件、３件ほどになっておりますけれども、今後についての利活用について、在り方については、今後また検討すべき課題だろうと、そんなふうに思っております。

今ご指摘があった、そういった郷土資料館という、利活用ということでありますけれども、少なくともそういった部分、歴史保存ということと、それから今まで経済的な活力を生み出していくという前提で進めてきたこと、その辺は弾力的に今後考えていく必要があるのかなと、そういった時期であってもいいだろうと。

いずれにしても、課題となった情報インフラが農村地帯も含めて光回線が整備されて

いるということですから、多様な使い方が今後あるのではないのかなというふうに思います。

ただ、基本的には、この後また財政負担を伴うような形での使い道については、やっぱり後々のことを考えると慎重を要するべきだというようなことでございます。自立した利活用というのがいいのかと言われれば、社会的な非常に意義のあることであれば、それはまたそのときに考える必要があるだろうというふうに思います。その中の一つとして資料館のお話が出ました。これも一つの選択肢なんだろうというふうに思いますけれども、今の段階では特に資料が散逸しないということで、何らかの形で環境が整って、そのようなことがあるとすれば、それも一つの利活用の方法となるのかなと、そんなふうに思うところでもございます。

○議長（杉山幸昭議長）　３番、伊東久子議員。

○３番（伊東久子議員）　建物を使わなければ、やっぱりもう本当に早い期間に朽ちていくというのは、私どもの団地を見ていましても同じに、そういうふうに思いますので、ぜひなるべく早い段階で、例えば第６期総合計画の前期５年間の中でもできるような計画を立てていただきたいなと思って質問いたしました。

次に、ゾーンごとのまちづくりについて、町長の答弁どおりだと私も同じ考えであり理解はいたします。でも、なかなかその事業が、例えば７区の団地なんかにつきましては、改修し、なかなか進んでいかないというのがちょっと気になります。中にも書きましたが、障害者のグループホーム、これもなかなか一致しないところがあるんだなと思いますけれども、でも、考え方次第では、移住してくる人たちにはお試しの住宅はあるけれども、障害を持った人たち、お試しもできないままだんだん高齢の親は年を取っていくと、そういうことでとても心配している方たちがいます。ですから、まず初めに、グループホームをすぐ造るのではなくて、お試しをして生活ができるようになったらグループホームを造るというような、そういうことに進んでいくことが望ましいのかなと思っています。

竹中町長４年間の任期中の中に少し考え方を、４年間で実現するとは思いませんけれども考え方があるかどうか、お聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　グループホームの関係で、これまでも必要性は認めつつも、その運営等に当たってなかなか活路が開けていないというような状況が今であります。実際、運営する主体がどこなのかというようなことで、サポートセンターなんかも非常に意欲的に、これまでも調査をしたり現地視察したりなんかしてやってきました。でも、実際運営す

るとなるとなかなか現状では難しいという、そのような現段階の状況であります。

そういった中で、介護施設を運営している福寿協会のほうとしても、この件について関心を持って今いただいて、行政と一緒に検討をしているということでございます。既に福寿協会のほうも介護経営をしておりますから、その辺の経営としてのノウハウは持っているということと、それに併せて人材なんかも確保できる、そのような可能性もあるということですが、今とにかくコロナで止まっているというような状況でございます。

そういったことでありますので、いろんなどこでだとか、あるいは順番としてお試しだとか、お試しするにしても障害者ということでありますから、そこにケアする人が必要になってくるということでございますので、お試し住宅、移住のお試し住宅のようには、そうはいかないだろうというふうに思いますから、そこにお世話する関係がありますので、やっぱりこれについても福寿協会さん、今福祉関係でいうと、そういったところが、そんなことが可能なのかどうなのかということも相談等が必要になってくるんであろうなというふうに思っております。

７区の団地ですね、これもかなり老朽化してきているということもありますし、ある意味ではゾーンという意味での全体的な決定といいますか、行政的な意味でのコンプリート化はしているものではありませんけれども、でも承知のとおり、大体福祉ゾーン、あるいは公共施設ゾーン、商店街ゾーンというような地区別といいますか、実態としてそういったことがもう言われてきておりますから、福祉ゾーンとして７区のところのそれについては整備していくということであります。

バリアフリー化についても７区のほう、着実に、計画的に進めてきておりますから、これもある程度時間とともに環境が整っていくだろうなと、そういうハードとともにそれを世話をする方々、ケアする方々、これについては近くであれば福寿協会と連携を取るなんていうのが必要になってくる。障害者の住宅も老朽化して、これまた建て替えの必要が出てくるんだろうと思いますけれども、そういう一体的な意味でのあそこがゾーンとしての機能というのは、大体おおよそ認知をされてきているのではないだろうかなと、そんなふうに思っておりますから、そこを軸にしながら、今後さらに計画が熟度を増していければいいのかなというふうに思います。

いずれにしても６期総合計画、これもかなりコロナで先、何といいますかね、進捗状況が厳しいというような状況でございます。そういった状況でありますけれども、十分それらも配慮する中で、総合計画の中にも視野に入れていく必要があるのかなと、ご意見を承りましたということにさせていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　３番、伊東久子議員。

○３番（伊東久子議員）　障害者のお試し住宅なんかについては、他町村もやっております。専門の協力隊員を採用しながら続けているところもありますので、ぜひ参考にしていただければと思って質問をいたしました。

次に、道路維持管理についてですが、最近縁石の基準が変更になったのかどうか分かりませんけれども、新設道路については余り高くないところが多く見られますが、現状では破損して、直していただいても、二、三年で白くなってぼろぼろに壊れてしまうというところが多く見られますが、コンクリートの品質が悪くなったのか。また、その都度工事費が計上され、手直しをしている状況にあると思います。これ工事契約をするときに、二、三年はもし壊れた場合には無料で直してもらえるというような、そういう契約なんかはできないものかといつも考えておりました。

また、側溝の土管、古くなってですけれども、側溝の土管がつぶれちゃって、水の流れが悪くて道路にはみ出しているというか、道路が水浸しになっているところも多く見られます。生活道路はパトロール中にも気づけると思うんですけれども、私ども議員ですから、あちこち回るといつも怒られますけれども、表通りはすごいきれいな道路になっておりますけれども、裏通りもしっかり管理していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　縁石の問題でありますけれども、私どももそういった課題が数か所あるという押さえはしております。これは、車のボディが低くなってきているのか、いろんな規格が変わってきている。もともと縁石の高さというのは、それで車にとっても別に支障がなかったんだろうと思いますけれども、今はなかなかそれだけでは足りない、あるいは破損しているというような状況がございます。品質というよりも、そういう社会的な乗り物の状況だとか、そういう変化によるものが大きいのかなと思って、今年度も14区のほうの団地だとか、あるいは単身者のほうの縁石だとか、その辺のところも改修をするという予定で予算化をしているところでもございます。

これからも、その辺の課題というのは、これは車だけではなくて、いわゆる先ほどお話、質問ありましたけれども、ユニバーサルデザインという視点からも、その辺のところというのは課題になってくるところなのかなと、そんなふうに思っております。

表通りだけということではなくて全て配慮していかなければならないと、そんなふうに思っていますが、答弁書でも述べているとおり、その時代時代の規格があって、とりあえずは防塵対策だとか、いわゆるそのために簡易舗装で、そうするとやっぱり痛みも早いというようなことで頻繁に直さなければならないということだとか、そんなような

こともありますけれども、凸凹ですね、特に穴が空いているだとかというようなところについては、これはもう気がついたら直ちに直していく、そういった段取りにしていると。町道だけでも約300キロという、山を含めてでありますけれども、ありますので、大変な延長になります。順次やっていかなければならないというふうに思いますが、新しい新設道路というのはそうそう、これから少なくなるとすれば、従来の使用している道路のそういう痛み状況に合わせて補修をさらに上積みをしていくというようなことは今後の課題になるのかなと、そう思っているところでもございます。

○議長（杉山幸昭議長）　３番、伊東久子議員。

○３番（伊東久子議員）　今回質問したことに対して実現していただけるようお願いをいたします。

これで終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、３番、伊東久子議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は、５分前の予鈴をお知らせいたします。

（午前１１時０１分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１３分）

◇　早　坂　清　光　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　私は、これからのまちづくりと地域コミュニティの活性化についてということで質問させていただきます。

竹中町長は、５期20年にわたり町のリーダーとして町政執行にその手腕を遺憾なく発揮され、さきの町長選挙では、他に立候補はなく、無投票で６期目の当選を果たされました。選挙戦に臨む公約では、コロナ禍から町民の命と暮らしを守ること、アフターコロナを見据えた新しい暮らしや働き方に対応する施策を進めるとした上で、未来に生きる子や孫たちが笑顔で暮らせる持続可能なまちを目指し、元気まち上士幌「つなごう子や孫へ」をスローガンに掲げ、まちづくりを進めてまいります、という基本的な姿勢と方針を示され、まちづくりの約束として10項目にわたる施策を掲げられました。また、今議会においては、令和３年度の町政執行方針を明らかにされました。

私は、竹中町長の公約並びに執行方針、検討中の第６期の総合計画策定にも関連して、

具体的な取組方針やその考え方について、以下の点について質問いたします。

（1）災害に強いまちづくりに関連して伺います。

地域での防災力を高めていくためには、常日頃の地域での様々な交流や活動、連携などを活発にしていくことが大切だというふうに思います。行政区・町内会では、会員の高齢化や役員の担い手不足、未加入者の増加などが課題となっています。行政区と連携した課題克服と対策が何よりも大切だと思います。どのように対応されるのか、伺います。

（2）様々な分野でデジタル化やＩＣＴ情報通信技術を活用したまちづくりが進められ、日常生活においても電化生活の質がより進化しています。こうした中、災害時にはアナログ的な情報発信もより重要と思います。また、停電や断水などで非日常の対応が求められます。厳しい時代を乗り越えてきた高齢者の方々の知恵や経験を若い世代へと引き継ぎ、交流する機会を設けてはどうかと思います。どのようにお考えか。

（3）市街地及び周辺行政区・町内会は、１区から17区という数値の名称となっています。町民の方から、区域が分かりにくいというご意見をお聞きします。また、移住者や観光での来訪者にも分かりにくいと思います。各行政区の皆さんとの協議、合意形成が前提ですが、数値以外の名称や区域の見直しなど検討していくべきと思いますが、どのようにお考えか。

以上、伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　これからのまちづくりと地域コミュニティの活性化について、早坂議員のご質問にお答えします。

１点目の災害に強いまちづくりに関連した行政区と連携した課題の克服についてでありますが、災害はいつ起こるか分からず、誰もが被害を受ける可能性があることから、ふだんから災害に強いまちづくりを公約に掲げ、４つの具体的項目について取り組んでいくこととしております。その１つとして地域自主防災の組織化、防災訓練等で自助・共助、地域のコミュニティの醸成を図ってまいりたいと考えております。

行政区の自主防災組織につきましては、３月に募集したところ、現在４か所の行政区・町内会から申し込みを受け付けております。今後、行政区と町（地域防災マネージャー）が連携を図り、地域の防災についての訓練や防災に関する意識の啓発などを通して災害に強い地域をつくり、課題となっている地域コミュニティの醸成の期待も含め、各行政区・町内会へ広がるよう取組を進めてまいります。

また、町内会未加入者の増加による活動資金不足や会員の高齢化によるマンパワー不

足の一助となるよう、今年度より行政区運営交付金を増額し、行政区・町内会の活動支援を推進していくこととしております。

２点目の災害時の情報の発信の方法についてであります。これまで災害時の情報は、広報紙や広報車によるアナウンス、公共施設への掲示などを主な伝達方法としておりました。町民の皆様からは、情報が聞こえない、遅いなどといった課題が指摘され、改善が求められておりました。

今年４月からスタートした防災情報を含む一斉情報配信システムの運用は、より早く、どこにでも、誰にでも、大切な情報が届くよう願っての取組であります。スマートフォンの所有率は、若者から50代では90％を超えているとのデータもあり、高齢者においても皆さんが持つ時代になってまいりました。

また、高齢でデジタル化になじめない世帯には戸別の受信機を貸与しており、緊急時の第一報の情報収集に極めて有効と考えております。

一方、災害発生から身を守る行動につきましては、お互い助け合いの対人関係、いわゆるアナログの関係が大切になってまいります。そのために必要なのは日常における近隣住民との人間関係で、さきに述べた自主防災組織での防災訓練が効果を発揮するものと考えており、世代を超えた防災訓練は、高齢者の知恵や経験を若い世代に伝える大切な場であると認識しております。

また、町が実施している諸行事や教育活動の一環で異世代交流が行われており、このような場において先人の知恵や経験が語り継がれるよう努めてまいります。

３点目の市街地及び周辺の行政区名と区域の見直しにつきましては、議員ご指摘のとおり、区域が分かりにくいという意見は伺っております。本町は、歴史的に鉄路整備とともに道路や町並みが形成され、今日の市街地に発展してきたと認識しております。そのために区域が分かりにくいというご意見があり、行政区域の再編について議論した経過がございます。しかし、名称の変更につきましては、行政区内の総意と条例改正により可能でありますが、様々な検討すべき課題も多いと考えております。また、行政区の再編につきましては、複数の行政区に及ぶことと、一人一人の生活圏の変更に関わることから、市街地区での再編に至っておりません。

なお、人口減少時代を迎える中で世帯数や人口が著しく減少し、行政区の運営が困難になることも想定されますので、そのような場合には、行政としても区域住民の総意を基本に相互調整の役割を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　今回、これからのまちづくりと地域コミュニティの活性化につ

いてということで一般質問させていただきました。

地域コミュニティということでは、行政区・町内会だけでなくスポーツや市民、子育て、老人会など、様々な団体やサークル活動があります。どの活動も大切であります。

こうした中で、行政区・町内会につきましては、同じ土地、地域に住むことからつながる地縁の組織です。この間、議会の様々な場面で質疑、議論されてきているところですが、さきの第６期総合計画の策定に向けた町民アンケートや第４期の地域福祉計画では、どの各団体からの意見聴取でも、行政区・町内会活動等に係る現状や課題などが明らかとなっております。町においては、理事者はじめ担当課の職員の皆さんも大変苦慮されている課題だというふうには認識しておりますけれども、これからのまちづくりという上では大変重要な課題ということで質問をいたしました。

１点目ですが、行政側の現在の対応について答弁をいただきました。地域防災マネージャーの配置や行政区運営交付金の増額などについては、積極的、具体的な対応として評価をいたしております。行政区・町内会では、長い間、花見などの親睦交流、葬儀や町内行事への協力、互助、共助ということで活動してきました。こうした交流や活動を通じて互いを知り、連帯感を強めてきたというふうに思います。

例えば、地域での訃報を受けた葬儀では、ほぼ全てのことを地域内で役割分担して協力してきましたが、高齢化や会員の減少、時代変化などにより、葬儀業者さんに依存することが多くなり、近年は葬儀業者さんの斎場での葬儀が増えてきました。現在はコロナ禍という状況にもありますが、今後は小規模な斎場で家族を中心にした葬儀が増えていくだろうというようなことも言われております。

また、少子化ということで町内会組織がなくなっているところもあります。

こうした中で防災という視点では、東日本大震災をはじめとする災害の教訓を生かしていく地域の防災活動ということが大切だということは答弁でございましたが、私もそう思っております。

そこで、町長に再度ご認識を伺います。地域コミュニティの活性化が求められる中で、行政区・町内会は時代変化に対応した中で新たな課題も含めた果たす役割はますます重要になっているというふうに思いますけれども、どのようにご認識されているか、伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　町内会については、まちづくりの最も小さな身近な組織体ということで、これまで重要な地域のコミュニティとして役割を果たしてきたというふうに思っております。

今お話あったように、随分と時代の変化とともに役割なり、あるいはそこの世代の少子化、そして、また一方で高齢化だとか、状況によってこの町内会そのものが何を軸にしてそこにきずなを深めていくのかというのが非常に難しくなってきたというふうに思っています。従来であれば、子供たちが近隣で遊んで、そこで子供を通した町内会の連帯があったり、あるいはめでたいこと、不幸なこと、そういったときにも一体となって、日々の機微を、そこでお互いに共有したというようなこともございました。

今、随分時代が変わってきて、同じように昔に戻すというのは、これは難しい話だろうというふうに認識をしております。じゃ、何でということになってくるわけでありますけれども、従来必要とされてきた、あるいは自分たちでコミュニティとしてやってきた、そういったことが今行政の中でもセーフティネットとしてその役割を果たしてきているところがたくさんございます。

例えば、体が不自由になったときお互いに支え合う、そのようなときには福祉の関係で介護施設だとか、そういったところが随分と充実してきているということで１つありますね。それから、子供会にしても、あるいは子供の成長をみんなで見守るというそういった従来の町内会での役割があったわけでありますけれども、それも子供が数が少なくなってきたということだとか、あるいは共働きが増えてきたということもありますし、一方では、そういったことについて公的にも学童保育所で子供の放課後の居場所をしっかり確保するようになってきたというようなことがございます。

それから、最も町内会として存在としてお互いに助け合い、あるいは不幸、悲しみあった葬式についても、これはみんなでお互い近所を中心にしながら、今まで生前のお付き合いも含めて供養を行ったということでありますけれども、これもほぼ数が少なくなって、お寺でやるのも少なくなってきた。しかも、このようにいろんな葬儀会場を使ってやっている。あるいは、お世話する人も町内会ではなくて葬儀屋さんに全てをお願いするというようなこと。結婚式も、これも同じように、町内会でいろいろとお世話してきたということがありましたが、これもほとんどなくなったということであります。

これを昔のほうに戻すことができるかということを考えたときに、私はそれはもう難しい話だろうと、そう考えております。そういった中での地域の連帯が何かといったときに、一番はこれまでもいろんな機会に申し上げていますけれども、子供は子供の世界がある、それから福祉が必要になったときにはそこの世界もある。そういったときには、防災というのは非常に大事なコミュニティを形成する要素になってくる、このように考えて、そういったことも含めて防災の関係のマネージャーを配置したところでございます。

大人から子へのいろんな伝承だとか、そのようなことも課題としていっぱいあるわけでありますけれども、この防災というのは子供も大人も、男も女も、全部が共通する課題ということになりますから、それをもって町内会の連帯を高めていく非常に重要な取組の一つではないだろうかなと、こんなふうに思って、災害はいつ起きるか分からないという、そういう行政の対応もありますけれども、コミュニティを形成する今のそういった背景を考えたときに、この防災、災害を通した取組というのは非常に大切だろうというふうに考えて、今力を入れさせていただいているところでございます。

花見だとかありますけれども、それをもってなかなか町内一つにまとめるというのは、必要性から考えると、やっぱり命に関わるというのは全ての共通する大きな課題でありますから、それが今後、災害が少ないと言われておりますけれども、今の気象状況だとか、あるいは温暖化だとか、様々な環境が変化しておりますから、備えを常にしておくという意味で、そこを基軸にした地域のコミュニティの連帯が図られていくというのは、今必要な手だてを最優先すべきことでないだろうかなというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　今答弁いただきましたけれども、行政区では役員のなり手不足や高齢化、未加入者の増加など、様々な課題を抱えているというふうに思います。未加入者が地域の会員になるかどうかということは、あくまでも個々人の意思でありますので、その地域で加入に向けて働きかけていくことが大切だと思いますし、活動を通じて地域のきずなの大切さを理解していただくというようなことが大切だというふうに思っています。

そうした中で、町行政が地域の課題に耳を傾けて、課題克服に向けて一緒に考え取り組んでいくというようなことの姿勢が求められているんだというふうに思います。地域の抱える課題というのは、町長のほうの答弁もございましたけれども、そう簡単に解決できるものではないことも事実だというふうに思っております。

答弁書の冒頭で、地域の防災訓練で４か所から申込みを受けているということですが、多くの行政区ではその防災訓練までというか、そういうこと自体に地域でまだまだやるというようなことの状況になってないんではないかというふうに思います。町が地域と連携を必要とするお話もございますけれども、福祉だとか医療とかいろんな面あろうかと思いますけれども、地域と連携を必要とする諸施策を進める上で関係課部局が連携していくこと、そして、これまで以上に積極的、具体的な対応をしていく必要があるというふうに私は思っています。

広く地域コミュニティということでは、地域の組織や団体、サークルの中には、会を

継続してやっていきたいんだけれども、高齢化で事務をやってくれる人がいない、会計をやってくれる人もいないんだというようなことで、どうしようかというようなこともよくお聞きします。

町長に再度お伺いいたしますけれども、この際、町行政内に地域のコミュニティの活性化に向けた専任部署を例えば設けるというようなことなり、さらには、行政区の関係者も含めた、仮称ですけれども地域コミュニティの活性化に向けた検討会議というようなことを設けて、それぞれの活動の情報交換や先進事例を情報共有するというふうなことなど、課題の克服、前進に向けた取組を進めていくべきではないかというふうに私は思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　行政区の連帯感というのが非常に希薄になってきたというのは、そのとおりだというふうに思っております。特に今高齢化がどうしてもやっぱりその一つの大きな要因にあると。若い世代の時には、子育てを通しながらお互いに連携を図るということが可能であったわけでありますけれども、高齢化になると、なかなかそこの連帯を図って積極的に活動を行うというのは、出来づらくなってきていると。それと同時に、片方では行政サービスがかなり行き届いてきているということでありますから、町内会のやるべきこと等も、これもやっぱり変化をしてきているというのではないだろうかなと、そんなふうに思います。

サークルの話も出ました。世代の交代というのは非常に難しくて、一つのサークルができると、ある意味では、草創期というか生まれたころのサークル、それから成熟していったときのサークル、そして円熟していって、そこでまた新しいサークルが生まれるというようなことがございますけれども、これは組織の成長の過程の中でいろんな変遷があって、今、ある意味では高齢化が進んでいるということが一つあるかと思いますけれども、新たな芽生えも片方では起きてきているものと、そんなふうに考えております。その辺の循環も出てくると思いますが、新陳代謝のその辺のことというのは、必要なものは必ずそこで生まれてくるというふうに思っております。

時代とともに求めるものだとか、あるいは志向も変わってきております。今まであるものが未来永劫継続するかということになると、そこそこなかなか難しい。ただ、やりたいことがやれないというふうな、そういったことがないような配慮というのは十分していく必要があるだろうと、そんなふうに思っております。

町内会についても、確かに今回のアンケート調査の中でも、高齢化が進んで役員のなり手がいないだとか、大体その辺に集約されてきているんですね。活動というよりも高

齢化の問題が一番大きいということがございます。

そういった意味ではまた、行政区の役割というか、その辺の期待だとか、こういったことがある意味では見えない、見えづらいという、そういう時代的に今節目にある、谷底にあるような感じがします。

そういった意味では防災というのが大きな基軸になっていく、これ、子供からお年寄りまでみんな大きな一緒の課題でありますから、それが地域の連帯を生む手がかりになる可能性というのは極めて高いというふうに思っておりますから、そこを通しながら新たに今、コミュニティを図る親睦だとか、そんなようなことも広がっていくことが必要ではないだろうかなと、そう思います。

今、防災という立場でマネージャーを配置しておりますけれども、よく職員を配置すればいいのかというような話もありますけれども、それも十分考え、検討はすべき。こういう小さな自治体でありますから、役場と住民との、あるいは行政区との距離も近いところにありますから、そのようなことで解決できることなのかなというような、そこに根差した人が基本的にやってもらうようなことができないだろうかという意味で、今の防災を軸にした町内会の連帯感を強めるという意味でのことは、非常にひとつ期待をしているところであります。

それを踏まえた上で、次のどのようなことが必要なのかというようなこと、それから、サークルなんかのリーダーについても足りなくなってきている、あるいはやり手がいないというようなことがありますけれども、これらについては時代の中で必要なこと、あるいは求めることがあれば、新たな芽生えが起きてくるものというふうに思っております。だからといって、今衰退するものをそのまま放置するということではありません。それはそれとして、いろんな情報を発信しながら新しい会員が入ってくるような、そういった情報を提供するなど、これは、それぞれのサークルなり、文化活動になると、教育委員会のほうとしても、そのような取組がなされていければ、新しいそういう活動の団体が育ってくるのではないだろうかな、こんなふうに期待しているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　答弁ございました。区長の研修会なんかの視察というようなことも始められていますけれども、コロナ禍というようなことで、その後なかなか実際に実施することは難しい状況下にありますので、いずれにしても町内会の問題なり、これはどこの自治体でも課題になっていることですが、そういう時代だから、そういう状況だから仕方がないんだということではなくて、行政側も積極的に各町内会と連携をとり

ながら対応していくということの対応をお願いをして、１点目の質問は終わりたいと思います。

２点目のことですけれども、災害時の情報発信の現状については理解いたしております。ただ、各世帯の家族構成も様々ですけれども、例えば、高齢者の夫婦世帯でご主人がスマホを持っている、だけど奥さんは持っていないというような場合があって、そういう場合は今は戸別の受信機を貸与されないというふうに思います。ご主人が外出していれば、奥さんには町の情報が何も入らないというような状況になります。全てのことを解決するということは難しいわけですけれども、よりきめ細かな対応と情報発信を検討していっていただきたいということで、いざというときに一人の被害者、被災者も出さないという思いで対応していただきたいというふうに思います。

次に、高齢者の知恵や経験を若い世代へということについてであります。

高齢者の方は、電気や水道のない時代の生活を経験してこられていますし、経済的に厳しい時代を自分たちでものづくりというか、そういうことの経験をされてきています。その一方、子供たちや若い方々は、生まれたときから電気のスイッチを入れれば何でもできるような生活習慣が当たり前というようなことになっているのが、今の実態です。

例えば、地震で停電を想定をして、屋外で火をおこして、まきストーブで食事を作ったり、寒さから体を守るということや、水を大切に使うこと、あるいはそこにあるものを活用して何かをつくる等々、子供たちにそういう体験をしてもらうということが、何かあったときに、あるいはたくましい人間になっていくというようなことだというふうに思っています。そうした体験の場を具体的につくっていくということが大切ではないかということで質問いたしました。具体的に、再度、どうでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　確かに、文明が発達して、技術が発達して、マッチの存在すら手元になくなってきているという時代であります。しかし、この時代を元に戻すというわけにはいきませんですね。何かあったときにどうするかというのは、これは生きる力ということになってくるんだろうと思いますけれども、多分学校教育の中でも様々な体験等をしていると、そのように思います。家庭の中においても、なかなかそういったことに触れる機会は少ないというふうに思いますが、そういう意味でも、防災に子供も含めて参加するというのは、非常事態のときにどんな身の処し方をすればいいのか、あるいは身の安全を守ることにはどうすればいいのかという意味では、非常にリアルな体験といいますか、災害時に合ったような体験をするということは、子供たちにとって非常に生きる力を育む場になると、そのように思っております。と同時に、学校の中でもそういった

教育活動をされているというふうに思いますので、そこのところはそれぞれの役割に期待をしたいというふうに思います。

特に最近、これは教育委員会の所管になりますけれども、大学受験についてもかなり随分と変わってきたし、それから、最近では留学制度だとか体験をするだとか、いろんなところに学校の知識以外の活動が重要視されてきております。これは、教育のほうでもその辺を意識しながらやっている話だと、そんなふうに思います。社会教育のほうでは、キャンプなんかについて、そんな中での飯ごうでの飯を炊くだとか、あるいは火を起こすだとか、そういったこともしておりますから、そういったところを総合的に、また足りないところは補っていくような、このようなことが必要なんだろうなと、そんなふうに思います。

行政の中でも、私、いつも呼ばれて行っていますけれども、独り暮らしのお年寄りの新年交流会、中学生が来てお世話をして、そして同じテーブルでお年寄りと語り合うと。難しい話をするということではないだろうと思いますけれども、そのような機会だとか、いろんなことを通して学校教育だけではない様々な機会を通してそういった機会は、ある意味では今の時期になると、意図的に、計画的に場面設定するということも必要なのかなと、そんなふうにも考えていますけれども、今行政が一般行政として今これをしますというのは、なかなかすぐお答えはできる状況ではないという感じであります。

○議長（杉山幸昭議長）　５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　３点目のことに移らさせていただきます。

市街地周辺の数値の行政区の名称になっているということについてですけれども、過去にも検討されたことがあると思いますけれども、字名、地番の改正というようなことでどうかというようなことで議論がされた時期もあったかというふうに思っております。やはり、町民の方から、何線何番地といってもエリアが広いというようなことで非常に分かりにくいというようなことで言われていまして、せめて行政区の名称だけでももう少し分かりやすい名称といいますか、数値じゃなくて形で何々町内会というようにしたほうがいいんじゃないかというような声をお聞きします。

先ほど申し上げましたように、町行政だけで決められることではありませんので、行政区の名称だけでも検討していくと。これはなかなかずっと昔から、以前からの課題というか解決されていない話だと、積み残しになっていることだというふうに思うんですけれども、そういう部分でやっぱりどこかの時点で整理していくべきだというふうに思うものですから、そういうことで、町民の皆さん、行政区の皆さん等とそういうことについて課題提起というか話題提起しながら具体的に検討していくべきではないかという

ふうに思いましたので質問いたしました。答弁お願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　確かに行政区の名前についての、いろんな分かりづらいだとかはありますが、行政区が分かりづらいというのは、多分区画整理が課題になっているんだろうと、そんなふうに思いますね。ですから、本来であれば何丁目何番地で、それで区画ですぐ分かれるというのが一番望ましいというふうに思いますけれども、斜めに入っていたり、いろいろ広がったりしていますから、何丁目何番地でもなかなか難しいというのが現状であります。

１区、２区、３区という数字が入っているということについて分かりづらいということでありますが、だから、じゃ早坂町だとか、それでまた分かるかというのも、また難しい話だと。あくまでもこれは固有名詞であるという感じがしますので、１区は１区、２区は２区というのも、ある意味では町民にとっては定着しているところでないだろうかなというふうに思います。

町外から来た人が、じゃ１区か２区か分かりづらいということは、それでは、今度は若草団地だとか若草町内会だとか言ったら、そこはそこで分かるかといったら、それもまた分かりづらい。その中に、一団地名だとかありますけれども、町内会という組織の中では分かりづらい、これまた分かりづらい。あくまでも固有名詞ということを考えると、それに慣れ親しんだものでは、それはそれとして定着しているものではないだろうかなと。

変えるとすれば、例えば、そもそも郵便局が民営化になったときに地番でなければ配送しないということで、何区何区というのはもう戻ってきたときが一時期ありました。でも、今はまた配達してくれて、１区でも２区でも配達してくれるようになりました。

そのように、今度は同じように、じゃ、団地名が変わったとすれば、同じような取扱いになりますから、今度は郵便局の取扱いの問題だとか、それから、正式にこれが地番として早坂町何丁目何番地と、なかなか難しい課題があるなというふうに思っています。

ですから、ある意味では数字ですから非常に無機質な感じはする、数字で１、２、３と無機質な感じします。それが花の名前であったり違った名前にすると、非常に柔らかさがあったり、そういうものが感情としてはありますけれども、それで場所が分かるかとなると、なかなか私の頭の中ではそう簡単に整理つかないなということであれば、町民が何区何区ということは今ある程度知っているとすれば、それはそれでいいのかなと。もうダイナミックに全部変えて、地番の話もありましたけれども、これまた膨大なお金がかかるだとか、そんなことも含めて断念したという経過もございます。

さらにこれは、各町内会長の行政区長のお話を聞いたりしながら、どうなんだろうというような検討はしっかりとしていくべき課題だなと、こんなふうに考えております。

あと、ついでに、先ほどの２番目にあった、検討はこれまでもしているんですけれども、やっぱりなかなか区域が変わって行政が変わるということに対して、慣れ親しんだところからほかのほうへ行くというようなことでの感情的なことも、これもまた実際かなり出ると。それは感情的に非常に分かる話だなと、そんなふうに思っています。ただ、新しく来た人がどっちになるかだとか、その辺の区域のいろんな課題もないわけでないだろうと、その辺の整理するべきところは、またがる行政区の相互の中で相談するということもあるテーマかなと、そんなふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　今回、町内会、行政区を中心に地域のコミュニティ、地域の活性化ということが、これからまちづくりに重要ではないかという私の思いで質問させていただきました。答弁いただきましたので、今後とも前向きな行政対応をお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、５番、早坂清光議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。

再開は、午後１時といたします。

（午前１１時５３分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

◇　小　椋　茂　明　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　私のほうからは、一斉情報配信システムの現状について質問させていただきます。

一斉情報配信システムは、災害や緊急事態発生時において町民に対し一斉かつ迅速に情報を伝達することや、平常時においても情報連絡をはじめ町民とのコミュニケーションツールとして利活用するために導入されました。事業費約2,635万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を活用し、スマートフォン保有率調査、システム構築、町民向け事前周知、戸別受信機配付等の準備を経て、４月１日より配信サービスが開始されました。これまで高齢者安全運転支援事業や新型コロナウイルスワクチン接種

についてなど案内が配信されており、その役割に大きな期待をしているところです。

このシステムをより多くの方に登録してもらい、これらの配信をより多くの方に見てもらうことが、目指す全町民に情報を一斉情報配信するシステムとなると思うのです。

そこで、１、システムの登録状況、２、戸別受信機の配付状況、３、登録率向上に向けての今後施策、以上３点について伺います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　一斉情報配信システムの現状について、小椋議員のご質問にお答えいたします。

一斉情報配信システムにつきましては、４月から運用を開始し、約２か月が経過したところであります。

１点目のシステムの登録状況と２点目の戸別受信機の配付状況でありますが、５月19日現在の一斉情報配信システム（インフォカナル）の登録者数は、携帯電話などで485件、戸別受信機で60件、昨年度Ｍａａｓの実証実験で配付した高齢者向けタブレットで35件の合計580件となっており、４月末現在、町内2,616世帯における普及率は22.2％。なお、複数が登録している世帯があるので、実際の普及率はこれより下がるというふうに思います。また、20歳以上4,219人に対しての普及率は13.7％となっております。

高齢者向け端末の配付につきましては、これからも継続して行う予定であり、今年度、タブレット端末は100台、戸別受信機は200台の追加導入を予定しており、新たに設置希望者の募集を行い、高齢者の利便性を高めたいと考えております。

３点目の登録率向上に向けての今後の施策についてであります。

運用を開始してから２か月ほどでありますが、リアルタイムで情報を知ることができて便利、一斉情報配信の情報を元に町のホームページの閲覧数が増えているなどの期待や新たな変化も起きております。また、一斉情報配信システムは、デジタル社会における情報伝達ツールとして情報速度や伝達性において極めて有効であると認識しております。

登録率の向上につきましては、一斉情報配信システムが町民にとって必要性を実感できるものとするために、町民が、いつ、どのような情報を必要としているかなどの要望を広く町民から聞き取りし、内容の充実を図ることが最も大切なことと考えております。また、各事業所や団体の協力を得ながら操作方法などの説明を行うなど、多様な機会を通して理解を求めていくことも大切なことと認識しております。

さらに、日常的な周知活動といたしましては、広報紙への掲載や主要施設へＱＲコードつきのポスターを掲示するなど町民の目に触れる環境づくりを行うとともに、一斉配

信システムへの関心を持っていただくための動機づけとなるようなイベント等も取り入れるなど、新たな情報伝達ツールの普及に向けて工夫をしてまいりたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　この一斉情報配信システムなんですけれども、これはインフォカナルというアプリを取り入れて始めるというシステムでありまして、これはこのシステムを今年度の４月からスタートしているという町村は全国に多数ありました。

その中でも全部見ていけばまとまりがないので、当町の町規模に近いところはどういうふうになっているのかという感じで調べてみました。広く全国でありましたけれども、人口に近いという点で絞りますと、山梨県西桂町、人口4,140人、1,559世帯というところであります。これから述べるところには、各町村役場の総務課のほうに私、直接電話しまして、スタートして今どんな状況かというのをお話を聞かせてもらいました。今言った西桂町は、先週の段階でスマホの登録が500件あるということと、戸別におきましてはもともと防災無線をやっているところの更新ということで早くから件数が上がっているということで、もう500台は入っているということでありました。

その次に近いところとしまして長崎県東彼杵町、こちらにおきましては、人口7,685人、世帯数3,137世帯ということで、同じく総務課のほうで取りまとめをしておりまして、こちらについては、スマホのほうが1,535件ということで世帯で換算しますと48％近くがもう既に登録があるということと、戸別におきましては、先ほどと同じように前もって無線のほうが入っていたと、更新のほうで既にもう809台入っていると。これは、この２町におきましては、初めからそういうシステムがあったということで、これは同じ比較にならないかなと思います。

近いところで北海道に目を向けてみますと、羽幌町も同じく４月スタートで、人口6,589人、世帯数3,489世帯。こちらについては、スマホのほうが1,012件の登録があるということで、世帯割しますと29％ということで３割少々、戸別のほうは260台ということでなっているようです。

同じく近い条件でいきますと道南の知内町、こちらにおきましては、人口4,116人、2,048世帯数という中で、701件のスマホ申請がもう既にあるということで34％。戸別におきましては、本州の町と同じく、もともと無線のほうがあったということの切替えだということで、もう既に1,035台と、切替えなので、この辺は多いのは仕方ないと思うんですけれども。

こちらの同じ条件でスタートしている他町村の例を比較しても、若干ちょっと少ない

かなという気もしますけれども、その辺の現状の数字におきましての考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　なかなか比較して数字だけで多い少ないという以上に、コメントなかなか難しいんですが、ただ２か月たってこの配信システムのよさといいますか、これについては非常に今回この期間でありますけれども有効であるという認識を持っております。今朝の道新のチラシにコロナ関係の施設休館等のお知らせをしましたけれども、あれなんかについても直ちに28日の段階で一斉配信ができたということでありますから、情報を瞬時に届ける手段としては必要なので、これについては普及をしていくということであります。

まだまだ普及のための具体的な取組というのは、見える形でなされてないと。広報等ではやっておりますけれども、なかなか素通りしてしまうというような今は状況だろうと思います。是非はともかくとして、大体今段階、５月19日段階で480件超えているということでありますから、これをベースにしながら、この後様々な手だて、情報の発信をきめ細かくしていくということと、さらに、どんな情報を配信するのかということも大切になってくると、この辺のいろんな整理の仕方もさらにあるだろうというふうに思っています。

その情報も受けたい情報等がありますから、この辺の例えば個別の配信、受信についてはどちらかというと高齢者向けということで情報の発信も限られているというようなこともございます。かといって、関係のないところの学校の情報をいつも流しても、頻繁に流されてもいかがなものかなと。この辺は受け手のほうの邪魔にならないというか、日常的にピーピー鳴られてもきっといかがなものかなと。この辺の受ける側の意見なんかも聞いてみる必要があるだろうと。スマホについては流れますけれども、必要なところを取っていただければいいということでなるかというふうに思ったりしております。

ですから、まだ情報の伝達の内容も、今のところ全町民に関わるようなことを軸にして、コロナなんかについては全世代、全町民に関わることになりますし、災害等の一斉配信についても、これもまたそうだろうということがあります。それ以外の、場合によっては観光情報だとかいろんな情報ありますけれども、すべからくここで出すのがいいのかどうか、この辺についてはさらにいろいろと精査をしていく必要があるだろうと、そんなふうに思っておりますが。

ただ、情報の受信のスマホが、もう既に20代では90数%、お年寄りでも相当持っているということです。同時に、いわゆるガラケーと言われるものの製造ももう中止される

ということですから、こちらのスマホのほうにシフトされるというのは、ほぼその流れになってくるということでありますし、どうしてもお年寄りについては、そこがなかなかなじめないということであれば、そういったところには、いわゆる福祉のサイドとして戸別の受信機の配付をしていくというようなことで、２か月段階でありますので、その辺については一喜一憂することなく、この情報の配信については非常に将来にとって中核になる情報伝達の一つだと、そんなふうに思っておりますから、いろんな手段を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　次に、戸別受信機のほうなんですけれども、現状60台だということと、ＭａａＳの実証実験で配付したタブレットが35台という、高齢者向けの２つが合わせてそれぐらいの台数なんですけれども、今年度の予定が戸別100台ということとタブレットなんかも予定しているんですけれども、これ両方の実績から見て約３倍追加導入の予定というのは、この辺の見通しとか告知の見解というのはどういうふうになりますでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　タブレットの配付についてもいわゆるＭａａＳ、福祉バスのデマンド乗合いの予約システムをここでやったということでございます。戸別受信機についても福祉のサイドを軸にしながら、いわゆる介護者だとかあるいは独り暮らしだとか、そういったなかなか情報に遠いというようなところを中心にして、今、配付をしているということであります。

今回のタブレットとそれから戸別の受信機については、先ほど要旨の中にあったように、事業費、地方創生の交付金、地方創生コロナ対策費用で充てるということであります。タブレットについては、同じように昨年は上音更、それから萩ヶ岡中心にして福祉バスの予約システムを取り入れたということでありますけれども、今年度については居辺地区ということで、全体のお年寄りの足の確保を軸にして配分するということであります。

こういった中にも情報が伝達されていくということと、戸別受信機については、いわゆるスマホを持ってない方だとか、そういったことを中心にして高齢者、次の年代の方々だとか、希望をする人方に順次配付をしていって、情報の伝達漏れのないようにしていきたいというふうに思っております。

今回のコロナの関係では、かなり町民のほうにお知らせする機会があって新聞チラシ等でやっております。というのも、広報は１か月１回ということでありますから、そこ

のほうを速やかに情報を伝えたいということで新聞チラシ等やっていますけれども、農村地帯なんかについてはチラシがなかなか入ってないというようなこともありますので、情報の過疎にならないように、この政策については非常に必要だというふうに思っています。ただ、内容等々、まだ精査するところについてはたくさんあるという認識ではおります。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　やはり登録率を向上させていかないと、本来のこの真たる意味合いが発揮できないということもあって、先ほど調べた各地の町村の総務課の方に聞きましても、やはりうちの町と同じように、広報であるとかチラシであるとかという方法しか今のところないですということで、その辺については致し方ないかなとは思っているんですけれども、周知の一部として広報は大きなウエートを占めるということで、また今月の広報あたりも、このようにこの部分を使って載せているんですけれども、これアプリのダウンロードこちらということで、横文字でｉＰｈｏｎｅとかＡｎｄｒｏｉｄのことを表示しているんですよね。これは、分かっている人からしたらごくごく当たり前の表記であって、これは分かるでしょうと思うかもしれませんが、これだけでも既にちょっと何のことだというイメージを受ける方もたくさんいらっしゃると私は思っています。この辺で用語解説を入れたりとか横文字を極力少なくして、年配者にも分かるような表記をしていくべきだと思うんですけれども、その辺の考え方をお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　最近スマホがほとんど普及してきているというのは、これは事実であります。ただ、利用も電話を中心にして使われていると。プラスアルファ、子供たちとＬＩＮＥでもつなごうかというようなことで、余り余分なことをすることによる不安だとか情報の漏洩だとかいろんなことがあって、特にお年寄りになると、その辺のダウンロードをするということだとかというのは不慣れなところが多分それはあるだろうと、そんなふうに思っています。そういったところのダウンロードの教室というのか指導するような、あるいは相談するような、そのような機会なんかも必要かなと、そんなふうに思います。

　会社になりますけれども、まちづくり会社のほうとして事業というかサービス含めてスマホの相談会みたいなことをやっておりました。非常に好評だったというふうに聞いておりますから、そのようなところでダウンロードの実際手助けしてもらうということもあるのではないだろうかなと、そんなふうに考えておりますし、それから、特に若い人については、今回の長期計画の広報のアンケート調査なんかでもそうなんですけれど

も、やっぱり広報紙上を見て情報を得るというよりも、やっぱりＩＣＴ、スマホだとか使っての情報だということと、将来にわたっての情報のツールとしては、こちらのほうが絶対に必要だという声がかなり高まってきているということであります。多分その流れは変わらないだろうと、そんなふうに思います。

そういった意味で、スマホだとかＩＣＴに弱い、弱者と言われる方々については、丁寧な個別の相談に応じるということがありますし、それから、既にスマホを持っている方々については、特に若い人方に広報の配付の手段がないと、言ってみれば町内会に入ってないという方も課題になっているということでありますから、そういうところを通してまちづくりやあるいは町内会に関心を持ってもらうというようなことにもつながっていくんでないだろうかなと、そう思っています。

その辺で最後のところにイベントと書いていますけれども、ただただお願いする、あるいはこういうことがありますよ、だけではなくて、開きたくなるような、開いたら何かが少しでもメリットというか、そんなようなイベントなんかですね。例えば健康ポイントなんていうのは、まさに歩いて、それで健康維持をして、ポイントにつながっていくということでありますから、町の情報をもらってない人が、開いてもらうということだけでの何かそこのインセンティブだとか、そんなことも拡大のための動機づけの一つになるのかなと。いろいろあるんだろうと思いますけれども、その辺については今後工夫をしていきたいなというふうに思います。

広報紙を使われている方々に対する対応と、それから若い世代に対する情報の発信、これらは全て両方とも町民、大事なところの情報の発信の仕方をしなければならないということがありますので、いろいろと工夫をしていきたいなと、そう思っております。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　まさに今おっしゃられたことをこの後話そうと思っていたんですけれども、若い方においては、特に今おっしゃったように町内会に入ってないので広報が来ないと、また、新聞を取ってないのでチラシも見ないという中で、こういうシステムができたということは、そういう方々にもタイムリーに情報を伝えるということで、非常に多くの方に登録してもらうことで利用価値も高まるし真価が発揮できると思っております。

そういう点でいきますと、先ほどほかの町村の例を出した中で東彼杵町ですね、これが件数がすごく多いというところでどんな対応ですかと言ったら、広報、チラシもそうですけれども、集まり等に出向いていって登録を促したということをやった結果が、こういう高い数字が得られたというふうに私も思っていますので、そういう事業所等の協

力も得ながらということも言っていますけれども、そこに出向いていく必要もあるのではないかと。何せたくさん入ってもらわないとその意味が発揮できないということもありますし、今のお話で出た歩数計データなんかでもポイントをつけるということで、余計利用が高まる上でポイントをためて商品券というのが盛り上がっている要因の一部ではないかというのを考えると、そういう特典をつけるということも考えていかないと、目指す全町民が入るというシステムに近づけないんではないかと思いますので、その辺の考え方もお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　お話あったとおり、基本的には同様の考え、認識であります。

やっぱり町内会に関心を持たない、持てないというのは、やっぱりいろんな情報を持ってないからということも一つにあるだろうと思いますね。ですから、情報を開いてもらって、そこに関心のあることについては、きっとそこに参加してもらうなり関心を持ってもらえるというふうに思いますから、これもやっぱり地域の町内会の入り口の一つという側面も期待したいなと、そんなふうに思います。

ですから、できるだけ多くの人方に見てもらって、そして自分自分の、思い思いの関心のあるところについてはまちづくりなりいろんな行事にも参加してもらうと、様々な波及効果というのが生まれるんじゃないだろうかなと、こんなふうに考えておりますので、引き続き、今始まったばかりでありますけれども、いいよと、こう思ってもらえるように広げていく、一定の人数に達すれば、そこからまた口コミで広がっていったりなんかするということもあるだろうと思いますから、粘り強くこの事業については今後大事な情報伝達のツールだというふうに考えて推進していきたいというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　今言ったような様々な手段を講じながら多くの方に登録していただいて、真の意味で全町民に情報を一斉配信できるシステムということに近づけるようなことを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、６番、小椋茂明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午後　１時２５分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時２６分）

◇　山　本　和　子　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　私は、大きく２点にわたり一般質問を行います。

１点目は、子供たちが伸び伸び育ち、発達がきちんと保障されるために。

昨年よりコロナ禍ということもあり、学びや遊びなど十分保障されず、子供たちの成長、発達にも大きな影響があるのではないかと心配されます。このような中、今年度より１人１台のタブレットを活用してのＧＩＧＡスクール構想が始まります。文部科学省は、未来社会Society5.0時代を生き抜く力を育む教育としていますが、きちんと発達が保障されるのか等、心配な面もあり、また、町として子供たちの発達を保障するための施策について、以下、４点質問いたします。

①ＧＩＧＡスクール構想について。

アとしまして、今後デジタルドリルなどデジタル教材を活用する予定ですが、スマホやタブレットでの学習は脳が働かない、紙にペンで書くことがいいとの説もあります。ＩＣＴ活用ありきではなく、子供たちの実態を踏まえた自主的な活用ができるように、教職員の環境を保障することが大事です。

イとしまして、令和６年度導入予定のデジタル教科書に反対し、紙媒体の教育を基本とすることを要望すること。

②といたしまして、教職員増や小・中学校の30人学級等、少人数学級を促進すること。

③は、デジタル機器使用による健康被害を把握し対処すること。

健康面での一番は視力低下で、文部科学省の昨年の学校保健統計調査では、視力1.0未満が小学生では34.57％、中学校では57.47％となっています。今年度大規模な実態調査をする予定です。また、文字が二重に見える急性内斜視も増えており、これもデジタル機器の長時間使用によるものと言われています。

また、スマホと脳に関する著書も多く出され、発達を阻害するとも言われています。

④子供たちの発達を保障する遊び、文化に力を入れること。

遊びは子供の主食と日本小児科医会が遊びの大切さを主張しています。コロナ禍の中、ますます遊びの機会が失われつつありますが、意識的に工夫することが大事です。文化は心を豊かにし、多くの人とのつながりをもたらしてくれます。学校での芸術鑑賞会は、子供たち全員が文化に触れ合う大事な機会です。もっと予算を増やし、すばらしい生の舞台を見る機会を増やすべきです。

大きな２点目です。ジェンダー平等、誰もが自分らしく生きられる町に。

2020年度の日本の男女の格差は、世界153か国中、121位。これは、スイスに本部がある世界経済フォーラムが毎年発表している世界各国の男女格差度合いを示すジェンダー・ギャップ指数の総合順位です。経済につきましては115位、教育は91位、政治は144位、健康は40位と、日本は世界と比べるとかなり遅れています。これは、昔ながらの家制度が依然として残っているからではないでしょうか。

森元東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長の発言や、マスコミでの配慮に欠ける発言への批判、また、夫婦別姓を求める声が高まるなど、当然のことがようやく認められつつあります。女性も男性も一人の人間として平等になり、また、誰もが自分らしく生きられる世の中になれば、もっと住みやすく、お互い幸せになるものと思います。

そこで、２点質問いたします。

１点目、女性が働きやすい環境づくりについて。

町として女性の視点も大切にするまちづくりを行うべきです。女性の課長や審議会等の委員をもっと増やすべきと考えますが、実態はどうなっているか。また、待遇面で女性が不利益を被ったりするようなことはないように配慮することも必要です。

２点目、町内各団体、組織の実態について。

それぞれの団体で決めることではありますが、実態はどうなっているのか、まず調査をしてはどうでしょうか。男性も女性も大いにお互いに大事にされ、それぞれの持っているよさが発揮できる町になると、町民はもっと豊かになると考えますが、以上、お聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育長　子供たちが伸び伸び育ち、発達がきちんと保障されるために、山本議員のご質問にお答えします。

ＧＩＧＡスクール構想についてですが、国におけるＧＩＧＡスクール構想の推進により学校におけるＩＣＴ環境整備も進められ、本町では児童・生徒１人１台の端末整備も早い段階で完了しました。学校における授業の中での活用はもとより、コロナ禍においても子供たちの学びを継続できるよう、体制整備を進めています。

昨年度配置のＩＣＴ推進教諭を中心に、小・中学校教職員向け研修の実施や教職員の授業サポートも行っています。また、プログラミング授業では、子供たちが興味を持って集中し実践できるような課題を取り組むなど、タブレットに慣れ親しみながら、自分たちのタブレットを大切に使用するよう指導しています。

先日、デジタルドリルの補正予算の際にも補足説明させていただきましたが、新型コ

ロナウイルス感染症拡大防止に伴う学級閉鎖や学校臨時休業等に備え、タブレットの自宅への持ち帰りも準備を進めています。対面での授業が一番望ましいことは当然ですが、コロナの収束が見通せない状況において、教育委員会としても様々な学びの方法を検討していかなければならないと考えています。デジタルドリルは、単に出題や採点をサポートするだけでなく、児童・生徒一人一人に合わせた学習に取り組め、教職員側からも子供たちがどこでつまずいているか見える仕組みになっています。ドリル作成のサポート機能などもあり、紙媒体で子供たちに配付することもでき、教職員の負担軽減が図られると考えています。

議員の質問要旨の中にもありました未来社会Society5.0時代を生き抜く力を育む教育に、ＩＣＴを自在に使いこなす能力を育むことは必須であり、そのためにできることを取り組むのが学校や教育委員会の努めでもあります。子供たちの学びとともに、教職員の働き方についても環境整備を図ってまいります。

なお、令和６年度導入を予定しているデジタル教科書は、文部科学省の検討会議において、全てデジタルに置き換える、紙の教科書とデジタル教科書を併用するなど５つの組み合わせを例示しています。上士幌町においても実証実験として小学校には社会科、中学校には英語科のデジタル教科書が配信されています。現段階では、賛成、反対ではなく、教職員の研修などを通して、そのよさや課題把握に努めてまいりたいと考えております。

上士幌小学校における視力検査の結果を３年間で比較したところ、低学年及び５年生の視力低下者の割合が増加傾向にありました。文部科学省は、今年度、近視について全国調査を行うことになっています。ＩＣＴ機器使用による健康面への懸念として、ドライアイや視力の低下、姿勢の悪化、さらに運動不足や睡眠不足などを医学関係者が報告しています。このため、タブレットを使用する際は正しい姿勢でルールを守って活用すること、目の健康に関する啓発リーフレットなどの資料配付や学校通信などによる啓蒙など、学校と家庭とが連携しながら子供たちの健康を守る取組を進めてまいります。併せて、日常的に体を動かす、運動に親しむ習慣の確立も大変重要と考えています。

本町では、学校内の環境整備をはじめ教職員が児童・生徒一人一人と向き合い、きめ細やかな指導や学校運営に専念できるよう、専科担当教諭、学校教育推進支援教員、特別支援教育担当教諭、学校魅力化推進員、特別支援教育支援員などを配置し体制整備に努めております。今後は、密を避け、さらに学習効果を高めるため、小学校全学年30人学級の令和４年度実現に向けて準備してまいります。

子供は様々な遊びや体験を通して基礎的な体の動きや体力、自然に関する知識やコミ

ュニケーション能力など様々な生きる力を身につけていきます。今日、コロナ禍で様々な活動が制限されている状況ではありますが、引き続き本町の豊かな資源を活用し、地域の方々とも協働しながら、子供たちが自発的に遊び体験する機会や場を提供してまいります。

また、芸術・文化は、潤いある心豊かな生活をもたらすだけでなく、子供たちの豊かな創造性を育む上で重要な役割を果たし、芸術鑑賞は、異なる価値を認め、自らを成長させる機会にもなります。こうした期待される効果が創出されるよう、今後も学校と連携しながら舞台芸術等の充実に努めてまいります。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　ジェンダー平等、誰もが自分らしく生きられる町に、山本議員のご質問にお答えいたします。

１点目の女性が働きやすい環境づくりについてでありますが、令和３年５月１日現在、本町役場における女性職員の比率は34％となっており、管理職への登用につきましては、課長職が１名で７％、主幹職は３名で21％となっております。

ジェンダー平等を実現し、多様性のある組織とすることは、行政サービスの質の向上を図る上で重要と考えており、これまでも女性が活躍できる職種の拡大や勤務しやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

今後におきましても、女性が能力を発揮しやすい環境づくりを推進するとともに、意欲と能力のある女性職員を積極的に管理職へ登用してまいります。

また、処遇面につきましては、女性職員が不利益を被っている実態はなく、今後もそのようなことのない環境づくりに配慮してまいります。

次に、審議会への女性委員の登用についてであります。

例年、内閣府男女共同参画局による、地方公共団体における男女平等参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査において、町内の審議会等における女性比率を把握している状況であります。令和２年４月時点において地方自治法の調査対象に位置づけられている33項目の審議会のうち、本町で該当となるのが６項目の審議会であり、女性比率ゼロ％が３団体、5.6％が１団体、28.6％が１団体、33.3％が１団体であり、６団体全体の女性比率といたしましては11.3％となっております。

今後も引き続き女性の参画状況の把握に努め、必要に応じ具体的な環境づくりを検討してまいります。

２点目の町内の各団体、組織の実態についてであります。

本町のように小規模自治体では団体数が限られており、聞き取り等可能ではあります

が、それぞれの独立した団体でありますので、十分配慮の上、お互いジェンダー平等の意識啓発に努めてまいります。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　初めに、子供たちの教育の関係について質問いたします。

前段、質問の個別の項目ではないんですが、教育の理念に関する基本的なことを再確認したいと思います。

教育長の答弁の中に、Society5.0では、学校教育としても教育としてもこれから重要視する課題であるみたいな答弁あるんですが、そもそもこれは、手段としてはそういうことで文科省も国のほうでも示しているんですが、もともとこのこと自体が教育の目的ではないと。やっぱり子供たちがきちんと発達を保障されて生き抜く力をつくることが一番の狙いではないかと。その点について、そのことを中心に今後の質問をしたいと思います。その辺について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育長　今、議員がおっしゃったとおりで、そのとおりです。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　その点確認いたしまして、教育とは何かということは、ＩＣＴ推進がどんどん進められようと根本的には変わりはないというふうに把握しています。その点について、ＧＩＧＡスクールのことについて、何点か質問したいと思っています。

デジタル教材の関係なんですが、コロナ禍の中でそういうことも必要だと思うんですが、自宅に持っていってやることも。ですけれども、本来学びということについては、従来からあるように学校の教室の中で子供たちが、たとえ違った意見であっても語り合ったり、学校の先生と教師と語り合ったり学ぶ中で、いろんな発見をしながら自分をきたえていくといいますか、人格を形成というのは難しいんで、そういうふうにしていくのが本来の教育ではないかと私は感じています。デジタル教材については、どちらかと言えば、きちんと書ければいいとか、そういうことも、ドリルの関係もそうなんですが、私も何点かネットで調べてはみたんですが、そういうことが中心になっていく傾向になるんではないかと、その辺が危惧されますが、その点についてどのようにお考えか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育長　今のご質問の中、僕は２つの要素がきっとあるのかなと思っています。１つは、ＩＣＴという視点の中でデジタルドリルだとか、そういう教材の部分。それから、恐らくこの後に質問がまた再度されるんじゃないかなと思いますが、デジタル教科

書の関係だと思っています。

デジタル教材につきましては、これらについては、これから子供たちが社会人になっていくであろうと思われる10年先、20年先を読み越してやっぱりいかなければいけないだろうと。そうすると、今の子供たち、情報化社会の中で生きていますので、そこの部分については、否応なしにやはりそこには関わっていく力がやっぱり求められるだろうと。そして、多様な情報を自分で整理し、課題を解決し、発展的に次の自分の社会に生かす力というのは、やっぱり学校教育、進めていかなければいけないだろうなと思っています。

問題は、これもこの後にきっと質問だと思うんですけれども、そういった部分が余り多くなってしまうと、子供の健康被害というのも懸念されているだろうと。今私、思っているのは、例えばそのデジタル教科書一つにしても、文部科学大臣については必ずしも、令和６年度に必ずやると言っていません、検証しながら進めていこうという考えでいます。我々上士幌町教育委員会といたしましても、子供たちの健康被害があっては子供たちが豊かに学べないということが前提にありますので、その辺は調査研究しながら、必要だという前提の中で配慮もしていかなければいけないだろうというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　そういう点がすごく大事だろうと思うんですけれども、文科省がこう言ったから用意しろじゃなくて、町にとって、子供たちにとって、どういうことが必要かということを確認しながら進んでほしいなと思っています。

それで、私はデジタル教材を全く否定するわけじゃなくて、実際には、例えばの例で社会科でしたら、私もよく地図帳を眺めながら見るんですが、やっぱり地図帳を見ても分からない、実際には拡大してみたり回してみたりするときに、日本の位置が分かったり国の位置が分かったりするときに、やっぱり教科書ではなかなか、地図帳では分からない面もあったり、あと、ほかの教科、教材は私は余りよく分からないんですが、理科なんかも多分そういうのが出てくるかと。そのときに必要な教材があれば確かに。ああ、デジタル教科書のほうに行ってしまいましたね。そんなふうにデジタルで見たほうがすごく分かりやすくて拡大できたり、より世界的な場所が分かったりすることもあると。そういうことを含めて、教材としてやっぱり活用するのは、それも一理あるというふうに思います。

ですから、できれば選択の一つとして、このデジタルドリルを活用してほしいというふうに考えています。総合的にやっぱり子供の健康から、あと学ぶ力をどうするかと、

これからの社会にやっぱりＩＴ関係必要ですので、それも含めて総合的に考えて選択肢の一つとして検討してほしいと思っていますが、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育長　全くそのとおりです。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　今回はいやに意見がかみ合って、すごく進みやすいです。

デジタル教科書のほうに入っているんですが、既に小学校、中学校、もちろん中学校の先生方も指導書をもう活用していると思うんですが、それについては、まだ決定したわけではなく検証中だということで確認したいと思うんですが。

たまたま私、うちの新聞は別な新聞なんですが、読売新聞で３月26日の新聞なんですが、その中でデジタル教科書についてどうかという特集を組んで、東京都の子供たちにアンケート、23区にアンケートをとって、81市区ですか、そこのアンケートの結果をまとめたのがありました。たまたま手に入れたので。

その中で、どちらかといえば批判的というか困ったなという声のほうが多くなっていました。まだ実際使ってないから心配な面があると思うんですが、一般的にじっくり読めていいかどうかについては、やっぱり紙のほうがいいと43％、デジタルは２％。それから、取扱いが簡単、学習に集中できるかというのも、普通の紙媒体のほうが41％、デジタルが２％。あと、これは教育長も言っているとおり、教職員の負担軽減になるかというのは、五分五分ですね、負担軽減になると、デジタルのほうが。それが出ていました。これは使わない段階での心配な面、これはもちろん、もし使うならそれをクリアしなければいけませんので。

あと、もう一点は、一緒に書いてある記事の中でなるほどなと思うのは、酒井邦嘉さんです、東京大学の教授の方の中に、紙に書くことで、もちろんボールペンよりも鉛筆がいいんですが、書くことで書いたことが頭に入っていくというようなことを書いていました。それで、教科書の不用意なデジタル化は避けて、主として紙の教科書とノートを使う教育を続けるべきだというのが、この東大の先生の話で、こういう記事も載っていましたので、それはもちろん大事なことだなと思っています。

それで、これから検証に入ると思うんですが、検証ですね、もう既に小学校ですか、中学校もですか、どれぐらい使われているのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育長　まず、国のほうの動きになりますけれども、大臣のほうも話していたとおり、こういったＩＣＴを多く活用することで目が悪くなるだとかということがない

ように、医学関係者、医療関係者とともに研究したいといったところで、9,000人の児童・生徒を対象に調査をするという話がまず１つあります。それと、全国の今１万5,000校の学校に無償でライセンスを送って、デジタル教科書が見られる環境になっています。上士幌町については、答弁書にもありましたとおり、書きませんでしたけれども、小学校１、２年生は生活科、３年生以上については社会科、そして、中学生については英語ということで、４月の12、13という部分で配信されています。まだ大きくは活用されていないようですけれども、小学校のほうで社会科をどこかの学年でやったとは聞いてはいます。そういった実証検証を経て、文科省のほうは２学期ですね、報道を見ると２学期の後半あたりに先生だけではなくて子供たちにもアンケートを取って、そして、そのよさ、それから課題、これを洗い出すというふうに書いていました。

今日、６年生の社会科の教科書持ってきたんですが、６年生の社会科の教科書、こんな感じになっています。デジタル教科書になると、これ実は子供たち、小学生、中学生が使っている端末、全く同じものを持ってきています。携帯、スマホの３倍の大きさがあります、画面上は。インチ数があります。この中に入っているのは、全てこの教科書と全く同じものが入っています。どういった機能があるかといったら、ここは、まず画面の地図をおっしゃったように大きくできます。それだとか、視覚障害、少し目の悪い子供たちにとっても分かるように、あるボタンを押すとルビが出ます、振り仮名が全部出ます。それから、光の光沢の関係で目が疲れやすいという子供に対しては、押すと反転します、白黒が、あと、コントラストも変わっていきます。そして、自分がどこまで学んだのか分かるように、付箋紙も中で貼れるようになっています。今入れちゃうとちょっと時間がかかってしまうのでしませんけれども。

こういったように、学校教育法も30年度に改正して、教育課程の一部で使用することはオーケーですよと。ただし、視覚障害だとか発達障害を持っている子供については、全部を使ってもいいですよといっています。学校教育法施行規則の中では、さらにその教科の中の２分の１程度だとかという縛りもあるんですけれども、まだ上士幌町についてはそこまでの中身でまだ学習していませんから多くは言えないんですけれども、子供たち、やはりこの中に動画も実は入っているんですね。教科書の中では絶対に出てこないような動画が、ぽちっと押せば、ここではさらに深めるという部分が出てきます。

先ほどお話あったと思うんですけれども、やっぱりデジタル教材、それから教科書もそうなんですけれども、しっかり覚えたいだとか間違いに気づく、そんな学習活動をしているときは、やはりそこは教科書とノートだと、書くんだと、これは脳科学者も言っています。同じとおりです。ただ、一方で、情報の今時代に入っていますので、情報を

早く取り込んだり、それからスピード感を持って次の学習活動に展開していく場合については、これが効果的だと言っている方もいます。

ただ、今の段階では、私たちも多くは使っていませんので、先ほどお話ししたとおり、学校の中での活用等をしながらどういった方向が好ましいのか、望ましいのかという部分を検証していければなと考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　私も全く、教育長と今日は結構一致できるんですが、私が、これを使えとかあれを使えということは私が言うことではないので、やっぱり現場にいる学校の先生方が、あと子供も含めて、どういうのがいいかということはきちんと確認をとって、そのことを保障するのが教育委員会の役目だと。デジタルの関係、教科書も無償配付ですので、デジタルも無償というか、仕組みはよく分かりませんが、そのことを踏まえてきちんといいものを、極端に言えば両用使いながらやるべきだと私は考えています。でないと、何となく国から言われたことをすぐ、タブレットはもちろん仕方がないんですが、すぐ用意してすぐ進めると。昨日おとといぐらいの新聞を見たら、学力テストもいずれタブレットでやるみたいなことがちらっと書いてあると、ちょっとそれは違うのではないかというふうな、そのほうに行ってしまうのではないかというのが私の心配な点です。

ですから、小堀教育長が言ったように、きちんと検証して、いいことを活用すると。それぞれの子供によっては、視覚の問題だとか、あとちょっと障害があった子については利点もあるというふうに私も思っています。その点を十分検討して、急がないで、令和何年か急がないで、できることをきちっと確認をして、子供と親と教員と確認をしながら進めてほしいなと。そのことを私はここで確認したいと思っています。ありますか、答弁。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育長　予定では令和６年からというふうになっています。それはどうしてかといったら、小学校の教科書がその時期に変わっていくだろうと。今の教科書は、これ無償ですね。今後デジタル教科書が入ってきたときに無償になるかどうかは、今の段階で分からないです。その辺は恐らく財務省との関係だとか、きっといろいろ出てくるんだろうと思いますけれども、私としては、検証しながら併用型でいければいいのかなと。そのために先生方、そして子供たちとのそういった検証を通していければなと考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　そこまではまだ検討段階なので、まだまだいろんな形で検討しながら進むと思うんですが、健康問題については、これは検証するところはもうすぐにでも、過去にさかのぼれば、いろいろ視力の問題や、町内でも視力は下がっているということがあります。その点についてきちんと両方というか使いながら、使ったら絶対視力は落ちると。スマホとかデジタル系を使い過ぎると、過去にも町で呼んだ講師の先生方、今最近はすごくスマホ脳のアンデシュ・ハンセンさんですか、それも物すごく今売れていて、私も読みました。そういうふうに、スマホ脳やそういうデジタル系の電子機器を使うと、やっぱり脳も侵されていくんではないかという危機も言われています。そのときに、きちんとその健康をしっかり守りながら、うまく活用しないといけないんではないかと。

その点について、全国調査が行われるということで、５月から６月というふうに新聞で見ているんですが、これはまだされてないんだと思うんですが、上士幌町では、これは実際に約9,000人該当するとなっていますけれども、どういう調査が町として、ここまでくるかどうか、調査についてどういうふうになっているのか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　ここでちょっと休憩いたしますので、15分間休憩といたします。

再開は、５分前の予鈴を持ってお知らせいたしたいと思います。

（午後　１時５８分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１０分）

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育長　先ほどその9,000人の中に上士幌町が入っているかということですけれども、そういった現段階でここでやってくれというような話は入っておりません。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　これは、道新の記事で見たんですが、道新の今年の記事なんですが、昨年中国でコロナ禍でいろいろスマホ、デジタルとかで授業とかやった結果について、昨年６月に中国で検証した結果が新聞に出ていました。その中で、６歳から13歳、12万人検査した結果、６歳で21.5％がいわゆる視力、1.0未満ですね、７歳が26.8％、８歳が37.2％。このことにWHO世界保健機構が物すごく危機的な状況になるんではないかと。中国では、このコロナ禍により視力で言えば危機的な状況になるんではないかということを恐れていると。これは結果的には世界の国々にも広がるんではないかとい

うことが実証されて、計画をしていると。

そのこと多分、文科省も前から気づいていると思うんですが、深刻に今回9,000人、多分ここまでは来ないと思うんですが、その調査結果によっては、やっぱりスマホなりデジタル系、ＩＣＴを使うにしても、やっぱりきちっとどれぐらい離すとか時間をおくとか、明るさの面でもきちんとやりながらやらないと、頭がよくなるか分かりませんが、健康を害しては何にもならないと。そのことについて再度、国のほうでも、文科省のほうでも検査するんだろうと、私は思っています。これは町でできることもありますので、それは学校の関係の方々も、かなり学校だよりでも流したり教育委員会で流したりしながらやっていると思う。それについては、再度、力を入れてほしいなと思っています。

それと、これは、答弁もらうとまた長くなっちゃうので。

あと、やっぱり基本的には、先ほど言った鉛筆で書くとか何とかで書くとか、自分で辞典を調べるとか、そういう基本的なことはやっぱり脳にすごく刺激がよくて脳細胞を増やしてくれると、私はそれを信じて、いつも手で書いたり、辞典は必ず調べたりしながらやっているんですが、それと一緒にやっぱり文化。心の問題というのは、いろんな文化、本を読んだり芸術を見たりすることは物すごく心の問題、それから脳のほうは、一瞬空白な時間ができても物事整理できて、逆に脳が前へ進むという結果も出ていますので、その点について芸術鑑賞会のことは大事だという。具体的には芸術鑑賞会の予算でしか見られないんですが、本来から、たしか小・中合わせ60万円に増やしたはずですが、それは従来どおり変わらないのか確認いたします。増やす予定はないのか、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育長　最初の視力の部分、ちょっとだけ触れさせてください。

今人生100年と言われている中で、目の健康寿命を延ばしていくということはやっぱり大事だなといったところがあります。日本眼科医の先生の話も新聞に出ていましたけれども、最近やはり視力の低下が目立つと。特に近視、近くのものは見えるけれども、遠くのものが見えてないと。それから、斜視が増えてきたと。この斜視が、恐らくタブレットというよりも恐らく小さい画面、スマホだとかそういったものを両目で見ているはずなんだけれども、実は片目でしか見ていないといったところで、右と左の視力にも大きな差が出てきているだろうと。

今回、実は小学校１年生に入った子供、昨年の12月に就学時健診やっています。そのときの視力、そして、今年４月に測った視力、測ったのを比較してみました。ただ、１年生ですので、例えばぐっと当ててしまうだとかによって随分変わると思うんですけれ

ども、７名ほどが右と左で0.5以上の開きがあった子供がいました。そういった部分については、養護教諭の先生おりますので、例えばそれが病気なのかということも含めて検診を促す。また、0.6未満の子供たちについては、保護者のほうに連絡を入れて、ぜひ再検査をしてくれというような話をしています。

先ほど距離の話、端末の距離の話だとかありましたけれども、実はもう、これかなりやっています。文科省からも、例えばタブレットを使うときの５つの約束だとかというのがあって、30分に１回、目から離そうだとか、寝る前は１時間休もうだとか、こういったものがあったり、または、最近では保護者が知っておきたい４つのポイントということで、要するにスマホだとかというのがＳＮＳの誹謗中傷だとか、それからオンラインゲームで起きているトラブルはどうだとか、ましてそれらの対処法、相談窓口だとかも出しています。また、学校のほうでも、その辺はきちっとガイドラインが入ってきていますので、それに合わせながら距離だとか、それから時間の取り方については、今先生方のほうで苦慮しながら進めております。

芸術鑑賞の話ですけれども、今小学校費の中で60万ほど見ています。実は、現在、中学校のほうは、そこは芸術鑑賞という部分では今行っていません。小学校のみで行っています。４年続けて来ていただいています道内の団体ですね、来ていただいています。去年はコロナ禍ということで前後２回に分けてやっています。

特に私思っているのが、脳の発達の話も出ていましたけれども、１歳から６歳までが非常に脳の発達が育つという部分がありますから、認定こども園の子供たちが小学校に行って芸術鑑賞する機会があります。また、認定こども園では年３回ほど、大体50万ほど予算を見て、道内、道外から演劇だとか人形劇だとか、そういった子供たちでしか味わえない感性を高めるような芸術活動を進めているというのが実態です。

なお、中学校については、中学校費の中でキャリア教育、それから総合的な学習の時間合わせて70万ほど予算を持っておりますので、ここは学校裁量で、時にはそういった鑑賞をやる場合もあると、時にはシェフを呼んで話を聞く、調理をすると。学校課題に応じてその年年でテーマを決めてやっていただいているというのが実態です。

予算の部分については、多ければ多いほどきっといいんでしょうけれども、ここ60万ほどの予算の中で学校とも協議しながら進めているんですけれども、この金額が足りないということではないようです。ただ、実態としては、芸術鑑賞だけではなくて講師を呼ぶという方法もあります。ワークショップをやるだとか、それから芸術アートを運んでもらって鑑賞するだとか、そういった場合もありますので、子供たちの感性が育まれるような機会の創出については、今後も進めていければなと思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　幼児教育から小・中学校に合わせたそれなりの文化芸術活動をするというので、小学校では60万では、かなり充実したものが呼べるのではないかと私は思っています。保育所では50万ですから、いきなり、ああ50万に増えたんだなと、今。前は30万、昔は９万から始まって、少し増えて10万になって、50万ぐらいあると結構いい作品呼べるなと。値段が低いから駄目とかじゃなくて、金額が大きければそれなりのものを選ぶ選択肢が増えるという意味で発言させてもらいました。

今、芸術団体の方々も物すごく苦労していて、鑑賞活動は学校もできないし、それでも自分たちできちんと基本的なことを守りながら公演やっているという実態もありますので、そういうともしびを消さないように、せめて学校でもきちんと取り組んでほしいなと思っています。これは、答弁いいです。

これからも十分、文化、私多分一番こだわっているのは子供の文化ですね、教育もそうなんですが、物すごく教育長、竹中さんとはもう来た当初から一緒に仕事させてもらって、本当に出だしが竹中町長の出だしなんですね、社会教育の中で劇団を呼びたいというときに、まず町長に相談をして理解してもらってここまで来ていますので、それはこれからも続けたいと思っています。

男女共同参画の関係について質問いたしますが、かなり女性の課長なり審議会の人数は増えているんですが、ここ数年の中で上士幌町も増えているんですが、私いろいろ資料を眺めて、令和２年４月１日付の資料でネットでいろいろ調べた中で、課長職の７％、主幹職が21％、あと、審議会が平均11.3％、これは増えてはいるといっても、全国的なレベルからいったらどうなのかなというのが私にはまだちょっと課題ですね。少ないのではないかというふうに私は思っています。特に北海道もそうですね、北海道も少ないと。

そういう点について、うちの町が一歩一歩進めばいいんじゃなくて、やっぱり国全体、それから北海道もそうです、その中できちんと、どれぐらいに引き上げるという目標を持つべきではないかと。北海道は目標を持っているというふうに新聞で見ました。北海道は、課長職で10％にやりたいと、けれども8.6しかないと。それから、主幹職で、役場職員ですね、庁舎職員は20％にもっていきたいけれども、まだ15.3とか、目標を持ってそこに到達しようというふうに北海道の目標はあるそうです。町はそれから見るとまだまだ少ないかなと思うんですが、そういう目標を持ちながら進める。

それから、審議会についても、審議会もいろいろ調べたんですが、全国平均では29.5％と。うちの町11.3ですので、この６項目と多分同じ項目だと思うんですが、調べ

ると同じなんですが、その辺について、増えてはいるけれども全国的なレベルに対すればもっともっと増やして、目標を決めて取り組むべきではないのかなというので質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　女性がいろんな審議会なり、あるいは職員としても採用されたりして参画率が高まるということは非常に大切なことだなと、そんなふうに思っています。

職員の採用についてでもありますけれども、今特に男性だからだとか、募集はそういった性別で資格要件になってないということであります。そういう意味では、厳正な審査の上で採用しているということで、しかも、その時々の状況によって女性職員が多いときとか、それから少ないときだとかあります。うちのほうの採用についてでありますけれども、全道平均より職員の採用数は多いというふうに、今30％を超えていると。目標値も持っているんです。28年に上士幌町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画という策定をしております。28年から33年ということですから今年度までということでありますが、女性の職場に占める割合は30％ということでありますから、これについては目標に達しているということであります。

それから、女性の働きやすさということから、配偶者出産休暇等々もございます。女性の働きやすさの環境なんかについても、十分整えているというふうに思います。

ただ、その時代時代の年齢構成によって女性の割合、こういったことがあります。ですから、今課長職の段階の女性の職員というのは、かなり少ないという状況にありますから、勢いこの７％、１人ということになっていますが、最近の事例でいきますと女性の採用比率がかなり多くなって、時には男性よりも多くなっているということでありますから、やがてまたその方々がこの町の行政の中核を担っていくということがありますので、ある程度この辺については、その時代的な採用の背景だとか、そういうこともあります。したがって、長い目で見ていただきたいなというように思いますが、いずれにしても女性がこの町の中で行政の中でも活躍するというのは非常に大切なことというふうに思っておりますので、決して女性だから不利益を被るというような考えで行政執行はしていないということであります。

それから、審議会についても、国のほうで一応審議会の女性の割合なり、あるいはデータとして取っているのは33ほどありますけれども、うちの町で６項目、６審議会がこの対象になっていて、この辺の対象が女性に不向きなのかどうかということだとか、それから、そもそも女性の方々がかなり働いている実態で、しかも家庭の主婦でもあるということから、環境として家庭生活を考えるとなかなか余力がないというようなことも

あるのではないだろうかなと。私どもとしては、できるだけ参加してもらいたいという思いは強く持っております。そんなときに、女性がいないからといって、それぞれの思いで一本釣りするというわけにもいかないし、それから、場合によっては充て職でお願いするというようなケースもございます。そういった場合には、意外と派遣先の団体の長が男性であるといったようなことで男性の比率が高くなっているということがありますが、必要に応じては、できれば女性の方の推薦なんかもお願いをしたいと。こういう手だてといいますか、お願いするということがあるのではないだろうかなと、こんなふうに思っております。

子育てから、それから職場のほうもいろいろ活躍する時代でありますし、本町ではいろんな形で女性は今活躍していただいているというふうに思っておりますので、この数字はちょっと低いですけれども、これをもって女性の活躍が本町ではなおざりになっているということではないだろうなと、こんなふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　女性優先とか男性がとか、そういうつもりは全くないんですが、女性もきちんと保障されて採用されて、ふさわしい人は課長になると。それから、女性がやっぱり課長になったりどこかの審議委員になるにしても、もし子供がいたり旦那さんがいたりと言ったら変ですが、家庭を持っているときには、なかなかさっき言ったように出づらいんですよ、多分ね。子供がいたら、夜だったらどこかに預けると、お父さんに預けるとかしなければいけない。そのときやっぱり家庭での問題、地域の問題もきちんとクリアしながら、その方が審議会に出てもらえる、課長になってもらえる、そういうことの基礎づくりも含めて、やっぱり十分検討されていく課題なのかなと思っています。

私が、先ほどの町内のいろんな団体はどうかというのは、町内の団体が決めることなので介入はできないと思っています。ですけれども、町の職員から審議会のメンバーでそういう雰囲気を、きちんとあの人に審議委員になってもらいたいというときには、きちんと家庭なり地域で、どちらかというと、女性が発言すると何となくえっという雰囲気も多々あるかもしれません。そういうときに、やっぱりきちんと地域も団体も含めて発言をきちんと保障する、認めていく、そういう雰囲気があればいいと。それは、とりあえず町の中では課長なり、主幹なり、それから審議会で、それは町としてつくれることで、そのことが結果的にはいろんな各団体に影響を与えたり、あと極端に言えば各家庭への旦那さんとの女性のやっぱりきちんと仕事分担といいますか、難しいですね、それは個々の問題なんですが、そこまでいくと、もっともっと女性が旦那さんも含めて幸

せになると私は信じています。女性も男の方もできることをきちんとやって、お互いに家庭をつくる、職場をつくる、いろんな団体との活動をきちんと支え合っていくということになると、もっともっと幸せといいますか、いろんなことが、活動が進んでいくんではないかと、その点の一番切り口として役場職員の、役場の待遇ということが、やっぱり町民に示すいい、効果的な役割を果たすんではないかと思って質問させてもらいました。

そういう意味で、ぜひきちんと、目標人数を決めるとかそういうのじゃなくて、そういう姿勢で臨んでほしいと思って質問させてもらいましたが、答弁お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　町内の女性の活躍の状況というか、漠然と見た目でありますけれども、いろいろと文化活動だとか、それから地域活動だとか、いろんなところで非常に活躍していただいていると、そのように認識をしています。たまたま審議会が少ないということでありますから、これらについてはある程度意識的に女性の声を聞けるというような必要があるものについては、ぜひそのような配慮をやっていきたいなと、こんなふうに思います。

いずれにしても、例えば子供たちのお母さん方といいますか、保護者との話合いなんかで、あるいはイベントなんかでは、託児だとかそのようなことを設けたりなんかしているケースもございますけれども、審議会の委員で１人の女性、子供をお持ちの人が１人、それにまた職員が１人つけると、なかなかそうもいかないので、やっぱり家庭のご主人のご理解も必要だと、そんなふうに思っていますが。多分僕らの世代と今とは相当家庭での役割も変わってきて、女性が何もかにもということではなくて、炊事の後の皿を洗ったり、あるいはいろんな役割分担を今しているというふうに、若い世代を見てそう感じておりますから、その辺のこともお願いをしながら、まちづくりのほうにもいろんな意味で参加していただければなと、こんな願いは私も持っているところでもございます。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　最後になりますが、家制度にまた戻っちゃうと申し訳ないんですけれども、やっぱり私たち含めて昔から明治憲法、あの辺から家制度に関わった、男の人はこうだと、家主はこうだと、女性は結婚したらそちらの籍に入るとか、結婚したらこうだ、こうだと、ずっと知らず知らずに身についてきていると、私も含めてそうなんです。そのことにやっぱり女性が気づいて、おかしいんではないかと。その中で、やっぱり一人一人がそこそこの場で活躍、活動することも大事なんですが、そういう視点

が今回のジェンダー平等の視点だと思います。男女共同参画もそうなんですが、そういう視点でやっぱりまちづくり、国づくりをしていくことが、ＳＤＧｓもつながりますね、全部につながって、そういうふうに目立つところの一つのきっかけとして、町のジェンダー平等の採用とかがあるんではないかと、そういう視点で確認したいと思います。小さいことを言っているんじゃなくて、私の中にもあるし、みんな持っていると思うんですよ。長い間の中に女性はこうだ、やっぱり子供の面倒を女性が見るんだというのは、やっぱり染みついているんですよ。そのことは一生懸命やりながらも、やっぱりいろんな意味で男の人も協力し合って、女性も働きに行って、審議会にも出て、自分の考えを持っていると。そのため、先ほど言いましたように、旦那さんが家庭を一時的にでも預かることもあると。そういうふうな視点で世界的な視点も含めて取組の中の一部として捉えてほしいなと思って、再度質問して終わります。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　そういった女性に対する日本独自の慣習というか、そういったことも確かにあるだろうと思います。ただ、北海道については意外とその辺が開放的だと、そんなふうに思っております。女性の意見、主張もしっかりと、伝統的な地域から見るとしっかりと自己主張もし、そして自分らしく生きているというふうに思っておりますけれども、ただ、実際数字を見るとこういった状況になっておりますから、その辺については必要に応じて女性の参画について理解を求めるような、広報なんかにもそういうメッセージを発信をしていくと。すぐ効果が出るかどうか分かりませんけれども、そういうジェンダー平等という、ＳＤＧｓでも大切なところになっていますし、最近の法改正のところでも議論の的になっているところでございます。

いずれにしても、女性の力なくして社会は成り立っていってないということもありますから、十分配慮しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、２番、山本和子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

（午後　２時３４分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き再開いたします。

（午後　２時３５分）

◎延会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会することに決定いたしました。

再開は、明日６月１日火曜日、午前10時でありますのでご承知願います。

本日はこれにて延会といたします。

（午後　２時３５分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

６　　月　　１　　日

令和３年　第３回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和３年５月１１日			
招集の場所	上士幌町議会議場			
開会・閉会日時及び宣告	開議	令和　3年　6月　1日　午前１０時００分	議長	杉山幸昭
	散会	令和　3年　6月　1日　午前１１時５７分	議長	杉山幸昭

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　　０名
欠員　　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸　明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	１０	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	１１	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	６番　小椋茂明　議員		７番　中村哲郎　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	杉本　章	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中　貢	教育委員会教育長	小堀雄二
	副町長	杉原祐二	教育委員会生涯学習課長	須田　修
	総務課長	船戸竜一	代表監査委員	根本広実
	企画財政課長	佐藤泰将		
	建設課長	渡部　洋		

令 和 3 年 第 3 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第3号）

令和3年6月1日（火曜日）

日程第　1　一般質問

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで暫時休憩します。

（午前１０時００分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時０１分）

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

◇　江波戸　　明　議員

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　町民が体験したまちづくりの礎の記録と町史の編さん準備について。

本町は1907年に開墾のくわが入り114年、1931年に当時の士幌村から分村し90年の歴史を刻んできました。一昨年、本件に係る町史の編さんに対する質問を行った際に、まちづくりに関わりを持ちながら生活を続けてきた町民の軌跡の検証として、その時代時代の歴史の臨場感を学ぶためにも、町民の方々が体験した様々な記録を残す必要について質問をさせてもらいました。

その際、町長から、90周年を迎えるに当たり、新たな資料の掘り起こしを行うことについて触れており、町史については、町の歴史を事実としてしっかり残していくという使命があり、過去に学び、未来を見据える展望として理解しているという考えが示されました。

その上において、町史の編さんについては、歴史的節目となる開町100周年が望ましいとされたところです。

その編さんの取組の一つとして、教育的な視点から、年配の方々のお話を記録に残していくことも、このことに係る事例としてあるという判断がありました。これらの年配の町民の方々から聞き取り等の対応を進めるためには、一刻も早い時期に懇談や聞き取

りの調査などを進めなくては、多くの町の足跡や記録が消滅してしまう時期に至っています。

この懇談や聞き取りの取組を進める行政担当部署については、条例にある上士幌町町史編さん委員会の設置にこだわらず、町長の執行方針「人づくりを大切にするまち」及び教育長の執行方針「文化財の保護、保存・活用」に示す通常の行政事務の範囲内による業務として位置づけて実施すべきと思います。

町の歴史を知る方々がより高齢化する中、スピード感を持って隠れた町の歴史や日常生活からのエピソードなどについての懇談の場などを設け、聞き取りを行い、記録と保存を新たな町史編さん事業に先駆けて取り組むべき時期と思います。

このことについて、次に質問いたします。

１、年配の方々に対して町の歴史をテーマごとに聞き取りを実施し、町史編さんの前段として、（仮称）町民懇談編の取組を早急に進めることについて。

２、（仮称）町民懇談編の作成に当たり、対応する行政担当部署を生涯活躍のまちづくりの推進の一環とした考え方を前提に、高齢者、町民の方々の生涯学習の実践の場として取り組むことについて。

３、本格的な町史の編さんに向けた上士幌町町史編さん委員会の設置と町史編さんの実務に係る活動時期のめどについて。

２点目であります。公有財産の維持・管理の検証と今後の対応及び土地利用計画の策定についてであります。

本町における公有財産の維持と管理については、上士幌町公共施設等総合管理計画に示されている建築系公共施設と土木系公共施設等があり、その財産の目的に係る利用状況を把握し、目的に沿った維持及び管理を適正に対応されているものと思います。

近年において、大型公共施設等や町なか住宅用地の購入など公有財産の設置や取得に対する取組が見受けられます。今年度予算における公有財産に関係する財政支出の例として、企業滞在型交流施設整備及び役場庁舎の耐震改修に向けた検討資料作成が挙げられます。

一方、現状においては、町内の各所に未利用の公有財産である建築物や土地などが存在し、これらの建築物や土地に対する維持管理費の財政負担も生じています。

今後の財政負担軽減のため、スクラップ・アンド・ビルドを前提とした検討を行う必要があります。町は公有財産の効果的な利活用を維持し、効率的な管理・運営を行っている中で、特に土地利用においては町全体を網羅し、将来を見据えた上士幌らしい土地利用に関する検討が必要な時期にあります。その上で町民に対し、この土地利用計画を

見える化し、まちづくりの形成に関する骨格の方向性を示し、理解を図るべき状況ではないかと思います。

これら公有財産の維持管理と運営の検証の状況及び将来を見据えた土地利用計画の策定に係る対応について、以下に質問を行います。

１、維持管理全般を含めた公有財産の設置の効果と財政負担の検証の実施について。

２、未利用施設に係る現状と今後の対応について。

３、未利用土地に係る現状と今後の対応について。

４、最後に、土地利用計画の策定のために、町民の参画を基本とした検討会の設置について。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　町民が体験したまちづくりの礎の記録と町史の編さん準備について、江波戸議員のご質問にお答えいたします。

１点目の町史編さんの前段として、町の歴史の聞き取り調査についてであります。

昨年、３月16日の定例議会の一般質問において同様のご質問を受け、令和３年度に開町90年を迎えることから、この間の資料収集と整理を行い、町史の編さんは開町100周年が望ましいとお答えしております。

今年、開町90年の年を迎えておりますが、昨年からパンデミック化した新型コロナウイルス感染症が今も収束が不透明であるとともに、国内では、都道府県において緊急事態宣言が発動され、これまでの最大レベルの警戒態勢にあります。

このような中での開町90周年事業につきましては、議会にもお諮りしたとおり、必要最小限にとどめることといたしました。このため、町史に関する資料の収集や整理につきましても、３密防止の観点から、担当者による広報紙や写真のデジタル化等を中心に整理してまいります。

なお、開町100周年に向けての町史の編さんに当たりましては、多くの労力と時間が必要と考えております。このため令和４年度から、これまでの資料の整理や古老からの聞き取りなど、町史を振り返る基礎的な資料の収集と整理を行う人材の配置を検討しております。

町史編さんの前段として、（仮称）町民懇談編の作成についてでありますが、開町100年史の編さんの業務の一環として行うことがふさわしいかの検討が必要と考えております。

なお、高齢者の組織的、計画的な学びの場といたしましては、教育委員会が複数の学

級や講座を開設しており、学習プログラムの１こまとして、郷土の歴史や自分史を語り継ぐ講座や子供たちに語り継ぐ活動などを積み重ね、町民の生活に根差した歴史本として整理するなど、その手法は様々あると思われますので、今後の検討課題とさせていただきます。

３点目の上士幌町町史編さん委員会の設置につきましては、これからの資料収集の進捗状況などから、開町100年史のロードマップが見えてくるものと考えており、しばらくお時間をいただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

公有財産の維持・管理の検証と今後の対応及び土地利用計画の策定について。

１点目の維持管理全般を含めた公有財産の設置の効果と財政負担の検証の実施についてであります。

本町では、町が保有する庁舎・学校・公営住宅等の建築系公共施設と、道路・橋梁・上下水道等の土木系公共施設について、将来の人口や財政状況の見通し、更新費用のシミュレーション等を基に長期的な公共施設等に係る経費の削減と平準化を図るため、平成29年３月に、上士幌町公共施設等総合管理計画を策定し、本総合管理計画に基づき、公共施設の点検、診断、修繕、更新、長寿命化、統廃合等の管理を行っております。

計画期間は平成29年度から令和38年度までの40年間となっておりますが、令和４年３月に計画策定から５年を経過することから、今年度に見直しを実施し、これまでの取組の評価を行う予定であります。

見直しに当たっては、今年度、策定予定の第６期上士幌町総合計画に定めるまちづくりの方針や人口目標等を基に、町民・住民ニーズに応えつつ、将来的な財政負担の軽減を図り、かつ効果的な公共施設等の利活用促進を進めるための最適な施設保有量や配置等について検討を進めてまいります。

なお、本総合管理計画の具体的な取組等につきましては、施設ごとの個別施設計画を策定するものとなっており、既に公営住宅や橋梁等については、個別に長寿命化計画を策定しているところであります。

それ以外の公共施設等につきましては、今年度、個別施設計画の策定を行い、各施設の現状と課題の整理や維持管理、更新等の対策費用の算定を行い、施設の再編や保全方針を定めることで、トータルコストの縮減と平準化を図ってまいります。

次に、２点目、３点目の未利用施設及び未利用地の現状及び今後の対応についてであります。

現在、未利用施設につきましては、約20施設、未利用地につきましては、市街地を含め、町全体で大小様々な面積の土地を保有しております。施設の管理につきましては適

宜点検を行い、修繕をしなければならないと判断した場合は、最低限の対策を講じている現状にあります。

未利用施設及び土地に係る対応につきましては、これまで第５期上士幌町総合計画にありますとおり、土地利用の活性化として、未利用・低利用公共用地の有効活用の促進を図ることを施策に掲げております。

また、平成24年度の上士幌町公共施設再編に向けての計画要点・計画指針では、人口減少時代において、子供からお年寄りまで快適に暮らすことのできる公共施設の再編についての指針が提案され、その指針を受けて平成25年度公共施設等再編配置計画、これについては平成25年度の内閣府特定地域再生計画策定事業の補助を受けております。それで、この計画を策定しておるところでございます。

この計画では、中心市街地の空き地・空き家調査をしており、公共施設の適正な立地を検討する際に活用しております。具体的な施設整備につきましては、上士幌町の公共施設等配置計画に関わる整備方針に基づき、生涯学習センター改築、交通ターミナル、まちなか住宅、今般竣工した消防庁舎の建設に至っております。

議員ご指摘のとおり、未利用施設の今後の在り方、そして未利用地の活用につきましては、町全体を網羅した形で将来を見据えた土地利用の検討が必要と認識しております。つきましては、現在策定中であります第６期上士幌町総合計画、そして今年度、上士幌町公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととしておりますので、これらの計画と整合性を図りながら、土地利用方針を見直していく必要があると考えております。

４点目の土地利用計画策定に係る町民の参画を基本とした検討会の設置についてであります。

本町には、土地利用に関することを審議する、上士幌町地域活動推進委員会条例があります。本条例委員会を中心として、町民が参画できるような方法を含めて検討していくことが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　まず、教育長に尋ねたいと思います。

高齢者の減少と、今、途絶えてはならない生涯学習を記述した、貴重な歴史の足跡の確保であります。僕もこの土地に生まれて、中でもやっぱりかなり知らないことがたくさんあると。そういう部分で、町で生きた方から、町の歴史を古老から聞き取り、しっかり後世に引き継ぐ、こんなことを生涯学習の場づくりとして進める、こんな理解をして、分かりやすい対応とスピード感をもってぜひお願いしたいなと思うんですけれども、

この点について、１点確認したいと思います。

併せまして、この取組の検証について、古老との懇談内容の保存について、この考え方について、あれば改めてお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀雄二教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　教育行政執行方針の中においても、文化財の保護、保存、活用という部分を記載させていただいております。

考え方として、文化財、それから文化財ではないんだけれども、やはりいろんな聞き取りを通して残していかなければいけないというものは多々あるというふうに認識しております。

そういった意味で、上士幌の道の駅だとかの展示、それから町の歴史の情報発信等で今行っております。また、学校教育、特に学校の子供たち、小学校１年生、２年生は生活科の中で、自分の周りから調べていこうと。また、３年生、４年生以上については、社会科や家庭科の中で、地域の歴史だとか食文化だとかという学ぶ機会があります。

こういった部分については、随時上士幌の教育研究所がございますので、学校の教員、幼・小・中・高の教員、そして民間の方々の協力を行いながら、今、随時データの更新等を行いながら学校教育への活用等を図っていくというふうに考えて今進めているところであります。質問の答えになっているでしょうか、すみません。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　ちょっと的外れな部分があったんですけれども、この町でしっかり古老の話を聞きながら、こういうことも高齢者の生涯学習の一つだという部分はありますし、まちづくりの礎を記録的に残すという、これもきっと町の文化の大きな一つの形でないかという部分で認識していますので、その点の確認だったんですが、そういう形で考えていただろうと認識しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、今年から教育委員会において、今まで企画、それから上士幌まちづくり会社でしたか、これが対応していたかみしほろ塾が、教育委員会のほうに所管が移っていくという部分で、この具体的な、どういうふうに対応するかというのは、なかなかまだ示されておりませんけれども、町民の身近な方や町民がどのように対応すべきかとか、そんなことがこれから、かみしほろ塾の中にあっていかがかと思っています。

その中の一つのこまとして、歴史とかまちづくりの講座とか、そういうことを含めて対応していくと。今、教育長からあったように、上士幌学等を含めて、小・中学校等を含めてあります。このような中で、やはりまちづくりの一つは歴史の在り方をきちっと検証していくということも、町民にとっても大事なことでありますし、今後、町が進め

ていくＳＤＧｓの在り方の一つのヒントになるかと思っています。

それと今、もう一つは、ちょっと僕、危惧するんですけれども、教育研究所と連携して90年の町の軌跡の見直しという部分であります。まず、学校現場はかなり厳しい勤務状況だというふうに認識していますから、そこは適切に、90周年事業の対応についても適正に対応してほしいなと、そんな認識をしておりますので、まず、この点について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　今、かみしほろ塾の話がございましたけれども、今年開町90周年と。以前からも言われていたのが、町民にとっても分かりやすくて身近な話題というところもあります。

今、議員からお話があったとおり、まだ実は具体的にこれを行くぞという部分では、今計画している最中ではありますけれども、こんな要素も講座の中、または前後、こういった中で取り入れていければいいのかなというふうには感じておりました。

それと、上士幌の教育研究所については、これはもともと生涯学習の立場の中で、学校の教材というのは、実は学校教育だけで使えるものではなく、社会教育の中でも当然活用ができるものという部分で、先生方が１年間を通してそれぞれテーマを決めながら地域に出かけてデータを収集、写真を撮ってきてデータ化をしていくという部分です。

こういった取組については、先生方自身がやっぱり学んでいかないといけないという部分がありますけれども、今、議員おっしゃったとおり、先生方の働き方改革の一環という部分で、負担軽減という部分を考えていかなければいけませんので、そこの部分は教員だけではなくて、それに賛同する協力会員という制度もございますので、そういったものを活用しながら進めていければなと考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、前向きに取り組んでいただけるなというふうに認識しながら、生涯学習、それから生涯活躍のまちの一つのシンボル的な部分で歴史の掘り起こしと高齢者の記録を残すと、そんなことを含めてよろしくお願いしたいと、またそれが確認できたかなと認識したところであります。

次に、町長に尋ねたいと思いますが、町長の10のテーマの一つに、キャッチフレーズとして「元気まち上士幌　つなごう　子や孫へ」こういうキャッチフレーズがあります。今回、開町90周年事業の歴史の保存という部分について、かなりスケジュールが見えました。来年度、改めて専門の職員を配置するとか、そういう部分が見えましたが、これ

らについて、まさしく来年度の令和４年度当初からこういう配置がきちっとされるのか、この確認と、それから、大変コロナ禍という部分でありますけれども、何とかやりくりしながら、今からそういう準備、古老の聞き取りとかを含めての準備とか、そういうスケジュールの在り方についても、やはりコロナ禍の大変窮屈な中だと思いますけれども、こういう対応の仕方について確認させていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　担当職員の配置については、４年の４月１日から配置したいと、そのような方向で今、人選なりをこれからしていくということだろうと思います。

とにかく、80年のときに、一応その間の20年間の資料の収集はしておりますけれども、90周年になっていて、その資料が分類だとか、新たな今の聞き取りだとか、そういったことと100周年というのも、あと10年先になりますけれども、その間に今すべきこと、それをどれだけやるかが、次の100周年のときの編集委員会の期間にもつながってくるだろうと思いますけれども、いずれにしても、そういう人材を配置してやっていきたいというふうに考えております。

それから、結構教育長のほうからもお話がありましたけれども、学校教育の中で、これまでも古老なり、あるいは非常に様々な体験をした話をされていたというふうに、僕の立場では新聞報道なんかでも見たりしておりますけれども、そういったところのちょっとした配慮で、収録なんかをしておけば、それは資料として生きてくるんだろうなと思っています。改めてそういったことがいろんなところで行われていますから、最低限、録音なりしておければ、それが次に生かされてくるというふうに考えております。

いずれにしても、社会教育を長いことやっていまして、郷土史研究会だとか、そういったことが社会教育の立場から組織されて、いろんな歴史の掘り起こしをやってきたという歴史がありますけれども、いずれにしても、資料が散逸しない、人材も含めてでありますけれども、そういったことについては、十分配慮して取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　そういう形でぜひ対応をお願いしたいと思います。

今回も本町、ＳＤＧｓの未来都市の部に選定されたという部分で、こういう問題についても、きっと昨今忙しい中を含めて対応していくという認識をしています。

これから具体的に取り組むＳＤＧｓの基本的な部分は、やっぱり一つは歴史を知る、温故知新という言葉がありますけれども、やっぱり歴史から学んで新しい挑戦をしていくという部分があるかと思います。本町の自然環境も大きな変化をしている、そういう

体験はやっぱりここに住んでみないと分からないことが多かったり、産業の推移、暮らしの足跡、地域コミュニティーの変化、こんなことも含めて、きっとそういうことをきちっと学ぶことによって、これから我が町が独自にこんなスタイルでＳＤＧｓを進めていくんだよという、そういう具体が、行政なり、我々町民も含めて少しずつ認識していくかと。そういう形で、やはりオリジナルなまちづくり、基本的なＳＤＧｓの柔軟な、169の一つずつの部分でなくて、本町はやっぱりこれに基づいた考え方を、我々も勉強しながら、町も本当にまちづくりとしての骨格になるというふうに認識していますので、これについて、我が町の在り方も若干確認しながら、歴史等を含めてよろしく確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　ＳＤＧｓ未来都市に選定されたということであります。横文字で難しいように感じますけれども、ＳＤＧｓそのものというのはまちづくりそのものだと、そんなふうに思っています。17の開発目標というのは、どれをとってもまちづくりにとって必要なものなんですね。貧困をなくするにしても、あるいは教育を充実する、それから、新しい産業興しだとか、それから、つくるものの責任、いわゆる消費する側の責任、そういったことというのは、まちづくりにおける重要な柱でもあるわけであります。

そういった中で、上士幌町としては地域特性だとか、そういったところの、特に象徴的に生かして今まで取り組んできたということでありまして、それが例えば環境の問題であれば、再生可能エネルギーのリサイクルで環境を改善だとか、そんなことにもつながっているということもありますし、エネルギーの自給率の向上だとか、食料だとか、そういった意味では、まちづくりの、うちの町の得意な部分、これをさらに深めていくということが、ＳＤＧｓをさらに充実させていくことにつながっていくということですから、せっかくいただいた賞、それなりに上士幌町のまちづくりを評価していただいたということでありますので、その評価されたところなんかについては、客観的な立場からの評価を私どもとしては受け止めて、さらに充実していく必要があるだろうというふうに思っております。

私の今回のスローガンとして、「元気まち上士幌　つなごう　子や孫へ」という、いわゆるこれは持続可能なまちづくりというような意味合いもそこに込められているというふうに思っています。

実は、今回この公約を突然挙げたということではなくて、多分４期目に、いわゆる将来に向けての礎をしっかりつくるというのを公約のスローガンに挙げたこともありました。一貫してまちづくりというのは、将来にどうつなげていくかと。私ども、こういっ

た責任ある立場でまちづくりに関与しておりますけれども、最も大事な責任というのは、今よりも、そしてさらに次代につなぐように、それを子や孫につないでいくということが私に与えられた大きな使命だというふうに考えています。

そういった中では、様々なつないでいくその具体的なことがあるわけでありますけれども、ＳＤＧｓ17に挙げられたようなことも、それを将来にわたってつないでいく、食糧の自給率なんていうのは、極めて生きるために必要なことでありますし、それから、エネルギーの問題についてもそうであります。

こういったことも、将来にわたって子や孫たちにつないでいくというようなこと。安心して上士幌町が持続的に発展していくということでありますから、そういった中で、今まで取り組んできたこと、今も取り組んでいること、こういったこともしっかりと文化的な側面、歴史資料として子供たちにつなげていくというのも、それも一環として必要なことだろうと、そんなふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　次に、公有財産の関係でご質問したいと思いますが、上士幌町の公共施設等総合管理計画の在り方の現状を見ていくと、現在進められている施設の設置の対応について、将来について財政の見通しといいますか、これについてどうなっているんだろうと。我々については、将来を見据えた財政計画のまちづくりというのは基本の中の基本だというふうに認識していますけれども、今年度、５年間の経過として、この見直しを行おうとしていますが、計画策定時以降、この間多くの大型の施設が新たに加わっております。

この計画書では、平成29年度以降、40年を見込んで、現在の全て、当時、平成23年から27年ですか、これは施設を保有することになると、以降の保有になると、1,162億円の平均的な更新とか修理とか含めて財政的な対応になると。年平均にしたら29億円の財政負担となって、特に平成の、これは令和になりますけれども、平成29年の当時の財政投資の3.5倍ぐらいの負担が財政的に施設の維持管理にかかるというふうに認識しております。

ここについては、町長もこの計画書、先ほどから答弁の中で回ってきている計画書ですから、この中にしっかり書いてすばらしい計画書だなと僕は認識していますから、そのために全施設の中でも、特にまた年間30億円以上の消費をしてかんならん、更新等を含めて、というふうにしっかりと書かれていますし、これを対応するためには、どのように今回見直しを図っていくのか。どの程度、５年間の検証の中で、新しい施設等を含めて造った中で、町としてこの財政を含めてどのように検討していくのか、まず確認さ

せていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　土木施設あるいは上物の施設と、いずれにしても町民の生活に欠かせないインフラ整備だということであります。

これについては、道路の維持から橋梁の維持、そして公共施設の維持等々に係る、そういった中長期の試算と。40年間のスパンの計画ということであります。この計画のそもそもについては、これは総務省系統のほうからの指示といいますか、取組のことでありまして、公共施設の維持に係る財政の縮減ということと、それから長期にわたって施設を維持するという意味で、長寿命化が今の時代の流れとしてどのように長寿命化していくのかというのが見直しの一つの背景だと、そんなふうに思っています。

古くなったら建替えする、造り直しするということではなくて、現在の技術をもって長寿命化、特に橋だとかは50年だとかの、ある程度一定の年月を達すると補修をしなければならんということがあります。それをゼロベースで造るとなると、それこそ相当の予算を投じるということでありますから、それをこつこつと計画的に改修するなり補修をしていって長寿命化を図っていくということであります。

それに基づいての財源については、国としても計画に基づいたことについては一定の補助をしながら維持を図っていくと。国としても、新しく建てるというよりも、そういったことを補修、点検をしながら長寿命化を図っていって、長い時間を使っていこうという考えでありますから、額面として20億だとか30億だとか出ていますけれども、このことが今、私どもの財政計画を圧迫して、突然世の中が変わるというような、そういう積算ではないということをひとつご理解いただきたいし、また、今回の見直しについても、特に必要のないものであれば売却するだとか、それから、必要なものについては公共施設にするのか、あるいは企業誘致に使うのか、こういったことの見直しをかけるということであります。

23年度の土地利用の指針をつくっておりますけれども、それの指針に基づいて公共施設の整備等々をしてきております。23年からほぼ10年間かかりますけれども、かなりの部分では、それに基づいて整備されてきているのではないだろうかなと。そういった意味では、計画的な施設の維持管理なり、あるいは利用が図られてきて、それから10年たったということと、国からの長寿命化を含めた管理の計画ですね、これを見直しをするという意味では、非常にタイムリーなときではないだろうかなと。

これまでもこの計画に基づいて橋梁だとか道路の長寿命化を図って、それを基にして国の補助金を受けて、経費、いわゆる自主財源を軽減をしながら、健全な財政運営と維

持管理に努めていると、今そういった状況であります。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　本当にこれについては、かなり、我々を含めて、後世に負担を残さないという前提をやっぱり今からきちんと考えておかないと、40年といったら、我々はどういう形でいるかは別にしましても、やはり町民としては第６期の総合計画については5,000人を維持したいという認識を含めて継続していく。これこそ大事なまちづくりの一つのシンボル的な部分では、そういう人口をきちっと確保しながら、この町を残していくという基本的な考え方があると思うんです。

ただ、やはり一方では、この施設を含めて、この中では、例えば建築系建物ですね。建物については、この40年間で541億円と、年平均で13億ぐらいの新たな更新をしていくか、もしくは改修していくか。それでもし本当にこれができないとしたら、スクラップをどういうふうにしていくか。今、町長が言われたように売ったり壊したり、やっぱり建て替えていきながら小さくしたりとか、公共の面積を小さくするとか、今から考えておかないとならない時代にもう入ってきているなというふうに認識しております。

それでないと、年間29億円の支出を、令和９年あたりからかなり支出が多くなるという形で計算されていますから、まさしくそういうふうにシミュレーション的にはそれに近い形で動くようになると思います。

そんなことを含めて、橋梁の問題でも、道路についても334億ですから、今から長寿命化、橋梁も長寿命化でやっぱり35億ぐらいの予定がされています。上水道、下水道についても、上水道についてはやはり200億ぐらいの予定がありますから、どう長寿命化させていくかという部分を今から考えていかないと、きっと大きな負担がのしかかってくる時期はそんなに遠くないというふうに認識しています。

こういうことを含めて、この５年間、それから計画をつくった５年間からでも、生涯学習センターなり、認定こども園、交通ターミナル、道の駅、ナイタイテラス、シェアオフィス、それから今年予定しています企業型の滞在型の施設等を含めてとか、やはり知らないうちに新しい角度で、それらの財政的な部分があるかと思いますけれども、やっぱりこの維持管理もまたそこに加わってくるという部分を含めて、やはり、我々についてもそこに注視していかなければならない時代に来たなというふうに思っています。

ですから、新しいものができたら、やっぱり今度スクラップをどういうふうにしていくか。まちづくりの軽量化をどこで図っていくか、これでいかないと、やっぱりかなり収支バランスが厳しくなってくるんだと。そういう意味では経常収支を含めて非常に厳しいまちづくりが出てくるという部分がありますし、逆に言えば、コロナも含めて国の

影響、地方交付税の影響がどういうふうになるかと、やっぱりかなり危惧する時代も来ていると思います。

そんなことを含めて、今後、新しいまちづくりをしていって、ＩＣＴ関係だけでも、例えばマイクログリッドをしたいとか、５Ｇの回線をやりたいとか、それから自動運転をやりたいとか、そういうことをする場合は、財政と運用と管理の在り方をきちっと対応して町民に明らかにしながら進めていかないと、僕は今の中では何とか泳げるけれどもという部分はありますけれども、シミュレーション的にはかなり厳しい、これからの将来の町の財政になるんではないかと認識しております。

そんなことを含めて、この辺についての町長の考え方について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　行政を運営をするに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるというのが大原則だというふうに思っています。

施設についても、例えばわっかなんかも一つの象徴でありますけれども、高齢者施設あるいは学童、そして発達支援というふうに複合的にしております。それを従来のままでそれぞれが施設として独立して運営していくということになれば、それこそそちらのほうが経費がかかるということですから、経費のことを考えながら建築なり、あるいは道、場所ですね、コンパクトなところに集約しながら、町民が使いやすい、利活用しやすいというようなことを配慮してやってきているということであります。

いずれにしても、今あるものがどれもが必要なことでありまして、町民の豊かな生活を保障するという意味では、非常に役に立っているというふうに思っております。

そういった意味で、いつか、どのときかには更新なり、あるいはリフォームしなければならんというようなことがありますから、それがある程度集中的にこの間に起きていたと。保育所にしても、かなり老朽化していた。児童会館にしてもそうだと。そのようなことであります。

近代化な施設にすることによって、コスト面については非常に軽減されてくると、エネルギーの問題だとか、光熱水費なんかも含めて快適な環境を得た上で、それほど大きな負担は従来に増してなっていないということでありますから、必要な事業だと。ただ、このことをやみくもにやっていることではなくて、財源の確保ですね。建設する際には、国費なり、あるいは道費なり、様々なそういった資金を活用しながら、一般財源は最小限にするというような努力をさせていただいているということでございます。

財政の見通しについても、財政計画も総合計画に基づいてつくっていっているという

ことでありますから、今後の財政支出、中長期的に必要になってくるものについても明らかにされていくということでありますし、そのときにまた皆様方のご意見を賜りたいなと、そんなふうに考えているところでございます。

いずれにしても、行政コストを下げるという意味での今の長寿命化というのは、これは非常に私どもとしても大切なことでありますし、計画的に事業を実行していくという意味でも、これに基づいて中長期にわたった財政のことを視野に入れつつ、施設の健全な管理運営を図っていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　そういう形を含めて、これから以降、先進的な対応、まちづくりの建物としては、重要なものは重要にきちっと対応しながら、スクラップという部分も考えてほしいなと思います。

そんな意味で、未利用地の現状という部分についても、かなり本町においては散々的に土地、建物を含めてあるのかなというふうに認識しております。やはり、先ほども町長からありましたように、財政負担、それから複合化によっての施設の集中的な管理によって将来の管理費を浮かすとか、縮めるとか、そういうこともこれから非常に必要になってくると思います。

今回のわっか、生涯学習センター等を含めては、そこの中にいろんな施設、例えば学童とか、それから発達支援センターとかを取り込みながら、やっぱり分散したものを集中してきた。そういった意味では効果的でありますけれども、ものをつくるとき、しっかり検討しておかないと、今回の例えば道の駅のカーテンとか、熱対策でわっかとか、今年時またお金がかかってしまうとか、そういうことがないようにきちっとした検討も僕は必要だというふうに認識しておりますんで、そういうことを含めて、例えば高校の跡地の利用についても、かなり分かりやすく使っているなという部分は分かるんですけれども、肝腎の残ったところはどうするんだとか、それから、苗畑跡については、ＣＣＲ計画の挫折とありますけれども、そこにどういうふうに再チャレンジしていくのかとか、やっぱりいろんな形で何か動きがないと、次の展開をしていかないと、なかなか見えないという部分があると思います。これについては、やっぱり計画をつくって絵面を書いたという部分はありますけれども、再度その具体も検討するという場もこれからまた必要ではないかなというふうに思っています。

そうでないと、いつまでたっても土地はなかなかこれから流動化していかないなという認識もしますから、企業誘致も町長が先ほど言ったようにかなり厳しいという部分もありますから、本当にそういう部分で、今から何らかの形の町のらしさを対応しながら、

そういう土地利用とか建物利用、それから必要でないものについてはスクラップしていくとか、そういう部分を、この５年間の過去の足跡を見ながら、今年の中での見直しの中でも具体に少しでもつくり上げてほしいなというふうに認識しているところであります。そんなことで、これについて、町長の考え方について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　土地利用について、大小様々な未利用地というのは現実問題あります。

これについても23年の段階でも、いわゆる近隣の住民に使ってもらいたい、売却するだとか、それから、公的な施設として使うだとか、こういったことが網羅されておりました。

当時、阿部病院の跡地の問題、無償で受けたけれども、解体をしてどうするのかといったときにも、その当時もしっかりと公共的な用地として使うべきだというような、そういった見解が出されて、そこもまた利用されているということでもありますし、大体当時の予定に沿っているというふうに思っています。

大型でいいますと、苗畑がどうしても目立つという感じもします。あの土地については、企業誘致ということでいろんな機会にお話なり、あるいはプレゼンの中にもさせていただいておりますけれども、なかなかそう簡単でないという現実でございます。

でも、非常に魅力的な土地でありますから、ただ、あれを切り売りしたり、無計画に何かに使うというのは、この辺はやっぱり結構検討、避けなければならないことだろうというふうに思います。あの中でも共済の施設ができましたから、それはそれで非常に有効な使い方だろうなと、そんなふうに思っていますが、まだ９ヘクタールほどございます。あれは貴重な財産として、いろんな意見を聞いたにしても、なかなか町民であそこをどうするかと、そう簡単に結論づける、あるいは一気呵成にこれをやろうということのところについては拙速にならないように慎重であったほうがいいだろうと。時間はかかるかも分かりませんけれども、いろんな住民の知恵も含めて、やがて何らかのオファーなり、それから魅力的な提案が出てくるのではないだろうかなと、こんなふうに考えております。

高校の跡地もあります。あそこも一つ格技場が古いということで、今回消防の中で、それに代替するような形で子供たちの教育活動なり、生涯の活動もやれるということですから、これも非常に合理的な消防署の機能と、それから子供たちのそういった必要な課題についても対応するということでありますから、それによって、一つ余分なお金、管理費を使うことがなくなるということであります。それまた整理されると、１枚等の土地としてどう活用するかという課題になってくるだろうと思いますけれども、少なく

とも、今近々にあそこを必要だと、公共施設として必要だという、そういった計画やあるいはかといって、一般にそこを売却するというような状況にはございません。中長期にわたって、あそこの利活用についてはしっかりと考えていくべきだろうというふうに思っています。

いずれにしても、23年に一回出されたものが、総合計画がつくられたということでありますので、今回も総合計画や、そういったものに基づきながら整合性をある形で土地の利用ですね、未利用地の処分の問題も含めて検討すべき、いい大きな節目に来たというふうに考えておりますから、ぜひまたご意見を賜ればと、そう思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　状況については、本当にスクラップするというのはある程度本当に簡単ですけれども、やっぱり財政的な負担もかかりますけれども、やっぱりスクラップという部分もこれから重視していかなければならないし、例えば柔道場のように、やっぱり複合的な部分で対応しながら経費の節減なり、施設の縮小化を図って維持管理経費を浮かすという部分も、これから大事な一つの方向性だというふうに認識しております。

そんなことを含めて、高校跡地ばかりでなくて、これから上士幌らしさの市街地形成とか、恵まれた自然とか、大雪山国立公園を持っている自然とか、それから農村景観、こんなことを含めて、上士幌独自の土地利用計画という部分も中に絶対必要じゃないかと思っています。

先般も糠平小学校跡地を地域の声を聞くという部分で、私のほうからもなるべく多くの人の声を聞いたら、やはりあそこはすばらしい宝の一つの土地だというふうに認識していますから、そういう部分で、そういう検討をする場合は、もう専門的な人の意見も聞きながら、広範囲な意見を聞きながら対応していただきたいなと思いますし、糠平の関係を含めて、黒石平の旧電発用地、ここも国道から連携しながら、あれだけの12ヘクタールでしたかね、の面積と、それから樹木がたくさんあったりとか、平らで、また歴史があって、そういう部分をどういうふうに活用するかといったら、やっぱり国立公園の中のああいう土地はめったにありませんから、やっぱりそれも考えて検討するという部分でも、そういう組織が必要になってくるかと思います。

当然、小学校等の跡地についても、ある程度専門的な対応をしていますけれども、特に閉校の跡については、全国が、物すごい学校数が閉校していますし、道内も物すごい勢いで閉校していますから、これを活用するというのは、なかなか難しいのが現実だと僕は認識しています。そうしたらどういうふうにするか。これはスクラップするといっ

ても、物すごいお金がかかりますから、何とか、どういうふうに利用するかという部分を、最小限の維持費等を含めて、どこかで必ずスクラップしないとならんという時期が来ますから、そんなことを含めて検討するという部分が必要だと思います。

その意味で、町のほうからの上士幌町地域活動推進委員会条例という部分がありますよという報告をいただいています。これについても、ちょっと調べて見ても、町政の現況等を含めて、ここの部分もちょっと出てきていないんですね。現状、この組織についてメンバーも確定していないという部分はありますから、そのメンバーは10名以内ということになっていますけれども、この委員会等を含めて、常に活動しながら意見を聞くための専門的なアドバイザーも含めてとか、そういう組織を明確にしてほしいなと。そうしたほうが僕は得策ではないかなと認識しています。

そんなことで、跡地利用についても、我々だけでなかなか考えられなくて、やっぱりもう少し広範囲の学術的な利用の仕方もあったり、それから建築としての、それから自然の土地の豊かさの場所的な問題も含めていろんな意見があるかと思いますんで、専門的な人の意見も含めた委員会を改めて整理してもらったり、そういうことで施設、それから道路を含めた建築関係の施設の在り方について検討していただければ、より効果的ではないかと認識していますけれども、この点について、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　上士幌町全体を見据えての土地利用を考えるべきだというようなお話だと思っております。

今のお話、黒石平それからぬかびらの話を聞きながら、江波戸議員も職員の頃になるのか、あるいは教育長、その前ですね。組合事務構想というのをつくりました。これは町全体のエリアとしてどう環境、地元の特性を生かして資源の活用をするかという計画が立てられたということであります。これはこれとして、僕は大きな考え方の一つとして非常に今でも尊重すべき内容であるというふうに考えております。三股、ぬかびら地域、そして黒石平、街なかの田園地域だとか、そういった大きなエリアでの開発目標といいますか、資源の利活用ということでございます。

これは、正にこれからの町にとって、その辺の利活用についてはもう一度大事な視点として見るべきだろうと。今も観光協会から新たにｋａｒｃｈの中でDMOが立ち上がったということですから、それがどれだけの力量を持って今体制としてできるか課題はありますけれども、そういったところの観光的な視点から町全体の土地と、それからソフトの面でどう活用するかなんていうのは、非常に大切なことになってくるのかなと、

そんなふうに思います。

糠平の利活用についても、街なかにたしか住居とは分離したほうがいいのではないだろうかなと、こういった議論もされたのを記憶しておりますけれども、多分職員の頃、そういった視点でやられたということですから、糠平の学校の周辺についてもいろいろと関心を持っていただいているというふうに認識をしております。

今の次のステージとして、その間にもまた田園優良住宅だとかもありましたけれども、もう一回全体的な町のエリアごとの魅力だとか、利活用だとか、そういったある種ステージに入ってきてもいいのかなと。結構、町もこれまでいろんな関係で産業のほうも力がついてきた。それから、一定の基盤についても、公共施設あるいは基盤としても出てきたということでありますから、さらにそれを成熟させ、発展させるという視点では、町全体をどうデザインをするかというのは非常に大切な視点だと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、町長からあったように、町全体を見渡しながらデザインしていくと。私はそういうことで、きっと関係人口ばかりでなくて、移住してくる目的、やっぱりこういう田舎に住んでみたいな、そんな意味で、やはり先進的な町にも学ぶ人があるかなというふうに認識しています。

やっぱり町長も下川、それから東川とか、ニセコ近辺を含めて、やっぱり先進的な町にちょっと学びたいという認識もあったなというふうに認識していますけれども、やっぱりそういう町のよさというのは何だろうと、きっと委員会なり、職員の目線、発見力とかそういう部分を含めて、最大活用してもらって、まちづくりというのはあるのかなと。それに町民がどういうふうについていけるか、こんなことがやっぱりまちづくりの基本だというふうに認識しております。

本当に農村風景も、前には優良で促進法に基づいた農村の田園住宅、こんなこともありました。きっとこれも、今、都会からのコロナを含めての田舎回帰とか、こういうところに住んでみたいとか、テレワークの一つの拠点をつくってみたいとか、いろんな意味で、国立公園の中のテレワークの拠点はなかなかきっとアイデアとしては僕はいいかという部分があったりしますので、そういう総合力でまちづくりをぜひ進めていただきたいと思いますし、そういう方向が、この5,000人の町をきちっとまた維持できる根幹になってくると思います。

ただ、あまり人口に肩入れするという部分でなくて、これからはいろんな国際的な関係で、海外からの技能実習生等を含めて来ております。既にもう百数名来ていますから、

この５年間でも100名ぐらい増えていますから、そういう方をも含めた、もうちょっとグローバル的なまちづくりの中にもポイントがあってもいいかなとか、そんなことを含めて、まちづくりというのをもう一回、せっかくの５年間の見直しの一つの機会、それから総合計画の中でも土地と建物の関係、地域コミュニティーの関係も含めてありますんで、最後に、町長のほうから総合的なことを含めての考え方についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　人口は、やっぱりこれは魅力的でなければ疲弊していくということで、それは人口の減少の加速化にもつながっていく可能性はあるというふうに思いますから、そういう意味では、魅力的な町をどうつくるかということだろうと思いますが、それはもう総合行政というか、全てにわたって頑張っていかないと、人口の維持にしても、あるいはよそからこの町に対して魅力を感じていただくことは難しいんだろうというふうに思います。

いずれにしても、グローバルの話をされました。正にローカルでありながらグローバルという視点、両方とも大事だと。グローバル、ローカルでこの町の特性を生かす、それが本当に磨いていけばグローバルという視点からも評価をされて、そこでいろんな活力が生まれてくるという可能性がありますし、それから、時代はダイバーシティー、多様性ですね。そういった意味で、いろんな人方の力を借りながら、あるいはその人方も住んでいて魅力的な町だと、こう思えるような町をつくっていくと、多分よそからいろんな力で、いろんな形で振り向いてくれる人が出てきて、そこでまた活力が生まれてくるという循環が生まれてくるのではないだろうかと、そんなふうに思っています。今までの取り組んできたことをさらにそれを基盤にしながら、魅力的な町をどうつくっていくかということがこれから大切になってきます。

そういった意味で、私たちに負託されたいろんな計画なり、あるいは議会のほうに負託された議決だとか、一緒になって取り組んでいければ、魅力的な町になっていけるだろうと、そんなふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、８番、江波戸明議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は５分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前１１時０１分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１２分）

◇　中　村　哲　郎　議員

○議長（杉山幸昭議長）　次に、７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　私は２題質問をさせていただきます。

まず１つ目は、公共の住宅計画についてです。この中に３つの質問があります。

１つは、50歳代単身者の公営住宅について。

移住者から、50歳代単身者の住宅がないという声があります。現在、本町における公営の単身用の住宅は存在しますが、入居条件に50歳という年齢制限があります。当初の目的が若い単身者を対象に造られた住宅ですから、年齢制限があるのは当然でありますし、35歳から50歳に引き上げられ、緩和されたことも存じています。また、公営の高齢者用の住宅は、こちらも60歳以上という年齢制限があります。その結果、本町では50歳代の単身者が入れる公営住宅はなく、民間の住宅に入るしかありません。

民間住宅は比較的新しい半面、経済的にも負担が大きいので、入居できるかどうかは分かりません。ただ、本町を気に入ってくれて、長ければ半生を本町で暮らすことを選択してくれた人たちですから、何とかならないかと思う次第です。

しかしながら、一方では、空いている公営住宅があると聞きます。現在、改修、修理中のものもあるようですが、その空室数はかなりあると聞いています。仮に単身者住宅の上限年齢を50歳からさらに上げて60歳にした場合、入居を希望する若い人たちが入れないといった状況が発生すると、本来の目的が達せないことにもなりかねません。高齢者住宅の年齢制限を下げても同じことが言えます。このような状況についてどのようにお考えかをお教えいただきたいと思います。

２番目、職員住宅についてです。

役場の北西部に当たる職員住宅ですが、空室があると聞いています。なぜこの空室に、例えば地域おこし協力隊の住居や移住希望者のお試し住宅あるいは50歳単身住宅として活用しないのかについてお教えいただきたいと思います。

３つ目、ぬかびら地区の公営住宅について。

移住を考えている人の中に、ぬかびら地区に住みたいという声が、ここ何人かあるようです。公営住宅の改修計画も進められていると聞いています。現時点での計画の方向性など、現状をお教えいただければと思います。

大きな２つ目としては、小学校跡地等の利活用についてです。

私が本町で初めて移住体験をしたのも、北居辺小学校の教員住宅でした。あのよい経

験は一生忘れられないと思います。そこで、私もこの問題にあえて一石を投じたいと思い質問させていただきました。

先日の定例会で糠平小学校の解体が決まり、それに係る質問で教職員住宅の民間への貸出し、跡地の利活用などの質問が出たことは記憶に新しいところであります。

本町には東居辺小学校、北居辺小学校や豊岡小学校などのように現在有効活用されているところもありますが、北門小学校や萩ヶ岡小学校などのようにまだ未利用のところもあります。

先日、企業滞在型交流施設の計画がありましたが、あのように大企業ではなく、小学校のような町民にとっても心に残っている既存の跡地や建物を残しつつ、移住者の集合体がいろいろな技や知恵を結集してシェアオフィスや事業やイベントなどが企画、実行できる、いわば共和国のようなものをつくる計画を移住者に発信してはいかがでしょうか。もし実現すれば、町民にも移住者にもメリットがあると思いますし、このような移住スタイルはほかにはないと思うのですが、いかがでしょうか。

以上、質問させていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　公共の住宅計画について、中村議員の質問にお答えいたします。

１点目の50歳代単身者の公営住宅についてであります。

公営住宅への単身入居につきましては、特定公共賃貸住宅を除き、原則70歳以上の方としておりますが、60歳未満であっても福祉的な配慮が必要と認められる単身世帯については、白樺・北団地において60歳未満単身者の方の入居を認めて運用しているところであります。

また、単身者住宅につきましても、若年勤労者のための居住環境の整備を図ることを目的として、当初は35歳までの方を対象にしていたところですが、年齢要件を満たさない単身勤労者の増加傾向等を考慮し、50歳まで年齢要件の引上げを行ってきているところであります。

このように、その時々の情勢に合わせ検討を行い対応しているところでありますが、要件の緩和等につきましては、本来の対象者である低所得者、特に、居住の安定を図る必要がある高齢者や障害者、ひとり親世帯などの真に住宅に困窮している方への影響や、単身者住宅におきましても、当初の目的である若い世代への影響を十分に考慮した上で対応しなければならないと考えております。

公営住宅の空き家については、退去時期が重なり、退去後の営繕に時間を要し、空き家が目立つ時期がありますことをご理解いただくとともに、営繕後は速やかに募集を開

始するよう努めてまいります。

２点目の職員住宅についてであります。

10区の役場職員住宅につきましては、職員の居住を目的に設置、維持管理を行っておりますが、建設から40年以上が経過し、老朽化のための職員の居住ニーズが減少していることから、入居希望者の動向を見極めながら、適正な戸数を今検討しているところであります。

また、地域おこし協力隊の住宅につきましては、ほぼ全額を国費で賄っているため民間の賃貸住宅を利用している実態にあり、移住希望者への施策対応といたしましては、他町村と比べても圧倒的に多くのお試し暮らし住宅を提供しております。それ以外での住宅の確保につきましては、一般住民と同様の対応をお願いしたいと考えておりますが、移住希望者で土地に不慣れな方には、役場やかみしほろ情報館に相談窓口を設置しておりますので、お気軽に相談いただきたいと思います。

これらを考慮しますと、職員住宅という利用目的や老朽化した現状では貸付けには適さないとの認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

３点目のぬかびら地区の公営住宅についてであります。

現在の状況といたしましては、昭和34年建設の住棟１棟と昭和50年建設の住棟３棟があり、戸数は10戸、そのうち４戸が入居中であります。いずれの住棟も当初の建築から相当の期間が経過しており、老朽化が顕著で、空いている住宅については、現在入居できない状況となっております。

このような現状や地域からの要望もあり、現在建替えに向け、地域との意見交換を行っているところであります。

今後におきましては、住宅の規模や戸数、建設予定地など具体的な検討を進めるに当たり、地域をはじめ、関係機関とも調整を行いながら、今年度見直しを予定している長寿命化計画の中で方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

２点目、小学校跡地等の利用についてであります。

現状、平成19年度の上士幌町小学校の適正配置計画に基づいて閉校となった小学校は６校あり、うち２校が民間事業により有効活用が図られ、３校が未利用、１校が今年度解体の予定となっております。

閉校の校舎等につきましては、企業誘致により雇用の促進や地域経済の活性化に期待を寄せ、全国公募を行ってきているところであります。

学校やグラウンドは卒業生にとって児童期の成長を育み、思い出がいっぱいの心のふるさとでもあります。また、地域のコミュニティーの核として重要な役割を果たしてき

ており、地域にとっても大変重要な施設と認識しております。事業者を決定していく過程につきましては、地域の意見や要望等を尊重した上で慎重に検討していかなければなりません。

なお、農村地域は景観や自然の環境にも恵まれ、移住体験を希望される方が多いと伺っておりますが、現在、町の移住政策は、移住に関する相談やセミナーの開催など、短期、中期のお試しを軸に展開し、道内ではトップレベルの成果を上げており、当面、現状の取組を中心に事業効果を高めてまいりたいと考えております。

議員のご提案ありました移住に係る学校の利活用につきましては、移住施策を積極的に取り組んでいる本町にとって貴重なご意見と受け止め、具体的な構想等がございましたら、ご提案をいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　まず、50代単身者の公営住宅についてのご回答の中で、60歳未満であっても、福祉的な配慮が必要と認められる単身世帯については、白樺・北団地において60歳未満単身の方の入居を認めて運用しているというのがありましたが、私の調べた限りでは、ちょっとこれ個人情報なので理由までは聞けなかったですけれども、福祉的な配慮なるものが必要とは思えない方々が一応いらっしゃると思われます。

これについて、別に今さらどうこういうつもりはなく、それどころか、こういう方がいらっしゃるということは、多分福祉的な配慮以外の何らかの配慮がなされて入ることができたんだなというふうに私は思っています。でも、一方では、入れなかった人も知っています。

今回の質問の趣旨の一つとしては、入れるように、今も時々に応じた対策を練っているということもありましたけれども、より臨機応変な配慮が必要じゃないかというのが私の質問の趣旨です。その時点で状況を踏まえて配慮できることがあるならば、それを関係者とかで共有していただきたいと思います。

若年の住宅とか高齢者用の住宅とか、原則はそのとおりであっても、その時々に合わせて臨機応変に使わせるということは何とかできないでしょうか。もちろんやみくもに原則に反して入れていたら、本来の目的を達せられず本末転倒ということにもなりかねないので、契約の仕方等を工夫して、条件をつけて入れるようにすればいいかなというふうに私は思います。でないと、高齢者住宅が足りないから高齢者住宅を建て、若年層の住宅が足りないから若年層の住宅を建てということだと、そんなことはないと思いますが、それだとあまりにも無駄が発生してしまうと思うので、やりくりの上手な、臨機応変な住まわせ方、利用法がいいかと私は思います。その点についてはいかがでしょう

か。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　福祉的な状況でない人が入居されているというふうなお話でありますが、その実態については私もこれまで承知しておりませんけれども、ここでいう公営住宅の福祉的なというのは、いわゆる所得ですね。所得が一定の所得以上の方は、それは入居は基本的にはできないと。公共性ということで住居に困っている。しかし、所得が少ないというような福祉的な政策、いわゆる所得が少ないということが、すなわち福祉的な要素の一つというふうにご理解をいただきたいと思います。

その中に、例えば体の不自由な人だとか、いろんな人がその中に入ってきますけれども、そういった意味では、その中でまた優先順位等も出てくるかと思いますが、基本的には、ここでいう福祉的なというのは、まずは所得の制限であります。細部の細かいところまでについては担当のほうということになりますけれども、そういう所得が第一義的な条件になってくるということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　多分そういうことだろうと思って、ちょっとそれ以上は私も突っ込めなかったわけですけれども、それにしても、高齢者の住宅の年齢を下げるとか、単身者のを上げるとかそういうことは、私も担当者の方に聞いて、そういうことを決めるのは簡単なことだけれども、本末転倒になってしまうこともあるので、それは今はやっていないということですけれども、その中で、やっぱり契約の仕方をちょっと工夫することによって、空いているところにどんどん入れられるんじゃないかなというふうに私は思います。

それと、柔軟的な配慮の中に、例えばですけれども、昨日、早坂議員が言っていた町内会の役員がいないというのがあるんですけれども、そういうところで、例えばですけれども、高齢者住宅にわざとそういう人を入れて役員にするとか、そういったような配慮、いろんな配慮が考えられると思うんですね。逆もしかりです。若いところに年寄りを入れて、昨日、早坂議員が言われたような苦しい時代を乗り越えてきた人たちの経験をというような、そういったことも考えられるでしょうし、ちょっと取ってつけたような理屈ではありますけれども、そういった柔軟な配慮をお願いしつつ、そういう足りないやりくりができないものかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中貢町長。

○竹中　貢町長　今段階でもできる配慮はさせていただいているところであります。なかなか難しいのは、契約でその辺を定めればということでありますけれども、住宅に入っ

てからの、いわゆる居住権といいますか、契約は契約であるけれども、その辺のところというのは、非常に難しい経験というのはたくさんあるんですね。一回入っちゃうと、なかなか当初の予定の状況と違うよと。とはいうものの、どうするのと。その後、そこに居座ってしまうというようなケースも、いろいろと過去の中には経験があるということ。

それから、決して単身者がどこにも入れないということではなくて、例えばふれあい団地なんかというのは、いわゆる配偶者がいるという、そういった前提の間取りになっているということでありますから、特に単身者でそういうことになると、本来必要な人方がなかなか入れないというようなことにもなりかねないということであります。

そういったことを含めて、それぞれの団地における、50代単身の面積、ある程度住まいとして一定の面積が確保できればというようなところにということも、弾力化させていただいている一つであるということであります。

ただ、状況が、そもそもうちの町の公営住宅の数というのは多いほうなんですね、よそからみれば。それは賃貸住宅がなかったという今までの背景があって、ようやく今、賃貸住宅が建てられてきておりますけれども、かなり多いほうであるということであります。これまた時代とともにいろいろと変わってきますので、高齢者の方々がやっぱり街なかに近くてということになると、ふれあい団地なんかというのは、どうしても要望の多いところだと、そんなふうになっておりますから、そこのところを、入れなくなる、選択の余地がなくなるというようなことでは、福祉的なサイド、公共住宅の立場からいうと、なかなか難しいところがあるんだというふうに考えているということであります。

先ほど、私、この読み上げの中で、最初の特公賃のところで70歳と言ったということですけれども、これは60歳でありますので、訂正願いたいというふうに思います。

そんなことで、どれだけの方々がこの50歳代の単身でニーズがあるのか、本当に住まうところがないのか、そういったことについては、同じように悩んで、相談に応じたいということが、担当のほうもそういう視点でおりますから、空き家を含めて、せっかくそういう思いを遂げられるように、いろんな形で応援をしたいなと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　先ほど、ちょっと契約書の話がありましたが、確かにそのとおりで、私も大家をやっているときには、ちょっと苦い経験もありまして、日本ではやっぱり居住権がかなり強いので、判例では大家さんが負けているのがかなり見られます。

その中でも、それはもう自分でも分かっているつもりなんですけれども、そこを何と

かというのがお願いなんです。例えば１年契約のお試し住宅的な、そういうような、これは凡人が考えているから、ただあれですけれども、１年契約のお試し住宅として毎年更新するような形の契約であるとか、そこら辺も、やっぱり専門的な法律家のアドバイスの下で準備しなきゃいけないとは思っていますけれども、そういうのも含めて柔軟的な配慮を今後お願いしたいなというふうに思います。これはこれで終わります。

２つ目ですが、職員住宅について、これご回答をいただいたところ、建設から40年以上が経過して、老朽化のため居住ニーズが減少していることから、入居希望者の動向を見極めながら適当な戸数を検討とありますが、現在の入居希望者の動向というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　今人数的なことだとかは把握しておりませんけれども、若い世代においても、やっぱり新しい住宅を希望するというようなことですから、一般の賃貸住宅に入居するというケースが増えてくると。それはお金は応分の負担が伴うけれども、やっぱりいい住環境ということであります。

町としても、古いところについては、トイレのことだとか、お風呂だとか、リフォームが必要だと言われておりますけれども、最小限させていただいて、やがてそういうふうに賃貸でいくとすれば、職員住宅のほうについては検討するという意味合いは、解体をして新しい住まいの中で住居を選んでもらいたいという思いがあって、後々は今の住宅をリフォームなりをする、あるいは職員住宅として建て替えるというようなことを考えておりませんから、解体の方向性を持っているということでございます。

これも同じように、じゃそこを貸すとすれば、大家の仕事として、それなりのまたリフォームをしなきゃならんというようなことも出てきますし、また、解体したいといったときに、今住んでいるのでそれはできませんと、こうなりかねないということですから、非常に気持ちは分かりますけれども、なかなかそうはいかないという現実と大きな時代の趨勢を見ると、解体の方向にいくのかなと、そういうふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　解体という方向であれば、それはそれでちょっとやむを得ないかなと。私は、最後のくだりのところで、職員住宅の利用目的は老朽化した現状では貸付けに適さないと認識しているという、そういう言葉があったので、それだったらリフォームすればいいのかなというふうに思ったんですけれども、解体の方向ということであれば、それはそれで納得します。

ただ、今、若い社員に限らず、一生社宅、賃貸という考え方もかなり多くなってきて

いると思うんですが、ここの点については、もちろん都会ではそういう人が結構増えてきているんですけれども、ここではやっぱりあれですか、自分の家を持つということがやっぱりステータスなんですかね。そこら辺をちょっと。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　ステータスというよりも、そのほうが合理的だという考えだと思うんですよね。結構賃貸住宅でも５万だとか、６万だとかかかると。ここに永住するということになれば、多分ローンで５万か６万払えば戸建てを持てると。土地代は安いですし、それから、町の、少ないけれども補助があったり、子育て補助があったりなんかするとなれば、ここに建てて、ついの住まいとするというような人が多いということです。これは経済的な側面からも合理的に考えて、そういう選択をされるという方が多いというふうに思います。

それ以外であれば、ひょっとすると、いろんな事情があってよその町から通うというケースは中にはありますけれども、親の介護だとか、そういう事情があって、そういう方もいますけれども、大方はここに住んでいただくということになると、取りあえず仮の住まいとして賃貸住宅を使いながら、結婚し、そして子供ができたときには住宅を建てるというのが合理的な考え方というふうに感じております。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　ここの方々のニーズではそうなのかもしれませんけれども、いいです、これはこれで。もうちょっと言いたいところはあるんですが。

次のぬかびら地域の公営住宅について、この回答の中で、昭和34年築が１棟、昭和50年築が３棟、計10戸のうち４戸が入居中とありますが、ざっと計算しても40年から60年経過して、現在入居できないと。これは新しい入居者のことだと思いますが、入居できないと。でも、住んでいる方が４名いますと。これも先ほどの職員住宅と同様、これも一定時期のリフォームをしてあげれば私はいいと思うんですけれども、いろんな総合計画の中でも、今現在、建替えの検討中ということですけれども、やっぱり住み替えとなると、街なかでも問題になる、やっぱり賃料の上昇とか、そういうことが問題になってくると思うんですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　ぬかびら地域の公営住宅については、かねてから課題の一つであります。今、小学校の教員住宅が一般の方々も利用しているということであります。これは、公営住宅という、そういう制度という取扱いではない、一般の財産として取り扱っているということがあって、公営住宅であれば公営住宅法に基づいた、条例に基づいての賃料

ということになりますけれども、一般教員の住宅跡ということで、教員の住宅の賃料に今までのに準じたような形でやっているはずだと。間違いなければそうだというふうに思っております。それは街なかの、ぬかびら市街地のほうの公営住宅から見れば、新しくて、先生方がついこの間まで入っていたという、このようなこともあって、施設も古いといいながらも、まだ十分活用できるということで、いろいろと使わせていただきたいというお話があります。

街なかのほうの公営住宅については、かなりもうぬかびらの市街地の真ん中にあって、これはもう観光客の景観上も決してよろしくないと。そこは入っていないのかな。入っていないですね。入っていないようなところもございます。

いろいろとこれまでの計画の中では、賃料という課題があって、新築になりますと結構それなりの条例に基づいた賃料が必要になってくるということですが、なかなかその賃料についてハードルが高いというような、過去にお話もあって、勢いそこを解体する、あるいは移設して新しい住宅というのでも、そういうハードルがあったのも事実でございます。

今、今日的には、そういいながらも公営住宅の制度に基づいて建設を要望したいというお話が出てきておりますから、それについては、今の公営住宅の見直しに合わせて検討させていただいて、向こうで、今でいうと単身だとか、小さな世帯の方々が多いように感じておりますから、そういった地域のニーズに合わせたような間取りなんかも配慮しながら建設を考えているということであります。ただ、場所なんかについては、いろいろとまだまだ課題が残っているというふうなことであります。

先ほど江波戸議員の質問の中でありましたけれども、職住分離だとか、そういった、当初考え方もありましたし、観光地の中における住宅の在り方というのはどこが望ましいのかというのは、この辺については議論をさせていただく余地があるのかなと、そう思っているところでございます。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　この後、質問させていただく小学校の跡地の利用のところでも触れたところなんですけれども、ぬかびらという地域は、やっぱり移住者にとっても、多分町の方にとっても特別なすばらしい自然環境の場所だと思うので、住みたい方がいるというのは納得がいく、移住者の中でいるのは納得がいくところですけれども、そういうところで、今あるのが住めない、今検討中で新しいものができるかもしれないというような状況で、ぬかびらに住みたい人が何らかの状況で待ちの状態になった、ウエイティングですね、待ちの状態になったときも、街なかの住宅をやっぱり条件つきで借り

られるような臨機応変な、そういった配慮も、また先ほどと同じように必要じゃないかなというふうに思っています。

今後、どういうふうになるか分かりませんが、ぬかびらに住めるような住宅というのは、計画を進めていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

最後に、２つ目の大きな、小学校跡地の利用についてですが、日頃から町、そして関係者の方々におきましては、移住の取組、本当に関心させられます。私も皆様の取組で移住させていただいた一人ですので、もっとこの事業を応援したくてこの質問をさせていただきました。

小学校の利活用については、昨日も伊東議員からあったような歴史の資料館などの利用方法もあるかと思いますが、私はやっぱりもうちょっと産業的な、企業誘致的な、そういったところを目指すほうに利活用を求めていきたいなというふうに思っております。それで、もちろんそれをするためには、大前提として住民や関係者の方の了解を経てのことですけれども、町長から先ほどの具体的な構想があるならということなので、ちょっと時間をいただいて語らせていただきたいというふうに思います。

私がキーポイントとして掲げるのは、この上士幌というところの産業とのコラボ、世界中の、国内でもいいですが、世界中の想像を絶するアイデア、知識、あと来る人の本人のやる気、そしてこの町の援助、この４つがリンクしてつながるためには、幾つかのテーマが必要だと私は思います。

例えば林業とリンクする木工家具や遊具のプロジェクト、酪農とリンクするチーズプロジェクトとか、狩猟とリンクする鹿肉のプロジェクトとか、農業とリンクする大豆プロジェクトとか、観光業とリンクするガイドのプロジェクトとか、その他、新たな付加価値を創出するアイデアとしては、陶芸のプロジェクトであるとか、地ビールのプロジェクトであるとか、デザイン関係、体育館をショー劇場や美術館や映画館にして使う画家とか芸人とか音楽家の芸術プロジェクト、挙げればたくさんあると思いますが、そういったテーマを掲げて個人やグループを全国、世界的に公募して、ここが大事なんですが、厳しい審査をした後に地域おこし協力隊として迎え入れ、活動して３年後をめどに起業あるいは独り立ちするという流れをプログラム化してはどうかというふうに考えています。

そして、受け入れるほうの町の対応としては、私がかつてそう感じたように、移住者としての最高の環境である小学校の跡地であるとか、あるいは今は使われていない古民家であるとか、そういったところを提供すると。町は管理者を置いて、この管理者は役場の人でもいいですし、それ専任の協力隊でもいいんですが、この管理者を置く意味は、

そろばん勘定と住民の調整、小学校という体裁や環境を守るために置くわけですけれども、その町がまず最低のリフォームを行います。それで、既に農村部にも通信環境は整っているということなので、教室は第２のシェアオフィスとして、教員住宅にはその協力隊を住まわせて、残りは民泊として経営して町民でも誰でも使えるようにします。その収入や活動費で、シェアオフィスや民泊のリフォーム経費を返済します。３年間でノウハウを習得して、例えば体育館を使った工場の建設など、もし資金がなければ融資なども含め計画し起業する。これなら、ほとんどの町の持ち出しはなく、自腹で起業するので、覚悟がある者が取り組むのではないかと思います。

このようなプロジェクトが複数起きるか、あるいは複数の違う夢や技術を持った人たちが住むことで生まれるのが、私の言う共和国です。細かいところは不備だらけかもしれませんが、この共和国構想をぜひ実現したいと思っています。そのためにもテーマ、できれば本町の産業とコラボしたテーマを掲げ、プログラム化して人材募集をお願いしたいと思います。これが正に未来の企業誘致であり、未来の企業滞在型交流施設だと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　非常にすてきな提案だと、そんなふうに思っております。

ただ、そういった提案が具体的にどういう手順で進めていくかと。一つには、やっぱり人的ネットワークというか、そういうことに非常に熱意を持って取り組んでやるという、そういう方が、やっぱり人の問題が一番大きいんだろうと思いますね。そういったところと、今あと地域の産業とを結びつけるなんていうのも、非常にこれは、かねてから必要な課題でもあるわけでありますけれども、現実、なかなかそこまでの知恵や、それから実践的な見通しが立っていないということでありますから、今の温められているそういった構想がよりリアルな関係で、戦略あるいは具体的なプログラム化ができれば、十分相談に乗りながら、行政は行政としてやれることについては応援をしたいと、そういうふうに思います。

いずれにしても、地域の産業と結びつけるというのは、それはいわゆる学校の跡地利用でも大事なポイントとして押さえられているところでもございます。産業、それから、それに基づいての企業を誘致する、あるいは企業が生まれるなんていうのは、最も望まれるところでありますけれども、現実なかなかそういっていないということでの、こちらのほうとしても悩みどころであったわけです。

その課題の一つが、光回線がないというのが、これはある意味では、いろんなところの照会をして接している中でも、致命的なマイナス要素というか、ハードルとしてあっ

て、その段階で話がストップしてしまうということがありました。その世界とつながる光回線があるということと、特に景観のすばらしい小学校跡地がありますから、そういったところは、多くの人に見てもらうなり関心を持ってもらって、そういった町としての初期段階のいろんな情報発信だとか、そういったことについては、必要なことだろうと。それは今までも拙い中でありましたけれども、やってきたところでもございますが、より具体的にやるとすれば、そういった有志が、中村さんをはじめ何人かが集まるということが大事になってくるのかなというふうに思います。もしそれが具体化したとすれば、非常に面白いプロジェクトが立ち上がって、上士幌の魅力の、あるいは学校跡地利用についていいお話ではないだろうかなと、そう思います。

ただ、いろんな取組をする中で、やっぱり地域の人とのお話もありましたように、そこについては十分話をしていかんきゃならんということであります。企業誘致にしても、それが全て未来にわたって成功するとは限らないわけですね。時世によっては、途中で事業を廃止するだとか、そんなようなこともありますから、そういったことも含めて理解をし、そしてまた、協力体制ができれば、いいものができていくんではないだろうかなと。今みたいなテーマということであれば、より地域の人方の密接な連携なんていうのも可能性あるかなと、そんなような感じを受けながらお聞きしておりました。ありがとうございます。

○議長（杉山幸昭議長）　７番、中村哲郎議員。

○７番（中村哲郎議員）　今、町長が言われたように、いろんな問題はあると思うんですけれども、まずはどんな人たちが集まるか、どんなアイデアがあるかというのをいろいろテーマを掲げ、今の私が言ったテーマというのは、凡人が考えているテーマですが、このテーマ自体も物すごい面白いテーマになって返ってくるかもしれない。そういうところからまず始めて発信していったらどうかなというふうに思う次第です。

私が構想しているのは、凡人でありますけれども、例えばウッズ共和国みたいなものをつくって、そこで木材を加工した人たちが家具を造ったり、そういう展示品を催したり、あと学校の校庭に遊具を置いて、そこで子供が遊ぶような、そんなような共和国ができればいいなと、仮にですけれども、そんなようなことを思い浮かべています。

少し私の言ったのとはちょっと違いますが、岩手県の遠野市のプロジェクトとか、あと宮城県の南三陸町のプロジェクトとか、そういったビジネステーマをベースとした起業家誘致事業化を行っているところがあるので、そういうところも参考になるのかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　そういった意味で、今、類似した形で、豊岡の小学校の跡地を情報館、コンシェルジュが中心にしてやっておられると。社会性も持ちながら、かつ地域の商品開発だとか、そんなようなことを粘り強く地道にやっておられて、だんだん認知度も高まってきているということでありますから、そういうある程度、長いスパン等の戦略もしっかり持っていかないと、なかなか。何をしてもそう、遠野市の話もそうでありますし、南三陸町の話もそうですけれども、相当キーマンが頑張っているんだろうなと、そのようなところも、いろんな情報を受けながら、廃校、閉校した学校がもう一回生き返るというような姿になると非常に望ましいなと、そんなふうに思います。また、何かありましたら、今後ともいろいろと情報なり、ご助言いただければなと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　以上で、７番、中村哲郎議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前１１時５６分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時５７分）

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は６月４日金曜日、午前10時でありますのでご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

（午前１１時５７分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員

６　　月　　４　　日

令和３年　第３回　上士幌町議会　定例会　会議録

招集年月日	令和３年５月１１日			
招集の場所	上士幌町議会議場			
開会・閉会日時及び宣告	開議	令和3年　6月　4日　午前１０時００分	議長	杉山幸昭
	閉会	令和3年　6月　4日　午前１１時２９分	議長	杉山幸昭

応（不応）招議員並びに出席及び欠席議員

出席　１１名
欠席　　０名
欠員　　－名

○　出席
△　欠席
×　不応招
△公　公務欠席
遅　遅刻
早　早退

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
1	渡部信一	○	7	中村哲郎	○			
2	山本和子	○	8	江波戸　明	○			
3	伊東久子	○	9	斉藤明宏	○			
4	野村恵子	○	１０	馬場敏美	○			
5	早坂清光	○	１１	杉山幸昭	○			
6	小椋茂明	○						

会議録署名議員	6番　小椋茂明　議員		7番　中村哲郎　議員	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	杉本　章	議会事務局主査	遠藤裕司
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長	竹中　貢	建設課長	渡部　洋
	副町長	杉原祐二	教育委員会教育長	小堀雄二
	会計管理者	青木弘彦	教育委員会教育推進課長	木下由季子
	総務課長	船戸竜一	教育委員会幼児教育課長	有賀孝行
	企画財政課長	佐藤泰将	農業委員会事務局長	渡辺純一郎
	企画財政課ＩＣＴ推進室長	梶　達	消防課長	西垣隆泰
	町民課長	（会計管理者兼務）	消防課参事	杉山知宏
	保健福祉課長	新井英次郎	代表監査委員	根本広実
	農林課長	林　峰之		
	商工観光課長	名波　透		

令 和 3 年 第 3 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会

議　事　日　程（第4号）

令和3年6月4日（金曜日）

日程第　1　意見書案第１９号　２０２２年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第　2　意見書案第２０号　義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
日程第　3　意見書案第２１号　２０２１年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第　4　報　告　第　2号　専決処分の報告について
日程第　5　報　告　第　3号　専決処分の報告について
日程第　6　議　案　第３８号　上士幌町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　7　議　案　第３９号　財産の交換について
日程第　8　議　案　第４０号　令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第２号）
日程第　9　議　案　第４１号　令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１０　議　案　第４２号　令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第１１　議　案　第４３号　令和３年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第１２　議　案　第４４号　令和３年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１３　議　案　第４５号　令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　監報告　第　3号　例月出納検査報告について
日程第１５　閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前１０時００分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長）　議会運営委員会より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、２番、山本和子議員。

○議会運営委員長（山本和子議員）　議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、５月28日午前９時より、委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営員会において協議されたことについてご報告を申し上げます。

１点目は、日程第４、報告第２号及び日程第５、報告第３号については、関連がありますので、２件を一括報告及び質疑を行うことといたします。

２点目は、日程第８、議案第40号から日程第13、議案第45号までの令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第２号）並びに５特別会計補正予算は、関連がありますので、６会計を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎意見書案第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第１、意見書案第19号2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である５番、早坂清光議員から提案理由の説明を求めます。

５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　ただいま上程されました意見書案第19号2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

この意見書案は、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

例年、国におきましては、６月の骨太方針等で政府全体の基本的な方針が示され、年末の財務省、総務省との協議で地方財政対策と翌年度の地方財政計画が作成される流れとなっています。こうした中、国においては、総務大臣の諮問機関である地方財政審議会が先月21日、今日のコロナ禍をはじめとする地方の状況を踏まえ、地方財源の安定的な確保が必要とする意見書を総務大臣に提出しています。一方、同日の財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会では、財政健全化の指標となる国と地方の基礎的財政収支、プライマリーバランスの黒字化に向けて歳出改革を進めることなどを要請しています。こうしたことを受けた中で、政府は25日に経済財政諮問会議を開催し、骨太方針の骨子案として、賃上げ、地方創生や出産・子育て支援などの指針が示され、今後の会議や閣議で決められていく状況になっています。

この時期に地方財政の充実、強化を求める活動を進めていくことが重要となっております。この間、本町議会では、毎年、地方財政の充実、強化を求め、意見書案が提出され、可決をしてきているところでございます。国においては、コロナ禍で巨額の財政出動が行われております。地方の財源が十分に確保されるよう、以下、意見書案の内容を読み上げて提案といたします。

2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスにより、今、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療・介護など、社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に、公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新た

な行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

１、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

２、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築と迅速な実施、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対策事業、また地域経済の活性化と補償を含めた、確実な財源措置を図ること。

３、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、これらの人材を確保するための自治体の取組を支える財政措置を講じること。

４、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域デジタル化に対応する人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

５、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている１兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

６、会計年度任用職員制度については、法の主旨に基づいて当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を確実に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

７、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

８、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方６団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。

９、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するというものでございます。

皆様のご賛同をいただき、国の関係機関に送付したいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって意見書案第19号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより意見書案第19号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第２、意見書案第20号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である９番、斉藤明宏議員から提案理由の説明を求めます。

９番、斉藤明宏議員。

○９番（斉藤明宏議員）　ただいま上程されました意見書案第20号について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

この意見書案については、さきに開催されました議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

本町では、令和４年度から小学校全学年の30人以下学級が導入される見込みとなっているなど、独自の子育て、教育支援の政策を進めております。また、教育費の家庭負担の軽減策についても対策を講じて支援しております。本来は国が負担するべきものであ

り、経済格差が教育格差につながらないよう、教育予算を充実すべきものと考えます。

以下、意見書案を読み上げて、提案説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に２分の１から３分の１に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を２分の１へと復元することが重要です。

また、子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については「検討」にとどまっています。また、実現のための教員については、これまで加配として各自治体に措置されていた人数を基礎定数化するもので、実質的な教職員増となってはいません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていくことは必要です。

2021年３月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.71％（７人に１人）、北海道においては全国で８番目に高い19.10％（５人に１人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供が増加しており、その解消に向けて就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率２分の１への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、地方自治法第99条に基づき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

記。

１、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務

教育国庫負担金の負担率を２分の１に復元されるよう要請します。

２、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校１年生から中学校３年生の学級編成標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、地域の特性に合った教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請します。

３、給食費・修学旅行費・教材費など保護者負担の解消や図書費などについて、国において十分な確保・拡充を行うよう要請します。

４、就学援助制度・奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図るよう要請します。

以上をもって、意見書案第20号の提案理由の説明とさせていただきます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者各位に送付いただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって意見書案第20号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより意見書案第20号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第20号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第３、意見書案第21号2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である10番、馬場敏美議員から提案理由の説

明を求めます。

10番、馬場敏美議員。

○１０番（馬場敏美議員）　ただいま上程されました意見書案第21号について、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

この意見書案については、さきに開催されました議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご賛同をいただき、私が提案者となった次第であります。

我が国では、多くの労働者が最低賃金周辺の賃金で稼働しており、最低賃金の低さは貧困や経済的格差を招く直接的要因となっています。貧困や経済的格差の解消のためには、最低賃金の迅速、かつ大幅な引上げが必要不可欠です。

以下、意見書案を読み上げて提案説明とさせていただきます。

2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティーネット」の一つとして最も重要なものです。道内では、働く者の暮らしは依然として厳しく、特に年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも48.9万人と、給与所得者の29.6％に達しています。また、道内の全労働者216万人（うちパート労働者64.7万人）のうち、23.5万人を超える方が最低賃金に張りついている実態にあります。

労働基準法第２条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にはほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2020年において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことを堅持されました。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を７年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和３年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記。

１、「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

２、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,036円）を下回らない水準に改善すること。

３、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上をもって、意見書案第21号の提案理由の説明とさせていただきます。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただきたく、関係者各位に送付いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって意見書案第21号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより意見書案第21号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

◎報告第２号及び報告第３号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長）　日程第４、報告第２号専決処分の報告について、日程第５、報告第３号専決処分の報告についての２件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

林農林課長。

○林　峰之農林課長　ただいま上程されました報告第２号及び第３号専決処分の報告について、２件を一括して、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

初めに、報告第２号についてご説明申し上げます。

令和３年２月16日の低気圧による強風で発生しました町有林の風倒木に係る損害賠償について、令和３年５月６日付で示談書を取り交わしました。その損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第１項の規定により、令和３年５月６日付で専

決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき議会に報告するものであります。

専決処分の内容につきましては、専決処分書をご覧ください。併せて、別紙、報告第２号、第３号関係事故発生状況略図をご参照ください。

１の賠償の相手方は記載のとおりであります。

２の事故の概要ですが、令和３年２月16日の低気圧による強風で、保安林に指定されております町有林が倒れ、東側に駐車してあった車両に接触し、車体を損傷させたものであります。

３の和解の内容でありますが、（１）損害額、相手方の損害額は39万825円とする。内訳は、車両修理代39万825円であります。

（２）過失割合、町の過失割合は100％とする。

（３）損害賠償額、町の損害賠償額は、相手方の損害額の100％である39万825円とする。

（４）決済の方法、町は相手方に39万825円を支払う。

（５）その他、今後、本件に関しては、異議を申し立てないこととするとなっております。

続きまして、報告第３号についてご説明申し上げます。

令和３年２月16日の低気圧による強風で発生しました町有林の風倒木に係る損害賠償について、令和３年５月11日付で示談書を取り交わしました。その損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第１項の規定により、令和３年５月11日付で専決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき議会に報告するものであります。

専決処分の内容につきましては、専決処分書をご覧ください。併せて、別紙、報告第２号、第３号関係事故発生状況略図をご覧ください。

１の賠償の相手方は記載のとおりでございます。

２の事故の概要ですが、令和３年２月16日の低気圧による強風で町有林が倒れ、東側に設置してあったネットフェンスに接触し、ネットフェンスの一部を損傷させたものであります。

３の和解の内容ですが、（１）損害額、相手方の損害額は51万7,000円とする。内訳はネットフェンス修理代51万7,000円であります。

（２）過失割合、町の過失割合は100％とする。

（３）損害賠償額、町の損害賠償額は、相手方の損害額の100％である51万7,000円とする。

（４）決済の方法、町は相手方に51万7,000円を支払う。

（5）その他、今後、本件に関しては異議を申し立てないこととするとなっております。

以上、報告第２号及び第３号専決処分書の報告についてのご説明とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより２件に対する質疑を行います。質疑ありますか。

６番、小椋茂明議員。

○６番（小椋茂明議員）　この専決処分書に出ている２月16日の強風はかなり想定以上の強いものだということで認識しているんですけれども、今後、このような事故を防ぐ意味でも、町有林における倒木の危険がある木の確認ということが可能でしょうか。

○議長（杉山幸昭議長）　林農林課長。

○林　峰之農林課長　こちらにつきましては、農林課内で一度検討させていただいてございます。

町内に分散しています町有林、こちらにつきましては、今、約3,000ヘクタールほどございますが、まず、全てを確認するということも難しいという観点から、危険箇所、こちらを事前に確認させていただいております。

この危険箇所につきましては、図面にあらかじめ今落としておりまして、強風等ある場合には、その地点を重点的に見守り、普段から見守りもしていくということで、今、対策を検討しているという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今の質問と似たような感じですけれども、特に町有林に隣接して建物、今回も建物とか車両というそういうものですけれども、これについてかなりあるなという認識もしながら、これについての定期点検、今まで定期点検があったのかどうか、これだけはちょっと確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長）　林農林課長。

○林　峰之農林課長　定期という意味は、いつ、何どきというような定期点検はしておりませんが、日頃の見回り、それから、強風が吹いたり、大雨が降ったりというときには、町有林の見回りをして、管理をしているという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって２件に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第２号及び報告第３号については報告済みといたします。

◎議案第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第６、議案第38号上士幌町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

林農林課長。

○林　峰之農林課長　ただいま上程されました議案第38号上士幌町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

町例規集は、第６編財務、第２章契約財産をご参照願います。

まずは、提案の理由であります。

平成31年３月、森林の有する公益的機能の維持、増進の重要性に鑑み、森林整備や関連施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立いたしました。本町におきましては、この財源を積み立てるため、令和元年６月に、上士幌町森林環境譲与税基金条例を制定し、現在、本町における森林整備の財源に充てているところであります。

このたびの条例の一部改正は、基金積立ての財源に森林環境譲与税のほかに新たな財源を加えることで、本町における森林整備の強化、森林整備を核とした資源循環の取組など、積極的に推進していこうとするものであります。

お手元、議案第38号関係新旧対照表をご参照願います。下線部分が改正部分であります。

まず、題名について、上士幌町未来につなぐ緑の森基金条例に改めます。

第１条の設置については、基金の名称を未来につなぐ緑の森基金に変更いたします。

第２条の積立てについては、前文を改正し、基金として積み立てる額は歳入歳出予算で定めるものとし、積立ての財源を第１号の森林環境譲与税、第２号の十勝大雪森林組合出資金配当金、第３号の上士幌町有林Ｊ－ＶＥＲ売払収入金、第４号の前条に規定する目的のための寄附金とするものであります。

以上、上士幌町森林環境譲与税基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容をご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第38号について質疑を行います。質疑ありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　今、このことについて説明を受けましたけれども、今回、基金条例の名称は非常にいい、未来につなぐ緑の森と、すごくいい名称を選んでくれたなと思いますので、本当に、本町の森づくりの一つの指標になるかというふうに思っています。

中身的に、（３）の上士幌町町有林のＪ－ＶＥＲ売払収入の部分ですけれども、これは、今、カーボンオフセット含めて、CO_2対策の一つの流れだと思いますけれども、本町がこれから目指すＳＤＧｓの在り方がかなりここに近くなるんではないかというふうに思っています。

そんな意味で、オフセット・クレジットについて、今までの状況と、今後、きっとこれがもう少し伸びてくるかというふうに思いますから、この収入の見込み等について、もし認識していたら、ご報告をくれればありがたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　林農林課長。

○林　峰之農林課長　オフセット・クレジット、こちらにつきましては、上士幌町の取組といたしましては、平成24年２月、上士幌町有林間伐促進プロジェクトという形でクレジットを発行してございます。その時点で1,430トンというCO_2のクレジットを発行し、その後、平成26年に積み増しということで、プラスの779トンを積み増しているという状況でございます。

トータルして、クレジットとしましては2,209トンということでございまして、そのうち売却できたものにつきましては、これまで401トンということでございます。現状、1,800トンほど、クレジットが残っているという状況でございます。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　状況について、理解させてもらいました。

今、特に外材の高騰についても、こういう状況を含めて、かなり売却があって、高騰しているという部分もありますし、国産材も、この影響を受けてかなり品不足というふうにも情報があるかと思います。

そんな意味で、改めて、本町、三千何がしの町林がありますから、また民有林も含めて、それから大きな国有林もありますんで、やっぱり森林の町という部分も認識しながら対応していただければと思いますので、この点について、考え方を確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　林農林課長。

○林　峰之農林課長　上士幌町、非常に森林資源豊かという部分でございまして、今回、この基金条例、名称を新たに変えさせていただいて、さらなる取組を進めたいという部

分でございますが、森林振興、それから森林整備、こちらはもちろん進めていかないと駄目な施策であると考えているところでございますが、もう一つ、やはり町民と触れ合うような森林という部分も含めて、今後、林業振興、それから森林の有する多面的機能、こちらの発揮も含めて、施策を検討していきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第38号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第38号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第７、議案第39号財産の交換についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

渡部建設課長。

○渡部　洋建設課長　ただいま上程されました議案第39号財産の交換について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町道の除雪につきましては企業体に業務を委託し、町が所有する除雪車の貸与と企業体が所有する車両の借り上げにより実施しております。町が所有する車両につきましては、お手元の議案第39号関係建設機械保有台数一覧をご覧ください。

現在、町では11台の除雪車を所有しておりますが、このうち７台は国の補助を受けて購入してきました。今回の財産の交換でありますが、平成13年度に積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づき、国の補助を受けて購入した除雪トラックと同機種新車との交換について議決を得ようとするものです。

交換に供する車両は、平成13年式三菱製除雪トラック、アングリングプラウ、アングリング路面整正装置、油圧式ツーウェイサイドウィング及び簡易脱着装置付で、購入後20年が経過し、走行距離は約８万キロ、運転時間は約4,400時間であります。

交換により取得する車両は、除雪トラック10トン級６輪駆動、左右どちらにも除雪可能であるアングリングプラウのほか、交換前の車両と同様の機能を装備する車両であります。

見積り合わせは、５月18日に十勝管内の除雪トラック取扱業者３者を選定し、執行しました。

交換の相手方は、帯広市西21条北１丁目３番12号、ＵＤトラックス道東株式会社代表取締役金尾泰明氏であります。

交換の差額金は6,435万円であります。

なお、車両の財源は国からの交付金が1,693万6,000円、残りの4,741万4,000円は過疎債と一般財源になります。

以上、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議案第39号財産の交換について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。

ご審議をいただき、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　これをもって議案第39号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第39号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４０号から議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長）　日程第８、議案第40号令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第２号）、日程第９、議案第41号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、日程第10、議案第42号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第11、議案第43号令和３年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）、日程第12、議案第44号令和３年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第

１号）、日程第13、議案第45号令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）、以上６件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

杉原副町長。

○杉原祐二副町長　ただいま上程されました議案第40号から第45号の令和３年度一般会計並びに５特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

補正総額は496万9,000円の減額補正となります。補正後の予算規模は一般会計並びに５特別会計の総額で103億2,996万8,000円となります。

それでは、各会計の補正予算の内容を申し上げます。

議案第40号、一般会計補正予算（第２号）であります。

１ページをご覧ください。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ422万円を減額し、総額を83億5,963万1,000円とするものであります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページから３ページの第１表のとおりでございます。

第２条では、４ページの第２表にありますとおり、高齢者向け情報配信用端末に係る通信運搬費につきまして、複数年契約により通信量を安価とするため、期間を今年度から令和５年度までとし、限度額を1,510万4,000円として債務負担行為の追加補正をするものであります。

第３条では、地方債補正といたしまして、４ページ、第３表にありますとおり、過疎対策事業の限度額を４億4,180万円から４億4,680万円に変更補正するものであります。

次に、歳出のうち、追加補正の主なものといたしまして、10ページでございます。ＳＤＧｓ普及・推進事業377万円、介護保険会計操出金32万6,000円。11ページ、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業442万7,000円。12ページ、強い農業・担い手づくり支援事業370万5,000円、同じく畑作構造転換事業2,593万円。13ページの森林環境譲与税基金積立金121万1,000円。14ページ、熱気球振興推進員経費43万1,000円。16ページ、中学校教育充実事業112万7,000円、同じく芸術文化推進事業44万1,000円を追加補正いたします。

なお、減額補正の主なものといたしまして、当初予算編成後に早期退職者があったことなどから、人件費4,266万9,000円を減額補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、27ページをご覧ください。

議案第41号令和３年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）でございま

す。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ15万7,000円を減額し、予算の総額を７億807万5,000円とするものです。

第２項の歳入歳出の金額は、28ページ、第１表のとおりでございます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う調整といたしまして人件費15万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、36ページをご覧ください。

議案第42号令和３年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ78万2,000円を減額し、予算の総額を１億613万1,000円とするものでございます。

第２項の歳入歳出予算の金額は、37ページ、第１表のとおりです。

補正内容につきましては、人件費78万2,000円を減額補正するものでございます。

次に、44ページをご覧ください。

議案第43号令和３年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万8,000円を追加し、予算の総額を６億3,606万6,000円とするものでございます。

第２項の歳入歳出予算の金額は、45ページ、第１表のとおりでございます。

補正の内容につきましては、人件費33万8,000円を追加補正するものでございます。

次に、54ページをご覧ください。

議案第44号令和３年度上士幌町水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ15万5,000円を減額し、予算の総額を２億4,231万7,000円とするものでございます。

第２項の歳入歳出予算の金額は、55ページ、第１表のとおりでございます。

補正内容につきましては、人件費15万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、62ページをご覧ください。

議案第45号令和３年度上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）でございます。

第１条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,000円を追加し、予算の総額を２億7,774万8,000円とするものでございます。

第２項の歳入歳出予算の金額は、63ページ、第１表のとおりでございます。

第２条では、地方債補正といたしまして、64ページ、第２表にありますとおり、下水

道事業の限度額を1,180万円から1,450万円に、過疎対策事業の限度額を1,170万円から1,440万円に変更補正をいたします。

補正の内容につきましては、人件費7,000円を追加補正するものでございます。

事項別明細書以下につきましては、５特別会計につきまして説明を省略させていただいております。

以上、一般会計並びに５特別会計の補正内容についてご提案申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長）　提案説明が終わりましたので、これより議案第40号から議案第45号を一括して質疑を行います。

最初に、令和３年度上士幌町一般会計補正予算（第２号）を一括して質疑を行います。質疑をされる方、ページ数を言って質問をいただきたいと思います。

早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　一般会計歳出の９ページですけれども、事務補助職員の人件費の関係ですけれども、昨年から会計年度任用職員制度というか、それが導入されて、処遇の改善をしていただいているということについては理解をしております。

２点、お伺いします。

１点は、事務補助職員が、年度当初予定していた人数といいますか、人員が確保されているのかということを１点伺います。

もう１点は、18の負担金、補助交付金で500万ほど減額していますけれども、この要因はどういうことだったかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長　まず、事務補助職員の人数なんですけれども、こちらについては、正職員、それから準職員等の採用等を鑑みまして採用してきているところでございます。

基本的には、昨年と同様の人数を確保できているということで来ておりますけれども、事務事業におきましては、一部、今後も採用等、職員の産休ですとか、そういうのもありますので、その辺を鑑みながら、採用等をまたいろいろ考えていかなければいけない部分はあるかなと考えております。

それから、すみません、退職手当なんですけれども、少々確認させていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　早坂議員、後ほどの確認でいいですか。

では、確認している間、別の質問を続けてください。

５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　ちょっと今、総務課長が昨年と同人数ということでしたけれども、数字でちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ちょっと今、総務課長、いいですか。

では、もう一度、質問をお願いします。わかりましたか。

では、船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長　現在、事務職員については、当初、44名ということで採用させていただいております。

○議長（杉山幸昭議長）　よろしいですか。早坂議員、いいですか。

では、ほかの方。

５番、早坂清光議員。

○５番（早坂清光議員）　一般会計、最後まで行っていいんですか。

○議長（杉山幸昭議長）　一括していますので。

○５番（早坂清光議員）　そうしたら、16ページなんですけれども、16ページの芸術文化推進事業の大会参加ということで予算がありますけれども、どういうことなのか、概要で結構ですので、教えてください。

○議長（杉山幸昭議長）　小堀教育長。

○小堀雄二教育委員会教育長　担当課長が不在なので、代わって答えさせていただきます。

今回の申請は、昨年12月に、上士幌高校新聞局が全国の高校新聞紙面審査賞、これに入賞いたしまして、今年８月４から６日まで、和歌山県和歌山市の開智高等学校というところで全国大会を行うということになっております。

それで、町の文化表彰規程に適合しますことから、新聞局員２名、それから引率教員１名、この３名の旅費を計上させていただいたと。なお、当初予算として10万あるんですけれども、これについては今後に備えるということで、そのまま置かせていただきたいなと考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、質疑はありますか。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　10ページのＳＤＧｓの普及・推進事業についてお伺いしたいと思います。

この部分については、プロジェクト、それと人材育成の対応という部分があるんですけれども、コロナ禍において、この辺について、どのような時期に、どう考えているか

というのをちょっと確認できなかったものですから、このスケジュールとコロナ禍の対応について、ちょっと確認だけさせてください。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長　ＳＤＧｓ、今回、補正させていただいておりますが、先般、議会でも報告させていただいておりますけれども、国の未来都市宣言に選定、さらにはモデル事業を選定されたということで、交付金を受けられるということで、これらを活用して事業展開していくことになりますが、今、議員質問ありましたとおり、ＳＤＧｓの可能性調査ということで、先進地視察等もこの中には含まれておりますが、現在、こういったコロナの状況もありますので、その辺については、情勢を見ながら、その辺は取り組んでいきたいと。

　そのほか、いろいろ、まずは町民への普及啓発を最初にまず取り組んでいくことになりますが、そういった講師等も招聘して、町民への講座等も考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、コロナの情勢を見極めて事業展開をしていくということで、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　そういう開催状況については分かりましたけれども、これ、もし、中止とかになったら、国との交付金の関係等含めて、その部分についてはどのようになるのか、そこだけちょっと確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長　あくまでも国の補助金につきましては、これから申請を行いますけれども、交付決定を受けましても、最後の実績報告で、使用しなかった分については、その分減額という形での交付金を受けていく形になろうかと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　ＳＤＧｓの関係について質問したいと思って、ちょっと江波戸議員のほうが先に質問して、それも含めて質問いたします。

　既に町としては取り組んでいて、いろいろ表彰を受けたりもしているんですが、私としましては、全体的なＳＤＧｓに関する視点をどこに置くかということを再確認したいと思うんですが、これは勝毎の記事に載った町からもらった資料の中で、もちろんこのとおりなんですが、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標ということで、大きな目標があると。その中で、いろんな各地方だったり、いろんな分野に分かれて、実際、行ってきたと。その中で町が表彰を受けたというふうになっていますが、その前段の全体的な視点を前提に取り組んでいくことを私は確認した

いと思っています。

それから、具体的な事業、今年入りますが、先ほど言いました視察等も含めて、これから講師を呼んでの講義も講習等も行われると思うんですが、各事業にわたって、講師を呼ぶ事業が多いんですが、この講師というのは事業ごとに違うのか、一括、誰かを決めておいて、その方に講師をお願いするのか、まず確認したいのと。最後に、印刷製本費というのは、いろんなカードとか何かそういうことに関する製本費なのか、改めて事業を受けた場合の事業成果を製本するのか、その辺について確認したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　最初のＳＤＧｓの取組の大きな視点であります。

今、お話あったように、一人も取り残さないというのがＳＤＧｓの理念の根本にあるというふうに思っています。

実は、一人も取り残さないというのは、町政の基本的な押さえの根本に置いているというふうにご理解いただきたいと。この視点で様々な施策を講じているということでありますが、ただ、現実の問題や一人一人もって具体的にということになると、そう簡単な話ではありませんけれども、そういう基本的な考え方の基に町政を執行してきたというふうにご理解いただきたいと思います。

特に、これまでも何回となく、いろんな機会にお話しをすることがあっただろうと、そんなふうに思いますが、ちょうど今、10年目の総合計画の改定期に入っているということであります。前回の第５期の町政の総合計画の作成の際も、様々な団体や住民からの意見を聞く中で、当時、ちょうどその思いを強くしたというのは、独り暮らしのお年寄りのお話の中で、もし、何か自分に不慮の事故があって亡くなったときに、取り残されてしまうと。一月も放置されることについては耐えられないことなんだ、こんなお話を聞かされたことが強く印象に残っております。

そういった意味で、現実の問題として、5,000人、町民一人一人を見渡すことはできませんけれども、そういう理念の下で町政を執行し、あるいは計画を立ててきたというふうに考えております。

ですから、例えば、そういった意味での見回りについても、これまでも電話だとか様々な手法を使って、新聞配達だとか、それから郵便局との連携だとか、いろんなことをやっていますけれども、でも、それでもう完全に安心をできるというのはそう簡単ではないということでありますが、しかし、そのことについては諦めることなく追及をしていくということが大切だと。それが根本にあるということであります。

それとＳＤＧｓが掲げている一人も取り残さないというのは、そこでは共通する話で

ありますから、そういう視点で町としては取り組んでいくだろうと思います。

ただ、17ある目標が、この町にとって全て地域性から含めて取り組める度合いというのはたくさんあるだろうと、そんなふうに思っております。貧困の問題だとか、ある程度、世界全体から見れば、非常に豊かな暮らしをしているということも、現実問題、そういったこともございますが、中でも、上士幌町としては、今回の評価については、特に、いわゆる食糧と、それからエネルギーという、世界の共通する課題について高い成果を収めてきているということでありますから、それらについては、今後も自信を持ってさらに推進していくということもありますし、それから、人口減少問題でいうと、今回、国勢調査の速報値が出ましたけれども、なかなか厳しい中、人口がトータルについて５か年で増えたと。これもまた人口問題に対する取組の評価、そういったことがあっただろうと思いますから、そういった意味で得意な分野を進めていくということでありますが、これを町民がこのことについて、自分たちが日頃の生活や職場の中でも、たくさんそれに関したことが取り組まれているはずだと、そんなふうに思っています。

学校教育の中でも、子供たちが、今、コロナでとまっておりますけれども、貧困の国のために着古した衣類だとか、あるいは靴を送っていったという、こういった活動だとか、あるいは植樹だとか、森を守る、そういった意味での環境保全だとか、こんなこともされておりますし、それから、作る責任、使う責任としては、リサイクルのことだとか、様々なことで、実は町民が日常生活の中で取り組んでいるということであります。

このことをまず最初に確認をして、そして、一人一人がどんなことができるんだろうかというようなことを町全体で取り組んでいければ、すばらしい自分たちの町になっていくだろうというふうに思います。

そこに、どう経済と結びつけていくか。経済、環境、社会と、これらを連携させていく中で、町がさらに発展をしていくと。そういった考え方なり、手順で、このＳＤＧｓを活用していくということになるかというふうに思います。

いずれにしても、町民がこのＳＤＧｓにより関心を持ってもらって、生活の中で再確認をし、そして、この町に対する誇りとさらなる発展を共に期していこうという、そういう理念の下でこれから進めていく必要があるかと、そんなふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長）　佐藤企画財政課長。

○佐藤泰将企画財政課長　まず、印刷製本費の、今、話がございましたけれども、これにつきましては、まずはやはり町民に理解をしてもらうためにはどうしていくかというところで、今考えているのは、町の施策をはじめ、日常生活における行動や町内にある施設等をＳＤＧｓの17のゴールに、まずひもづけをしていくと。町民みんなが考える未来

の形ということで、今、それらを整理し、地図等に落としたものをチラシ等で周知を図っていくと。さらには、ゲーム感覚でＳＤＧｓを理解するということで、オリジナルカードの製作等をこれらの予算で活用していくことと考えております。

あと、報償費の考え方でございますが、まず、フォーラムの開催、あと、人材育成で、町民が今度、指導役となれるような、また、そういった講座も開くわけですけれども、それには、そういった有識者の方を呼ぶ必要があるということで、まず一つ考えています。

さらには、今申し上げました人材育成ということで、町民が指導者としてなれるような講習会を開催する制度がございまして、それらの参加する講習会費用をこの報償費で見てございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　２番、山本和子議員。

○２番（山本和子議員）　町長に対する再質問なんですが、最後のほうに、やっぱり、一人一人が何をするかということも考えて、全体的な、植樹も含めて取り組んでいると。せっかくの本当にいい機会ですので、私は世界全体を知るということ、やっぱり大事だと思うんですけれども、世界全体の中でどうなっているかと。世界の、即、貧困がどうのこうの、町があるかないかじゃなくて、世界全体がどうなっているかと。貧困の問題から自然災害の問題も含めて、ものすごくいい教材、教材とは失礼ですね。いい機会なのかなと。そこも含めて、先ほど言った冊子の中にもそういうのも含めながらやっていったらいいのかなと。

その中で、町としてできることはやっていると。自分たちもやっていると。その中で評価もされているというふうに、すごく、子供たちから大人も含めて、すごくいい視点で取り組める課題なのかなと思って。取り組まなきゃいけない課題だと思っていますので、それも再度確認したいと思います。

それから、講師の関係については、有識者も呼びながら、それから、町内の人材育成も含めて、すごく学識経験者の方を呼んで、話も聞くのももちろんいいんですが、やっぱり町民の方々に人材育成をしながら、そこの中でやっていることを実際に話してもらうとか、そういう機会もいいのかなと思って確認させてもらいました。

以上、再質問させてもらいます。質問にならない点もありますが、ぜひ、ご検討よろしくお願いいたします。再質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中　貢町長　5,000人の小さな自治体ですけれども、ここで5,000人の人方が取り組ん

でいることというのはすばらしいことがたくさんあるということなんです。それをなかなか実感するという機会がない。例えば、今、お話ありましたけれども、子供たちが植林、植樹をする。それは何のためにというところが、どれだけ、しっかりやっているだろうと思いますけれども、よりそれが地球環境の保全につながっているということだとか、そういったことを確認する。そして、それは、今、ここだけのことではなくて、地球全体に広がる活動だというようなこと。そういう意味では、子供たちも国際理解教育というのはいろんな形でやっておりますけれども、こういった中でも、世界を知る大きな手がかりになっていくだろうと、そんなふうに思います。

特に、この子供たちがやがてこの小さな町から、そして、大きな世界の中で活躍していただきたいと、そう思ったときに、こういうグローバルな視点というのを小さいときにいろいろ経験するということもすばらしいことだと、そんなふうに思います。

それぞれの年代や、あるいは職歴や、置かれている立場は、それぞれすばらしいことをされていると思いますから、そのことをまずは確認していくということだろうと思います。

ですから、先生のお話もありますけれども、より自分たちがやっていることを、それを確認するような、そういった機会というのはあると大事なことだろうなと。ですから、子供たちが発表する場だとか、そんなことで、じゃ、自分たちもこんなことで、いろんな活動に参加している。あるいはひもづいているんだなというふうにいけば、そのＳＤＧｓ、今、横文字ですから分かりづらいですけれども、感覚的に理解していただければな、そんなふうに思っています。

やっぱり、これらについては、一定の時間をかけながら、継続してやっていくことが必要だろうと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長）　１時間過ぎていますけれども、このまま続けてやってよろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、続けて質疑のある方。

８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　11ページの子育て世帯の生活支援特別給付金の関係でちょっと確認、質問させていただきたいと思いますが、これは、国のほうから事務経費補助金と、それから給付金、いわゆる生活支援の給付金の２つの予算の組み合わせで来ていると思うんですけども、この中で、委託料の127万2,000円と、それから給付金が310万という形で具体に組まれているんですけれども、この委託については、前のシステムの改

修費というふうに聞いているんですけれども、これは、本町だけがこの事務費の改修が必要なのか、全国的にこの改修が今回必要なのか。

それで、62名の対象児童がいるというふうに資料があったんですけれども、これについて改修費が百二十何万もかかってという部分で、それで、これきりという部分の何かシステムの改修費だというふうに報告、傍聴して聞いたんですけれども、これについて、非常に無駄なお金でないか。一番大事なところで、子供たちに交付する以上に、20%以上改修費に使っているということですけれども、これは全国的なこういう国の配分なのか、それとも、これについて、町でどう思うのか。ここだけ確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　こちらのほうは、うちの町だけじゃなくて、全国的に国の求める対応となっております。

こちらのほうの金額につきましては、うちの町につきましては対象者が当初の見込みとしては六十数名という、少ない額となっておりますけれども、基本的には、全国統一したシステム改修ということの金額となっております。

また、給付金のためだけにちょっとシステム改修するものですから、今後、確かに活用というのは今のところ見込みがないものでございますが、国のちょっと指示に基づいての改修ということになっておりますので、この金額となっておりますけれども、その辺ご理解いただけたらと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　８番、江波戸明議員。

○８番（江波戸　明議員）　もう一つの確認ですけれども、これはちょっと国としては、これは全国でばらまいて、配分したとしたら、かなり大きな額になるんだというふうに思うんですよ、改修だけでも。その部分含めて、町として、こういう事業を受けるのは非常に、僕はこの事業については大賛成なんですけれども、こういう事業で、もし国のほうで改修費、これだけ金をかけているよりも、直接この時期、独り親以外の低所得の子供の世帯に対して、どういうふうに対応するかという部分についてはちょっと、5,000人の町で対象者が今六十数名というんですから、これが１人当たりにしたら、この改修費のほうが２万何ぼとか、そういう大きな金になっちゃうんですけれども、そこら辺について、ちょっと考え方だけもう一回確認して、国のほうもこういう効率的な改修という考え方、システム対応について、町として考え方があれば、その点について確認させてください。

○議長（杉山幸昭議長）　新井保健福祉課長。

○新井英次郎保健福祉課長　たまたまうちの町が人口が少ない中での対応となっているの

で、１人当たりの単価というふうになってくると、かなりちょっと膨大な金額になってしまいますけれども、この辺は、ちょっと国のほうが定めた基準にのっとっての改修ということなので、ちょっと致し方ない点があるのかなと考えております。

○議長（杉山幸昭議長）　ほか、議案第40号、一般会計補正予算、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ありませんか。

船戸総務課長。

○船戸竜一総務課長　先ほど、早坂議員からのご質問がありました、９ページの事務補助職員の退手組合等の金額なんですけれども、こちらにつきましては２点の要因があります。

まず、１点目なんですけれども、この当初予算策定時に、事務補助職員については全員の採用がまだ決定しておりませんので、当初、令和２年度で働いていただいた職員の分も見込んで計上しておりました。実際には、採用というか、こちらに採用を求めなかった方が何名かいましたので、その部分が落ちたというのが一つです。

もう１点につきましては、採用はしたんですけれども、家庭の事情というか、共済から社会保険のほうに移動された方が何名かいまして、その部分も今回、退手組合から落としたというようなことで、金額的にはなかなか大きい金額なんですけれども、その２点が大きな要因となります。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、次に、議案第41号上士幌町国民健康保険特別会計補正予算を一括して質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、次に、議案第42号上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の質疑を。ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、次に、議案第43号上士幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　それでは、議案第44号上士幌町水道事業特別会計補正予算（第１号）、質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　次に、議案第45号上士幌町公共下水道事業特別会計補正予算

（第１号）、質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　質疑はございませんので、これをもって議案第40号から議案第45号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第40号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第40号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第41号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第42号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第43号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第44号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　討論がありませんので、これより議案第45号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎監報告第３号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長）　日程第14、監報告第３号例月出納検査についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

根本広実代表監査委員。

○根本広実代表監査委員　監報告第３号例月出納検査報告について、その結果をご報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき実施しているものでございます。

今回の報告は、令和３年２月分、３月分、４月分の例月出納検査結果を報告するもの

でございます。

検査の対象は、一般会計及び５特別会計の現金の出納状況でございます。

提出されました各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上、監報告第３号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長）　代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧願います。

以上で、監報告第３号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長）　日程第15、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長）　以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

令和３年第３回上士幌町議会定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が５月11日から25日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、令和３年第３回上士幌町議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時２９分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員